

経営安定プロジェクト
研究資料 第4号

平成20年度
集落営農組織の設立等が
地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析
研究報告書

平成22年11月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

農林水産政策研究所では、平成 19 年度から導入された水田・畑作経営所得安定対策の下、各地域で集落営農組織の設立等が地域農業や農業経営等にどのような影響（効果）を及ぼしているかについて継続的に把握し、今後の地域農業の発展方向と農業構造の変化を予測するための「水田・畑作経営所得安定対策導入に伴う農業経営・農地利用累積等の動向の分析」（平成 19 ～ 21 年度）を実施してきた。本研究資料は、このプロジェクト研究の 2 年目の研究成果（平成 20 年度研究成果）を紹介するものである。

この資料では、19 年度にも実施した地域ブロック別、集落営農組織立ち上げ前の状態別の分析に加え、組織の設立目的や組織運営の中心となる者の違いによる組織類型別の分析結果を新たに掲載している。とりまとめが大幅に遅れてしまったことをお詫びするとともに、近日刊行予定の平成 21 年度報告書と併せ、各地域での集落営農組織の育成や経営発展に向けてご活用頂ければ幸いである。

なお最後に、本研究の現地調査にあたってご協力を頂いた各集落営農組織と認定農業者の皆様、および普及組織、市町村役場、JA 等の関係者の皆様に、深く感謝申し上げる次第である。

平成 22 年 11 月

農林水産政策研究所

経営安定プロジェクト集落営農チーム

吉田行郷，香月敏孝，小野智昭，
千葉修，吉井邦恒，橋詰登，江川章，
進藤眞理，齋藤薫，高岸陽一郎，
出田安利，鈴木源太郎，川崎賢太郎
金子いづみ（日本学術振興会特別研究員）

平成20年度

集落営農組織の設立等が
地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析

研究報告書

目 次

1. 研究方法と20年度の課題	1
2. 調査対象組織の位置づけと留意点	2
3. 集落営農組織の類型化と発展状況	4
4. 条件不利地域における集落営農組織の特徴と役割	16
5. 農地の利用集積，作業の共同化，団地化等への取組状況	23
6. 農業機械の利用とオペレータの活動状況	32
7. 経営作物と複合化・多角化への動き	37
8. 集落営農組織の法人化	49
9. 集落営農組織の付加価値とその配分	60
10. 認定農業者と集落営農組織の関係	70
11. まとめ	74

1. 研究方法と20年度の課題

本研究では、水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営所得安定対策」という。）の導入を機に立ち上げられた集落営農組織を中心に調査を実施することとし、農林水産省経営局、各道府県の普及組織の協力を得て抽出された集落営農組織及び認定農業者の中から、経営所得安定対策への加入集落営農組織の地域別分布を考慮して調査対象を決定した。2年目の平成20年度においては、まず、全体的な集落営農組織の経営実態を把握するためのアンケート調査（500組織に対して実施し、有効回答数は382）を実施した⁽¹⁾。その結果も踏まえて、前年からの継続調査対象に補充を行い、最終的に77組織（前年度69組織）、30人（前年度30人）に対する現地調査を行い、その結果について分析を行った。

また、集落営農組織の分析を地域の特性を十分に踏まえて行うために、前年度、大学、試験研究機関、普及組織等の参画も得て構築した研究ネットワークのスキームを、2年目も活用して共同での現地調査、調査結果の分析を行った。

なお、平成20年度は、経営所得安定対策導入後2年目ということで、組織立ち上げの動きが一段落し、経営の安定化・発展に向けた動きや法人化の動きが出てくると考えられたことから、これらの動きを分析することに重点を置いた。また、同対策導入後初めての収支決算に関する分析を行い、今後の経営の安定化・発展において鍵となる所得配分に関する分析を新たに行った。さらに、こうした分析を行うに当たっては、平成19年度にも実施した地域ブロック別、集落営農組織立ち上げ前の状態別の分析に加えて、組織の運営目的や組織の営農を担う者（組織の作業で中心的な役割を果たす者）の違いにより経営の安定化・発展の方向性が異なると考えられたことから、これらの点を考慮して調査対象組織を類型化し分析を行った。

（吉田 行郷）

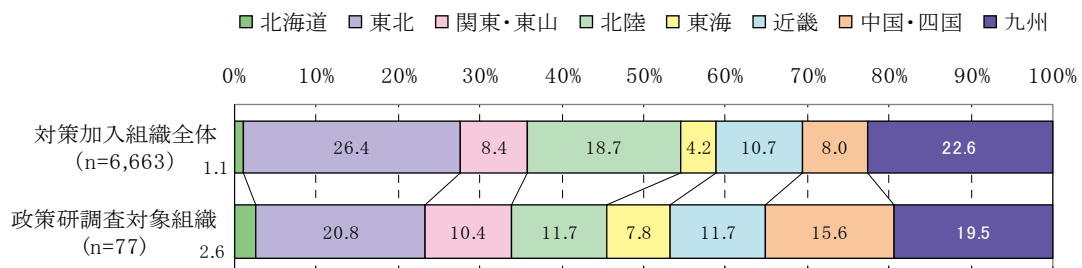
注(1) 農林水産政策研究所「集落営農組織へのアンケート調査結果（平成20年5月実施）の公表について」（20年8月12日公表）

2. 調査対象組織の位置づけと留意点

本調査の対象集落営農組織は、経営所得安定対策への加入集落営農組織の地域別分布を考慮して決定した。平成20年度集落営農実態調査（平成20年2月1日現在）での経営所得安定対策に加入している集落営農組織と本調査の対象集落営農組織とで、地域別分布を比較してみると、農林水産政策研究所（以下「政策研」という。）の調査対象組織の方が、中国・四国に立地する組織の割合が若干高くなっている（第2-1図）。

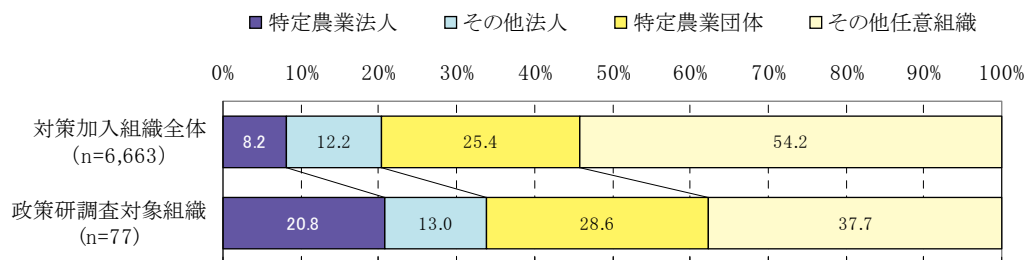
また、組織形態別の集落営農組織割合で同様の比較を行うと、本調査の対象組織の方が特定農業法人の割合が高く、特定農業団体に準ずる組織（その他の任意組織）で低く、その他の法人、特定農業団体の比率については、大きな差はみられない（第2-2図）。なお、経営局が示す経営所得安定対策加入の集落営農組織数は、平成20年8月時点で、法人を含まずに5,655組織であるが、集落営農実態調査における加入数は6,663組織で、うち任意組織が5,302組織、法人が1,361組織であり、任意組織は先の数値より363組織少ない。

次に、経営面積と作業受託面積とを合わせた利用集積面積規模別の分布を比較すると、本調査の対象組織の方が「20～30ha」、「30～50ha」でやや少なく、「50～100ha」、「100ha以上」でやや多くなっている（第2-3図）。参加農家戸数規模別でも、「10～19戸」、「20～29戸」でやや少なく、「50～99戸」、「100戸以上」で多くなっており（第2-4図）、比較的大規模な組織にやや偏っている。



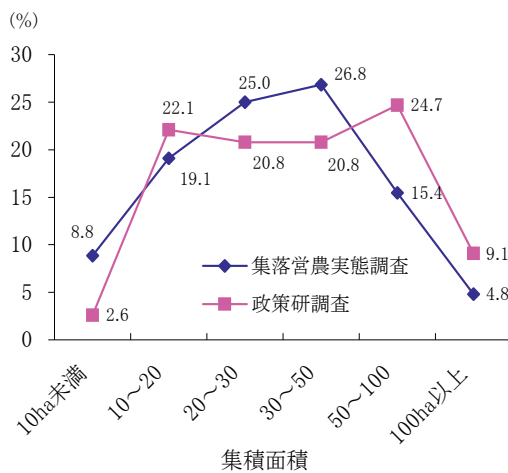
第2-1図 地域別にみた集落営農組織の割合

資料：平成20年集落営農実態調査（農林水産省統計部）、農林水産政策研究所調べ



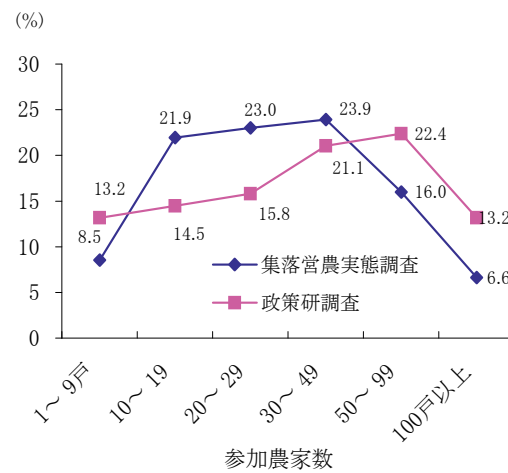
第2-2図 組織形態別にみた集落営農組織の割合

資料：平成20年集落営農実態調査（農林水産省統計部）、農林水産政策研究所調べ



第2-3図 集積面積規模別の
集落営農組織割合

資料:平成20年集落営農実態調査(農林水産省統計部),
農林水産政策研究所調べ



第2-4図 参加農家数規模別の
集落営農組織割合

資料:平成20年集落営農実態調査(農林水産省統計部),
農林水産政策研究所調べ

このように、経営所得安定対策に加入する集落営農組織全体の分布と本調査対象組織の分布を比較すると、特定農業法人や利用集積面積が比較的大規模な組織がやや多く、集落営農組織の活動レベルからすると、比較的活発に活動を展開する組織が多く含まれている傾向にあるので、分析結果をみるに当たっては、この点にも留意しておく必要がある。

(齋藤 薫)

3. 集落営農組織の類型化と発展状況

はじめに

平成 19 年度における集落営農組織が立ち上げられたことによる地域農業や農業経営への影響については、「集落営農組織の立ち上げ前の状態の違い」による分析を行い、すでにこれまで集落営農組織としての実績があり、経営として発展している集落営農組織の方が、立ち上げ間もない組織よりも、影響が大きく広範に及ぶことを明らかにした。

平成 20 年度においては、平成 19 年度から連続して調査を行った集落営農組織が 67 あることから、集落営農組織の経営の安定化・発展の状況について時系列での分析を行うことが可能になったので、それら 67 組織における 2 年間の発展状況を分析する。

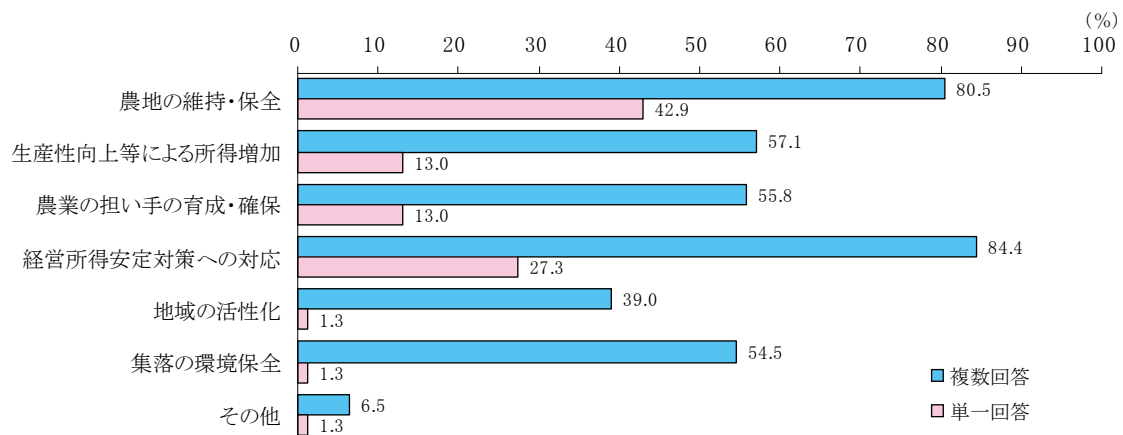
(1) 集落営農組織の類型化

集落営農組織の経営の安定化・発展の方向性は、組織の性格によって異なると考えられることから、組織の性格の違いを踏まえた分析を行うため、組織の運営目的と組織の営農を担う者（組織の作業で中心的な役割を果たす者）の違いにより調査対象組織を類型化して、類型間の性格の違いを踏まえた分析を行い、類型毎の経営の安定化・発展の方向性の相違を明らかにする。

1) 組織の運営目的の相違

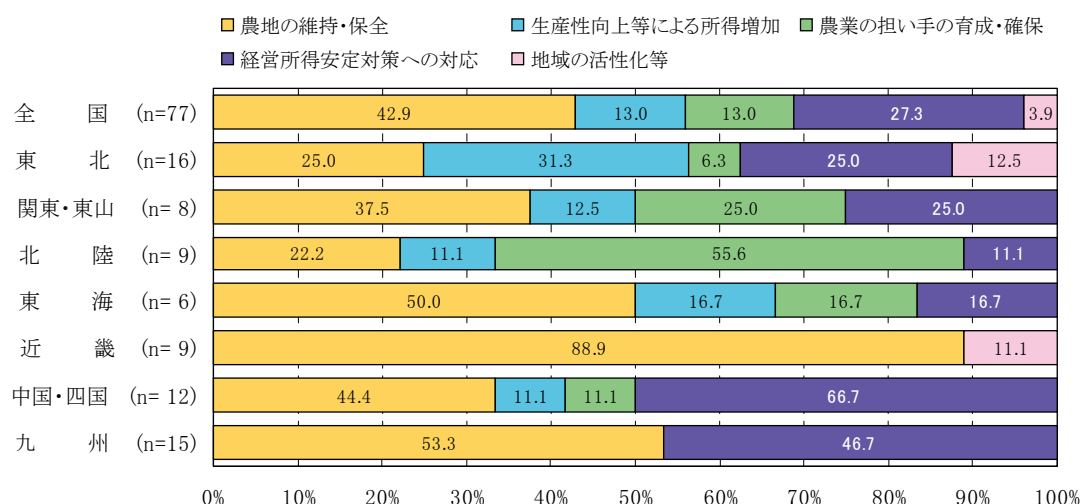
調査対象集落営農組織の運営目的をみると、「複数回答可」という条件の下では、「補助金・交付金の需給」が 84 % と最も多く、続いて「農地の維持・保全」が 81 % となっており、他の目的も高い回答率となっている（第3-1図）。

しかしながら、「最も重視したもの」という「単一回答」になると、「農地の維持・保全」が 43 % と他の目的に比べて回答割合が高く、次いで「経営所得安定対策への対応」が 27 % で続いている。また、その他の目的でも、「生産性向上等による所得増加」と「農業の担い手の育成・確保」と「地域の活性化」と「集落の環境保全」と「その他」が 1.3 % と低い回答率となっている。



第3-1図 集落営農組織の運営目的

資料：農林水産政策研究所調べ



第3-2図 地域ブロック別にみた集落営農設立の目的(最も重視したもの)

資料:農林水産政策研究所調べ

業の担い手の育成・確保」がそれぞれ 13 %といった回答割合となっているのに対して、複数回答では回答割合の高かった「地域の活性化」と「集落の環境保全」は、わずか 1 %となっており、これらが集落営農組織の立ち上げに当たっては考慮された目的ではあったものの、決してメインになる目的ではないことを示している。

また、「経営所得安定対策への対応」の回答割合が「複数回答」と「単一回答」で大きく異なることは、多くの集落営農組織が、経営所得安定対策の導入を受け、その対象となることを意識して立ち上げられてはいるものの、それ以上に「農地の維持・保全」や「農業に担い手の育成・確保」等、集落営農組織が、本来、果たすことを期待されている機能を関係者が求めて立ち上げられていることを示している。

続いて、「最も重視した運営目的」を地域別にみると、「農地の維持・保全」は、近畿、四国、九州等の西日本で回答割合が高く、「生産性向上等による所得増加」は東北等の東日本で回答割合が高くなっている（第3-2図）。

このことは、西日本を中心にした中山間地域等においては、高齢化等による担い手不足に対応した地域農業の維持・保全のために、東日本を中心にした平地農業地域等においては、1ha 区画を中心とした大区画圃場整備事業の実施による農地の利用集積や大型機械の導入に対応するために、それぞれの集落営農組織が立ち上げられてきたと言われている状況⁽²⁾に合致している。

また、「経営所得安定対策への対応」については、中国・四国で一番回答割合が高くなっている。これは、このうちの中国地方の調査対象組織のほとんどが、すでに集落営農組織としての実態があったか、もしくは前身組織があった組織であり、その多くで、経営所得安定対策の導入に合わせて組織を見直す必要があったためと考えられる。中国・四国に続いて、九州、関東・東山、東北でも、その割合が高くなっている。これらの地域は、中国地方とは異なり、新たに組織化された集落営農組織が多い地域であり、後述するように、組織で経理を行う中で個別の営農スタイルが継続されているいわゆる「枝番方式」の集落

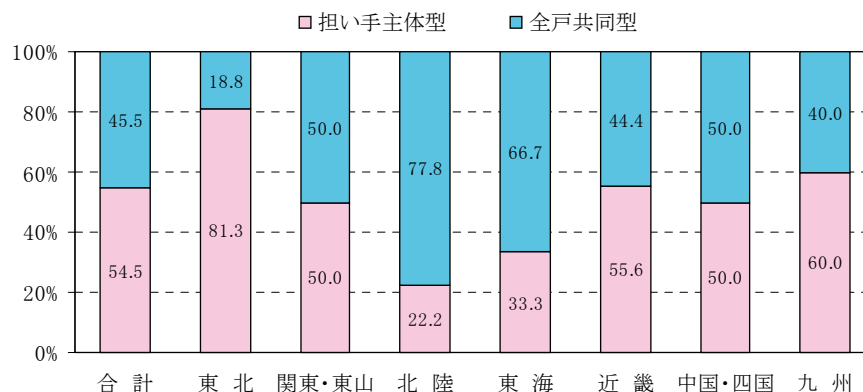
営農組織が多かったためと考えられる（第3-3図参照）。

2) 組織の営農を担う者の相違

組織の運営を担う者（組織の基幹作業で中心的な役割を果たす者）の違い（「担い手主体型」か「全戸共同型」か）を地域ブロック別にみると、後述するように、東北の調査対象組織では、平均 8 人程度の認定農業者が参加しており、その多く（87 %）がオペレータとして組織の中心的な存在になっているため、担い手主体型⁽³⁾の組織が 8 割を占めている（第3-3図）。

これに対して、関東・東山、中国・四国では、認定農業者が参加している組織の割合は高いが、参加人数は少なく（関東・東山で平均 3 人程度、中国・四国で平均 1 人程度）、担い手主体型の組織と全戸共同型の組織が約半数を占めている。

また、東海、近畿、九州は、組織に参加している認定農業者がいても少なく（東海で平均 1 人程度、近畿で平均 2 人程度）、担い手主体型の組織と全戸共同型の組織が併存する



第3-3図 地域ブロック別にみた担い手主体型と全戸共同型の分布

資料：農林水産政策研究所調べ

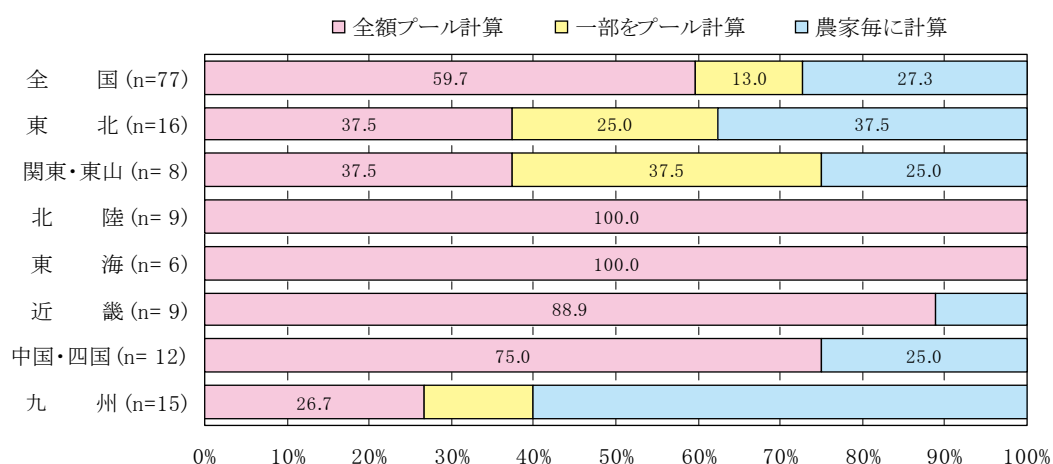
状況である（近畿、九州では担い手主体型がやや多く 6 割弱を占め、東海では全戸共同型がやや多く 7 割弱を占めている）。

他方、北陸では地域内に認定農業者がいても、それらの者が参加せず、兼業農家ばかりで集落営農組織が立ち上げられた全戸共同型が 8 割弱を占めている。

なお、九州では、複数集落にまたがって組織化されている組織が多いこともあり、認定農業者を数多く含む組織が多いが（平均 10 人程度）、個別では経営所得安定対策に加入できなかった認定農業者の参加が多く、必ずしも担い手主体型になっていない。こうした組織の営農を担う者についても地域性がみられる。

3) 経理の一元化の状況

平成 20 年度の調査では、経理の一元化の状況について、販売額の「全額をプール計算」、「一部をプール計算」、「全額を農家ごとに把握」のいずれかに回答してもらう形で、組織で経理を行う中で個別の営農スタイルが継続されているいわゆる「枝番方式」の集落営



第3-4図 地域ブロック別にみた経理一元化の範囲

資料: 農林水産政策研究所調べ

農組織を把握した。これを地域ブロック別にみると、「一部プール計算」（麦，大豆等でプール計算を行っていても米では枝番方式）の組織も含めると，調査対象組織では，九州，東北，関東・東山の3地域で，いわゆる「枝番方式」の組織が多くなっている（第3-4図）。

なお，各組織の設立経緯に関する分析を踏まえれば，こうした「枝番方式」の組織の中には，経営所得安定対策の導入を機に，その初年度の加入申請に間に合わせるため，集落営農に対する十分な動機付けが行われないまま組織の立ち上げを急いだところも多い。こうした点も，類型化において考慮する必要がある。

4) 類型区分

以上のような集落営農組織の運営目的の違い⁽⁴⁾，組織の営農を担う者の違いを踏まえて，プール計算の実施状況も考慮して，以下のような6つの類型区分を設ける⁽⁵⁾。

なお，以下の分析では，
第3-1表における各類型区分
毎の性格を踏まえ，便宜上，
以下の仮称で，各類型に属する組織を総称することとする。

<各類型毎の仮称>

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 所得増・担い手型 (Ⅰ－A) | ② 所得増・全戸型 (Ⅰ－B) |
| ③ 農地維持・担い手型 (Ⅱ－A) | ④ 農地維持・全戸型 (Ⅱ－B) |
| ⑤ 目的未決・担い手型 (Ⅲ－A) | ⑥ 目的未決・全戸型 (Ⅲ－B) |

第3-1表 組織の運営目的，組織の営農を担う者の違いによる類型区分

		組織の営農を担う者	
		担い手主体 (A)	全戸共同 (B)
組織運営の目的	生産性向上等による所得の増加 (Ⅰ)	Ⅰ－A	Ⅰ－B
	農地の維持・保全 (Ⅱ)	Ⅱ－A	Ⅱ－B
	目指す方向を決めかねているもの (Ⅲ)	Ⅲ－A	Ⅲ－B

注1) ここでの「担い手」とは，組織の作業の中心的な役割を果たす特定の者(認定農業者，オペレータ，リーダー等)であって，将来的に主たる従事者となり得る者のことをいう。

2) 設立目的を「担い手の育成・確保」としている組織については，外部等から若い担い手を確保するため収益の向上等を課題として挙げている組織を「Ⅰ」に，その他を「Ⅱ」に便宜上振り分けた。

3) 設立目的を「経営所得安定対策への対応」としている組織で，販売額を農家毎に計算している組織は「Ⅲ」に分類した。

本研究の調査対象組織 77 を、上記の第3-1表の整理で、類型に分類し、これを地域ブロック別にみたのが第3-2表である。東北では「所得増・担い手型（Ⅰ－A）」、「農地維持・担い手型（Ⅱ－A）」と続き、担い手主体型が大半である。これに対して北陸では、「農地維持・全戸型（Ⅱ－B）」の割合が突出しており、全戸共同型が 8 割を占める。中国・四国では「農地維持・担い手型（Ⅱ－A）」が多い。近畿では、大半が「農地の維持・保全」を運営目的としていて、担い手主体型と全戸共同型が拮抗している。九州では、「目的未決・担い手型（Ⅲ－A）」と「目的未決・全戸型（Ⅲ－B）」で過半を占めている。

第3-2表 地域ブロック別、法人・任意組織別にみた類型区分の分布

(単位：%)

		組 織 の 類 型 区 分						
		組織数	Ⅰ－A	Ⅰ－B	Ⅱ－A	Ⅱ－B	Ⅲ－A	Ⅲ－B
地 域 ブロック別	全 国	77(100.0)	11(14.3)	10(13.0)	21(27.3)	18(23.4)	10(13.0)	7(9.1)
	東 北	16(100.0)	7(43.8)	1(6.3)	4(25.0)	2(12.5)	2(12.5)	0(0.0)
	関東・東山	8(100.0)	0(0.0)	1(12.5)	2(25.0)	2(25.0)	2(25.0)	1(12.5)
	北 陸	9(100.0)	2(22.2)	2(22.2)	0(0.0)	5(55.6)	0(0.0)	0(0.0)
	東 海	6(100.0)	0(0.0)	2(33.3)	2(33.3)	1(16.7)	0(0.0)	1(16.7)
	近 畿	9(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	4(44.4)	4(44.4)	1(11.1)	0(0.0)
	中国・四国	12(100.0)	1(8.3)	3(25.0)	5(41.6)	1(8.3)	0(0.0)	2(16.7)
	九 州	15(100.0)	0(0.0)	1(6.7)	4(26.7)	2(13.3)	5(33.3)	3(20.0)
法人・任意組織別	法 人	28(100.0)	5(17.9)	2(7.1)	13(46.4)	8(28.6)	0(0.0)	0(0.0)
	任意組織	49(100.0)	6(12.2)	8(16.3)	8(16.3)	10(20.4)	10(20.4)	7(14.3)

資料：農林水産政策研究所調べ

注：全国77組織には、北海道の2組織が含まれる。

(2) 集落営農組織の経営の安定化・発展に向けた動き

平成 19 年度から 20 年度にかけて連続して調査を行った 67 集落営農組織に対する調査結果を用いて、この 1 年における集落営農組織の経営の安定化・発展の状況について分析する。分析に当たっては、集落営農組織からの回答を基に、経営の安定化・発展に関する以下の 5 指標を定義し、各組織において、どの指標で進展があったかを把握した⁽⁶⁾。

- i) 機械の共同利用の増加
- ii) 50 歳未満のオペレータの確保・増加
- iii) 農地・農作業の引き受け、利用集積の進展
- iv) 複合部門・多角部門の導入・拡大
- v) 組織設立後の法人化

1) 組織の立ち上げ前の状態による違い

平成 19 年度の分析結果では、すでにこれまで集落営農組織としての実態があった集落営農組織の方が、立ち上げ間もない組織よりも経営として発展しており、地域農業や農業経営に対する影響も大きく広範に及んでいた。

集落営農組織で取り組まれている経営の安定化・改善のための内容についても、組織としての歴史の長さの違いにより、違いがあると考えられる。以下では、集落営農組織の立

ち上げ前の状態別に、67 集落営農組織の平成 19 年度以降の経営の安定化・発展の状況を、5 つの指標により把握し、その違いを明らかにする。

まず、67 組織全体では、いずれかの指標で進展がみられた組織の割合が 73 % となっており、集落営農組織としての歴史が長いほど、この割合が高くなっている（第3-5図）。

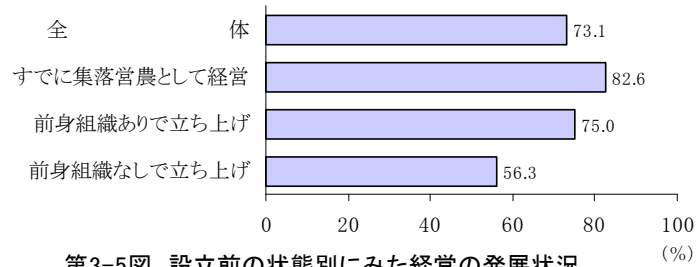
特に、これまでも経営として発展してきた「すでに集落営農として経営実態のあった組織」では 83 % の組織が何らかの発展をしており、経営所得安定対策導入後も順調に経営が進化していることを示している。他方、67 組織全体の 27 % の組織で、また、「前身組織なしで立ち上げられた組織」の 44 % の組織で、いずれの指標においても進展がみられず（一部の組織では悪化している）、発展のあった組織と二極化している。

続いて、設立前の状態毎に、進展のみられた指標の違いを整理する（第3-6図）。

「前身組織なしで立ち上げられた組織」では、「農地・農作業の引き受け、利用集積の進展」と「機械の共同利用の増加」の割合が 4 ～ 5 割と他の指標より高くなっている。

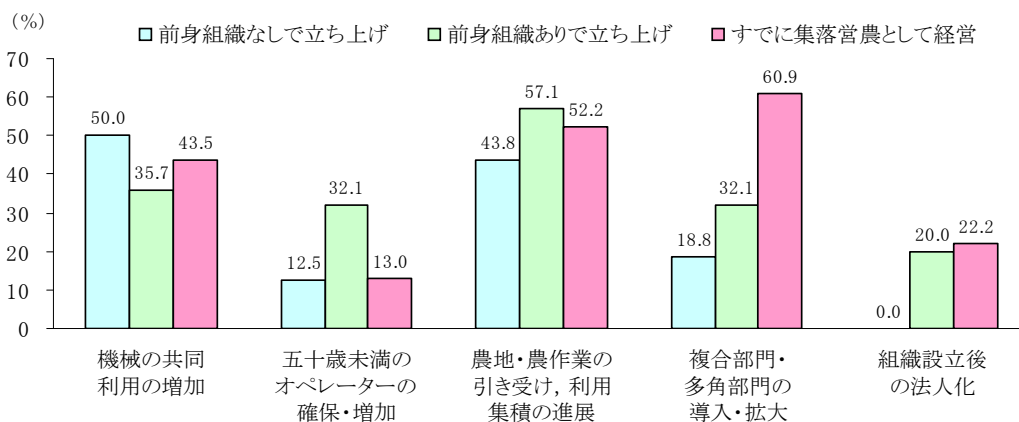
このことから、これらの組織の中には、リタイア農家等の農地を組織で引き受けたり、共同で利用する機械を組織で持つことを契機に組織としての一体性を確保し、経営を安定化させたり、発展させていこうとしている組織が多いことが考えられる。実際に、これらの組織の代表者には、そうした意向を持っている者が多かった⁽⁷⁾。なお、法人化計画を前倒する形で法人化した組織は 20 年度調査時点では一つもない。

次に、「前身組織ありで立ち上げられた組織」における進展状況をみると、「前身組織なしで立ち上げられた組織」と同様に、「農地・農作業の引き受け、利用集積の進展」の割合が高いものの、「機械の共同利用の増加」の割合はやや低い。この理由としては、こ



第3-5図 設立前の状態別にみた経営の発展状況
(何らかの発展があった経営の割合)

資料: 農林水産政策研究所調べ



第3-6図 設立前の状態別に見た経営の安定化・発展の状況

資料: 農林水産政策研究所調べ

注: 「組織設立後の法人化」の割合については、その累計に含まれていた任意組織の総数(当該法人化組織も含む)に対する比率である。

これらの組織が機械利用組合や生産組合を母体として立ち上げられているため、すでに機械の共同利用がある程度実現されていることが考えられる。他方で、「前身組織なしで立ち上げられた組織」とは異なり、「50歳未満のオペレータの確保・増加」、「複合部門・多角部門の導入・拡大」で進展のあった組織の割合が高くなっており、すでに組織としての一体性をある程度確保できている組織では、経営の安定化・発展の取組に広がりが出ていることがうかがわれる。法人化についても、平成19年4月時点で設立と同時に法人化した組織は1割しかなかったが、その後、任意組織のうち2割が、平成19年5月以降に法人化計画を前倒しする形で法人化している。

最後に、「すでに集落営農として経営実態のあった組織」における進展状況をみると、「複合部門・多角部門の導入・拡大」と「農地・農作業の引き受け、利用集積の進展」の割合が高く、「前身組織ありで立ち上げられた組織」に比べて「50歳未満のオペレータの確保・増加」の割合が低くなっている。この理由としては、これらの組織は、組織としての一体性が強く、オペレータ組織に取り込める若い担い手はすでに取り込んでいる組織も多いと考えられ、経営発展の余地と力点が、収益の向上や余剰労働力等の有効活用を目的とした複合部門・多角部門の導入・拡大、高齢化の進展を受けたリタイア農家等からの農地・農作業の着実な引き受けにシフトしていることが考えられる⁽⁸⁾。また、すでに平成19年4月時点で6割の組織が法人化していたが、残りの4割の任意組織についても、そのうちの2割が平成19年5月以降に法人化計画を前倒しする形で法人化している。

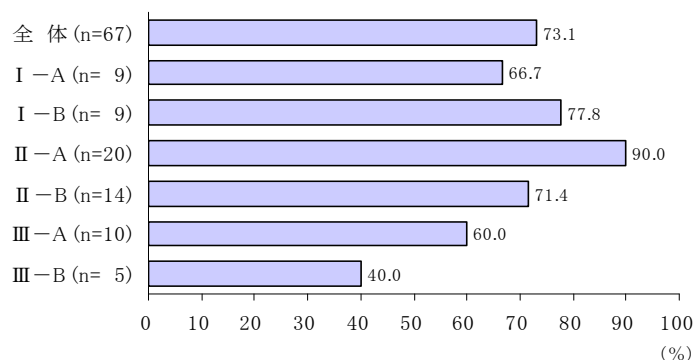
以上のことから、集落営農組織が組織としての一体性を強めていくのに応じて、その経営改善の方向性が以下のように変わっていくことが考えられる。

- i) まだ組織としての一体性が確保されていない状態の組織の多くでは、組織で機械を所有し、それを共同で使用することや、組織としてリタイアする農家の農地や農作業を引き受け農地の維持・保全を行うことを契機にして、組織としての一体性を持たせようという努力が行われる。
- ii) 機械利用組合等をベースにした機械の共同利用や転作作物における協業等が始まり、それが定着し、ある程度、組織としての一体性が確保された組織の多くでは、オペレータ組織の整備による若いオペレータの確保や複合部門の導入等も行われるようになり、経営の安定化・発展の方向性が多様化する。
- iii) 共同利用する農業機械、オペレータ組織、農作業の協業体制等が整備され、組織としての一体性が強まった組織の多くでは、そのような整備が行われることで、農地や農作業の引き受け能力も向上し、労働力にゆとりもできるので、複合部門、多角部門の導入・拡大やリタイア農家等からの農地・農作業の着実な引き受け等に力が入れられるようになる。

こうした経営の安定化・発展の方向性のシフトに合わせて、①機械の合理的な所有と効率的な利用、および農地の維持・保全、②オペレータとしての若い担い手の農業への参画・定着、③複合部門、多角部門の強化による農業所得、農業関連所得の向上、といった順に、地域農業や農業経営に対して効果が現れ、それが次第に大きくなっていくことが考えられる。

2) 類型区分による違い

集落営農組織の運営目的の違い、組織の営農を担う者の違いにより、経営の安定化・発展の方向性が異なると考えられる。このため、組織の運営目的、組織の営農を担う者の違いによって、各指標の進展状況にどのような違いがあるかを分析した。



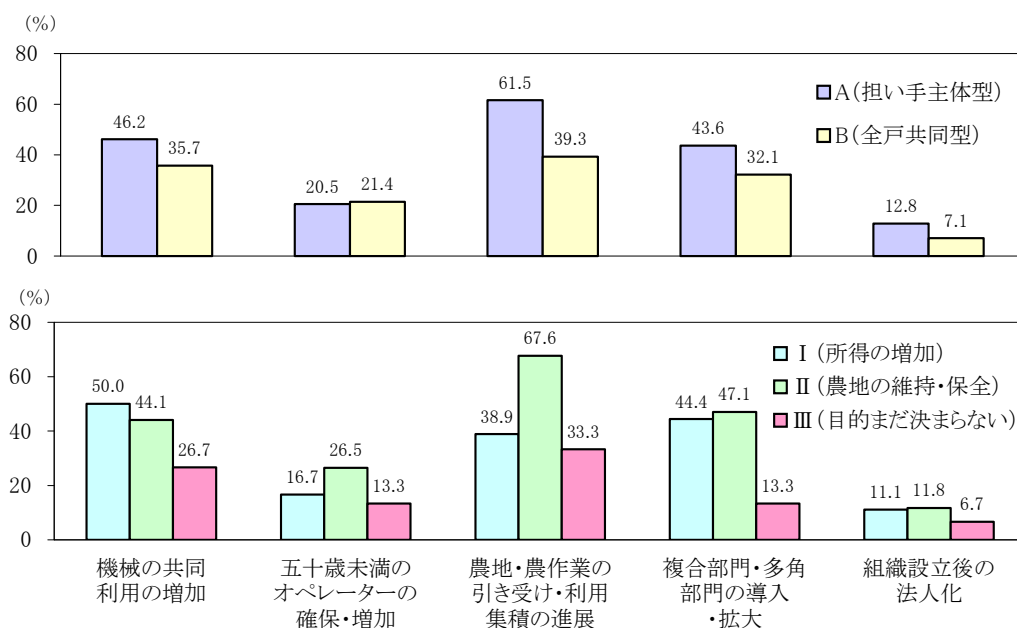
第3-7図 類型別にみた経営の発展状況
(5指標で何らかの進展があった経営の割合)

資料：農林水産政策研究所調べ

まず、類型毎に、いずれかの指標に進展があった組織の割合をみると、「農地維持・担い手型（Ⅱ－A）」で90％と最も高くなっている（第3-7図）。

この理由としては、後述するように、その運営目的である農地の維持・保全の観点から、実際にリタイア農家等からの農地や農作業を引き受ける機会が多かったことが考えられる。これに対して、「目的未決・全戸型（Ⅲ－B）」で40％と最も低く、60％の組織で経営の安定化・発展の動きがみられなかった。

次に、第3-8図で、類型毎に進展のあった指標の違いをみると、「担い手主体型（A）」と「全戸型共同（B）」では、各指標で、進展のあった組織の割合には差があるものの、割合の高い指標の順番は変わらず、明確な方向性の違いはみられない（この点は、例えば、組織の運営目的が同じであるⅠ－AとⅠ－B、Ⅱ－AとⅡ－Bとの間でも同様である）。



第3-8図 類型別にみた経営の安定化・発展の状況

資料：農林水産政策研究所調べ

注「組織設立後の法人化」の割合については、その累計に含まれていた任意組織の総数(当該法人化組織も含む)に対する比率である。

これに対して、「所得増（Ⅰ）」、「農地維持（Ⅱ）」、「目的未決（Ⅲ）」という運営目的別では、指標の進展状況で以下のような方向性の違いがみられる。

- ① 「所得増（Ⅰ）」では、その運営目的を反映して、「農地・農作業の引き受け、利用集積の進展」よりも、生産性向上に向けた「機械の共同利用の増加」や、所得増加につながる「複合部門・多角部門の導入・拡大」の割合が高くなっている。
- ② 「農地維持（Ⅱ）」では、その運営目的を反映して、「農地・農作業の引き受け、利用集積の進展」の割合が 68 %と、他の目的に比べて 20 ポイント以上高くなっている。
- ③ 「目的未決（Ⅲ）」では、他の 2 類型に比べて、総じて低い割合にとどまっている。

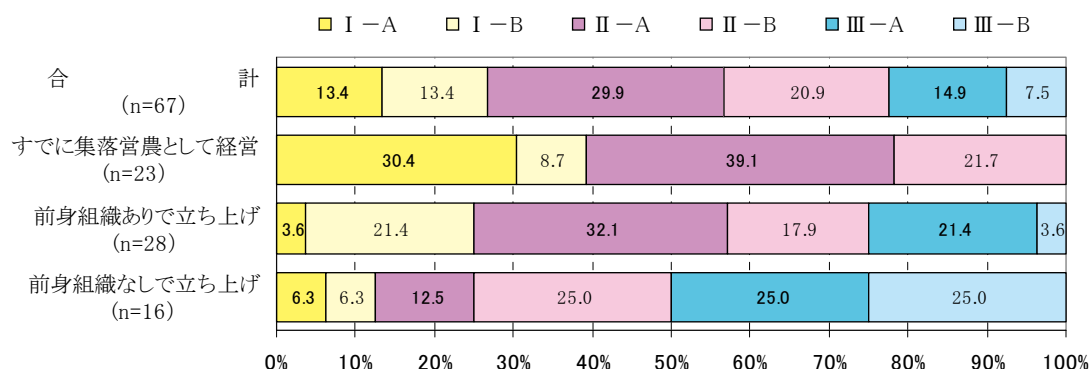
以上の結果を総括すれば、設立の目的別の分析からは、それぞれの組織の運営目的に沿った形で経営の安定化・発展がみられる組織が多いことが明らかになった。他方、組織の営農を担う者の違いは、かなり地域性を反映しているにもかかわらず、その違いを踏まえた今回の分析からは、経営の安定化・発展の方向性について明確な違いはみられなかった。

今後は、組織設立の目的によって経営改善の取組の方向性に違いがあることを踏まえて、支援を行っていく必要がある。

なお、6 つの類型区分と前述の「集落営農組織の立ち上げ前の状態の違い」との関係を見ると、経営所得安定対策の導入時に、「すでに集落営農組織としての経営実態があった組織」では、「農地維持・担い手型（Ⅱ－A）」の割合が 39 %と一番高く、続いて「所得増・担い手型（Ⅰ－A）」が 30 %と続いており、「目的未決型（Ⅲ）」に含まれる組織はない（第3-9図）。

これに対して、「前身組織ありで経営所得安定対策の導入を機に立ち上げられた組織」でも、「農地維持・担い手型（Ⅱ－A）」の割合が 32 %と一番高いが、「所得増・担い手型（Ⅰ－A）」は 4 %しかなく、全戸共同の組織が約 4 割を占めている。また、「前身組織なしで経営所得安定対策の導入を機に立ち上げられた組織」では、「目的未決（Ⅲ）」が 5 割を占めている。

以上からは、組織としての歴史が長ければ長いほど、組織としての目的が定まっている



資料：農林水産政策研究所調べ

注：平成19年から20年にかけて継続して調査を行った67組織を分類した結果である。

割合が高く、また、担い手主体型の組織の割合が多くみられる。

おわりに

以上、集落営農組織の経営の安定化・発展の状況とその地域農業、農業経営への影響を、「集落営農組織の立ち上げ前の状態の違い」別と、「組織の運営目的や組織の営農を担う者の違い」別に整理・分析してきた。

集落営農組織の立ち上げ前の状態の違い別にみた分析では、一番、経営の安定化・発展で進展がみられた組織の割合が少なかった「前身組織なしで立ち上げられた組織」でも、この一年間に、6割近くの組織で何らかの進展がみられた。他方で、4割以上の集落営農組織で、少なくとも表に出る形での進展がみられず、このままの経営内容のまま膠着してしまうことが心配される。

集落営農組織の立ち上げ前の状態の違い別にみた分析では、組織としての一体性を強めていくのに応じて、その経営の安定化・発展の方向性がシフトしていくものと考えられた。経営所得安定対策の導入という大きなきっかけが終わってしまった後では、経営内容が膠着状態にある組織において、いきなり大きく組織を変えることは難しいと考えられることから、こうしたシフトの仕方を参考に、少しずつでも目指すべき経営の安定化・発展の方向性に向けて前進させていく必要があり、今後、2年目の発展状況の整理・分析も踏まえて、その参考になる具体的な取組方を整理していく必要がある。

また、地域農業や農業経営に対する影響としては、①機械の合理的な所有と効率的な利用、および農地の維持・保全、②オペレータとしての若い担い手の農業への参画・定着、③複合部門、多角部門の導入・拡大による農業所得、農業関連所得の向上、といった順に効果が現れ、それが次第に大きくなっていくことが考えられるが、実際に、そのような動きが出ているか、各地域の諸指標を分析し把握していく必要がある。

次に、組織の運営目的や組織の営農を担う者の違いによる分析では、組織の目的が決まっている組織の多くで、この1年間だけでも、その目的に向けて経営の安定化・発展に関して進展がみられた。このため、生産性向上等による所得の増加を目指している組織の立地している地域では、米、麦、大豆といった水田作物における生産性が向上し、園芸、花き等の導入・生産拡大や直売や加工等への取組が進んでいくことが期待され、また、農地の維持・保全を目的とした組織が立地している地域では、高齢化が進展する中でも農地の維持・保全が図られていくことが期待される。この点についても、今後、検証していく必要がある。

しかしながら、とりあえず経営所得安定対策等への対応のために設立され、組織の運営目的が定まっていない組織では、この1年間に経営の安定化・発展に関して進展がみられた組織が5割強という状況で、特に、このうち、組織で経理を行う中で個別の営農スタイルが継続されているいわゆる「枝番方式」の組織も多く含む全戸共同型の組織では、進展がみられた組織は4割にとどまっている。今後、これらの動きのみられた組織の更なる経営の安定化・発展に向けた取組の成果を見極めつつ(経営が安定化・発展する中で、すでに新たな目標がみえつつある組織も出てきている)、これと進展がみられない残り6

割の組織の比較分析を行うことで、組織の目的の定まっていない組織が目的を定め、経営の安定化・発展を進めていくための具体的な糸口を明らかにしていく必要がある。

(吉田 行郷)

注(2) 安藤光義編著『集落営農の持続的な発展を目指して』(全国農業会議所, 2006 年)では、「集落営農の発祥の経緯からも、これまでの集落営農の優良事例は西日本を中心に紹介されることが多かったが、その多くは担い手枯渇地域の集落営農」であったことを紹介し、「個別の担い手が展開しているような地域では集落ぐるみ型の集落営農はもともと馴染まない」として、「現在、経営所得安定対策に対応するべく集落営農の設立が急ピッチで進んでいる東日本」の事例を数多く取り上げている。

(3) ここでは、オペレータの人数が参加農家戸数に比べて著しく少ない組織は「担い手主体型」に、オペレータの人数÷参加農家戸数という組織は「全戸共同型」にそれぞれ分類したが、オペレータの人数が少なくても、オペレータの人数+補助作業員の人数÷参加農家戸数という組織は、全戸が農作業を共同で行っているとみなし「全戸共同型」に分類した。また、いわゆる「枝番方式」で、実質的には個別作業が維持されている組織も「全戸共同型」に分類した。

(4) 今回の分類では、最も重視した設立目的として「農業の担い手の育成・確保」を挙げた 10 組織については、集落外等からの若い担い手の確保のため、収益性の向上、所得の拡大等が必要としている 3 組織を「Ⅰ」に分類し、その他、農地の維持・保全、地域農業の維持等のために、「担い手の確保が必要」と回答している 7 組織を「Ⅱ」に便宜上分類した。

(5) この類型区分については、農林水産政策研究所もその検討に当たって参画した、農林水産省経営政策課が取りまとめる予定の「集落営農組織に関する指導方策について」において示されている類型区分とほぼ同じ考え方により区分している。

(6) ここで分析した経営の安定化・発展については、調査対象者に選択肢を設けて直接回答してもらった結果ではなく、できるだけ客観的に相互に比較できるように、調査票に記入された定量的なデータに基づき、以下のように具体的に定義して、進展の有無を整理した。

i) 機械の共同利用の増加

平成 19 ～ 20 年度にかけて、組織が所有する共同で利用するための農業機械の台数が増加した場合、もしくは個別農家の所有する機械の処分が進んだ場合、もしくは共同で利用する機械の効率化が図られた場合

ii) 50 歳未満のオペレータの確保・増加

平成 19 ～ 20 年度にかけて、50 歳未満のオペレータの人数が増えた場合

iii) 農地・農作業の引き受け、利用集積の進展

平成 19 ～ 20 年度にかけて、農地の利用権設定面積、作業受託面積が増加した場合、もしくはリタイアして組織から抜ける農家の農地を組織が引き受けた場合、もしくは団地化・ブロックローテーション化が新たに実現した場合

iv) 複合部門・多角部門の導入・拡大

平成 19 ～ 20 年度にかけて、複合部門もしくは多角部門が新たに導入された場合、もしくは取組規模が拡大した場合

v) 組織設立後の法人化

平成 19 年 4 月以前に設立された組織が、平成 19 年 5 月以降、法人化した場合

(7) 各集落営農組織の代表者からの「今後の意向」についての聞き取り結果による。

(8) この類型の組織の 4 割強がすでに複合部門を持っており、2 割強が導入予定となっている（他の

類型に比べて群を抜いて多い)。また、各集落営農組織の代表者からの園芸部門、多角部門に関する今後の事業展開についての聞き取り結果をみても、「複合部門、多角部門の拡大に力を入れる」旨の回答をしている組織が多くなっている。

4. 条件不利地域における集落営農組織の特徴と役割

はじめに

集落営農組織の立地条件の違い、とりわけ農業生産条件の差異は、現状での組織活動を規定しているばかりでなく、今後の組織の発展状況にも大きく影響するものと考えられる。ここでは、集落営農組織が所在する旧市町村の農業地域類型⁽⁹⁾と中山間地域等直接支払制度の対象農用地の有無⁽¹⁰⁾に着目し、生産条件の制約が大きい中山間地域等の条件不利地域における組織の態様や運営目的の特徴、さらには地域農業に果たしている役割等を、平場に所在する組織と比較分析する。

(1) 集落営農組織の立地属性

平成 20 年度の集落営農実態調査（農林水産省統計部）によると、全国の集落営農組織数は約 1 万 3 千であり、このうち約半分の組織が水田・畑作経営所得安定対策に加入している（第4-1表）。しかし、この加入率は農業地域類型によって大きく異なり、平地農業地域が 64 %であるのに対し、中間農業地域では 40 %、山間農業地域では 25 %と低い。4 割強の組織が中間あるいは山間農業地域に所在しているにもかかわらず、水田・畑作経営所得安定対策に加入している組織に限れば、その割合は 3 割にもみたく、2 千組織弱に過ぎない。これをさらに、中山間地域等直接支払（以下、「中山間直払い」という）の対象農地がある組織に絞り込むと、その数は 1,162 組織（中間農業地域 861 組織、山間農業地域 301 組織）となる。この 1 千余りの組織が、水田・畑作経営所得安定対策に加入している組織の中では、より生産条件が不利な地域に所在する組織といえよう。

そこで、当研究所が 20 年度に調査を実施した 77 組織を、同じように分類すると、平地農業地域が 48 組織（全体の 62 %）と最も多く、次いで中間農業地域が 18 組織（同 23 %）となる。都市的地域および山間農業地域はそれぞれ 7 組織、4 組織と少なく、4 つの農業地域類型別に分析できるだけのサンプル数ではない。そこで、以下の分析では中間農業地域と山間農業地域を合計した中山間地域（計 22 組織）を 1 つのカテゴリーとし、平

第4-1表 農業地域類型別の調査客体数

		H20年 集落営農実 態調査客体		経営所得安定 対策に加入		中山間直払いの 対象農用地がある		政策研 調査客体		中山間直払いの 対象農用地がある	
組 織 数	計	13,062	(100.0)	6,663	(100.0)	1,908	(100.0)	77	(100.0)	18	(100.0)
	都市的地域	1,645	(12.6)	938	(14.1)	48	(2.5)	7	(9.1)	-	(-)
	平地農業地域	5,967	(45.7)	3,804	(57.1)	698	(36.6)	48	(62.3)	3	(16.7)
	中間農業地域	3,726	(28.5)	1,496	(22.5)	861	(45.1)	18	(23.4)	12	(66.7)
	山間農業地域	1,724	(13.2)	425	(6.4)	301	(15.8)	4	(5.2)	3	(16.7)
構 成 比	計	100.0		51.0	100.0	14.6	28.6	100.0		23.4	
	都市的地域	100.0		57.0	100.0	2.9	5.1	100.0		-	
	平地農業地域	100.0		63.8	100.0	11.7	18.3	100.0		6.3	
	中間農業地域	100.0		40.2	100.0	23.1	57.6	100.0		66.7	
	山間農業地域	100.0		24.7	100.0	17.5	70.8	100.0		75.0	

資料：平成20年集落営農実態調査（農林水産省統計部）組替集計，農林水産政策研究所調べ

地農業地域との比較を行う。また、中山間地域の 22 組織のうち、中山間直払いの対象農地がある 15 組織を抽出した分析結果も併記する。

(2) 組織形態の特徴

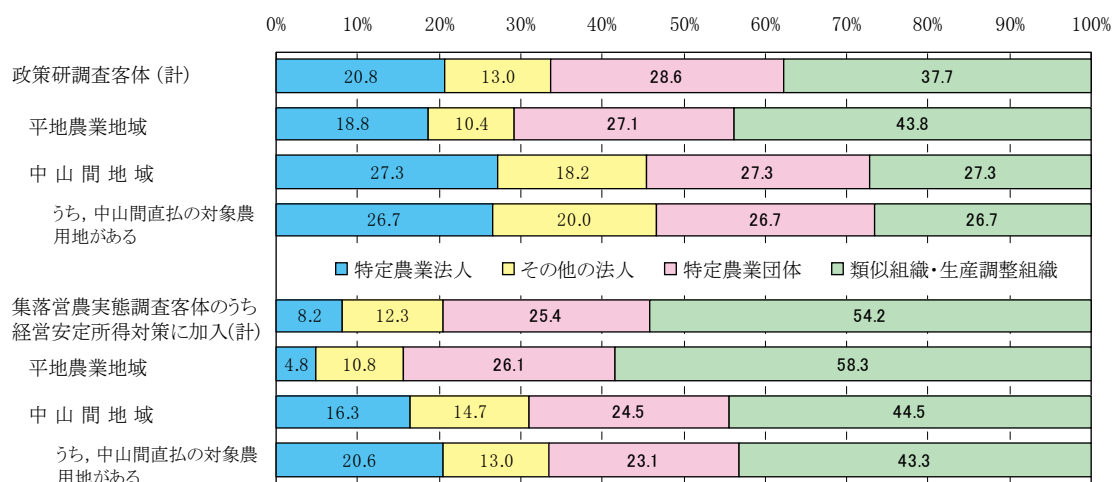
まず始めに、当研究所が調査した集落営農組織の組織形態をみると（第4-1図）、平地農業地域に比べ中山間地域の方が法人となっている組織割合が高く、「特定農業法人」（27 %）と「その他の法人」（18 %）の両方で 4 割を超える。逆に、「類似組織・生産調整組織」の割合は 27 %と低い。またこの組織構成は、中山間直払いの対象農用地がある組織に限定しても大きな違いはみられない。

参考までに、平成 20 年度の集落営農実態調査における水田・畑作経営所得安定対策に加入している組織の組織構成と比較してみると、当研究所の調査客体は、平地農業地域も含め法人の占める割合が高く、非法人組織の割合が低いといった違いはあるが、平地農業地域に比べ中山間地域の方が、法人組織の割合が高い点については共通している。

しかしこの結果から、中山間地域の方が集落営農組織の法人化が進んでいるとみるのは早計である。中山間地域において法人形態の組織割合が高くなっているのは、任意組織（特定農業団体を除く）における経営所得安定対策への加入率が地域類型間で顕著に異なるためであり、平成 20 年度集落営農実態調査結果によると平地農業地域では同形態の組織の 52 %が経営所得安定対策に加入しているのに対し、中山間地域では僅か 20 %に過ぎない。

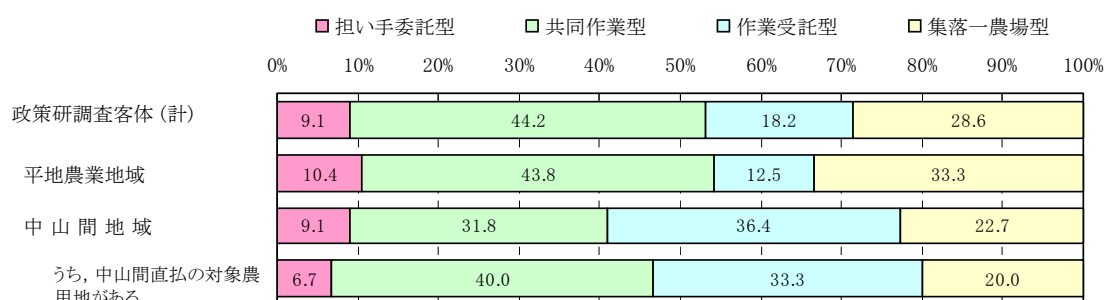
したがって、同実態調査の全集落営農組織に占める対策に加入している法人組織の割合を求めてみると、平地農業地域が 10 %、中山間地域が 11 %であり、両地域間に大きな違いはない。僅かながら中山間地域の割合が高いのは、集落営農組織として経営所得安定対策の規模要件を満たせない組織の一部が、法人化し認定農業者になることで規模要件を満たし、同対策に加入していることが影響していると推察される。

いずれにしても、当研究所が調査した集落営農組織も含め、経営所得安定対策に加入し



第4-1図 組織形態別の組織構成

資料：平成20年集落営農実態調査（農林水産省統計部）組替集計，農林水産政策研究所調べ



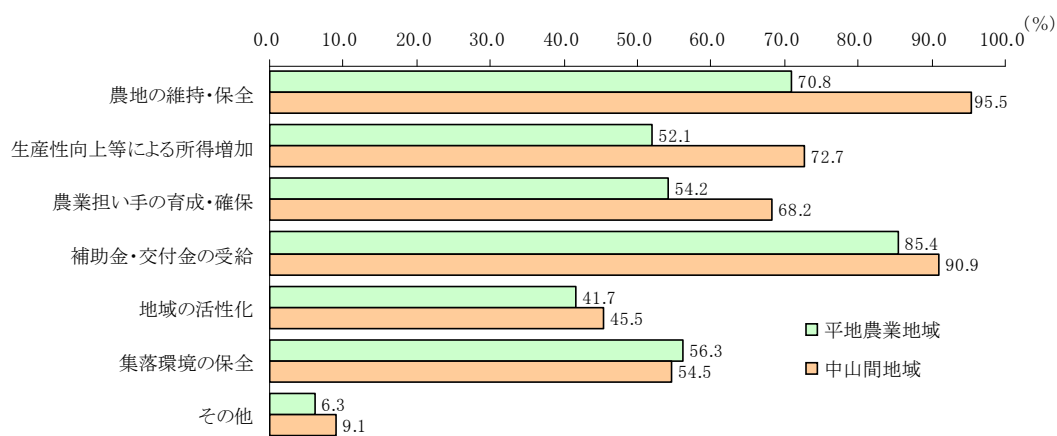
第4-2図 組織タイプ別の組織構成

資料: 農林水産政策研究所調べ

ている組織に限定すれば、中山間地域において相対的に法人形態の組織割合が高まる結果となるが、前述したように両地域ともに対策に加入している法人化組織の割合は1割程度に過ぎず、現段階では集落営農組織の法人化進展状況に地域類型間の差はないとみるべきであろう。

なお、中山間地域で任意組織の経営所得安定対策への加入率が低い理由としては、①地形的制約から本対策への加入要件に満たない小規模の集落営農組織が多い（一部は、法人化し認定農業者として加入）、②生産条件の制約から麦・大豆に取り組まない米のみの組織が多く、また構成員の多くが零細規模であるため飯米用の比重が大きく本対策への加入メリットが小さいこと等が考えられる。

次に、組織タイプをみると（第4-2図）、中山間地域では「作業受託型」が36%を占め最も多く、平地農業地域で44%を占める「共同作業型」は32%にとどまっている。また、平地農業地域では3分の1が「集落1農場型」であるが、中山間地域では23%とその割合が低いといった特徴もある。特に、中山間直払いの対象農用地がある組織での同割合は20%とさらに低く、かつ「担い手委託型」も7%に過ぎない。生産条件が不利な地域においては「共同作業型」あるいは「作業受託型」のタイプの組織が多いといえよう。



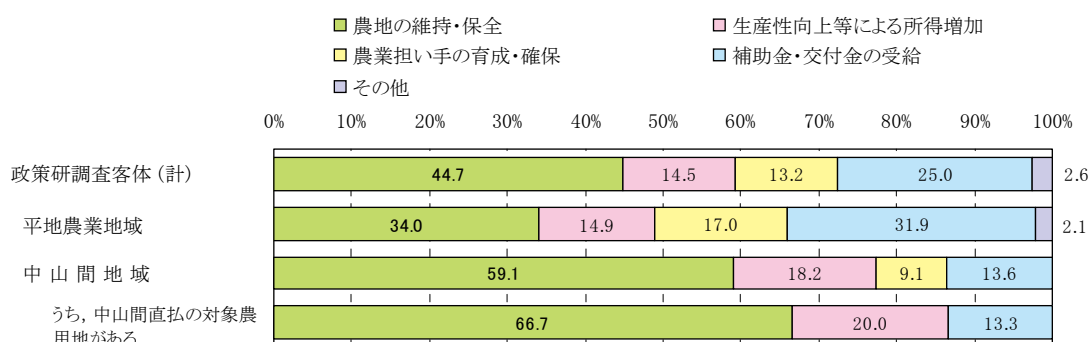
第4-3図 集落営農組織設立時の目的別組織数割合

資料: 農林水産政策研究所調べ

(3) 組織の運営目的

立地条件が組織の性格に強く反映している事項の一つに組織の運営目的がある。第4-3図は、平地農業地域と中山間地域に所在する組織の運営目的を、複数回答してもらったものであるが、「集落環境の保全」を除く項目全てで中山間地域の組織の方が高い割合となっている。平地農業地域の組織に比べ中山間地域の組織は、より多くの目的、すなわち様々な効果を期待して設立されていることがわかる。また、農業労働力の高齢化や担い手不足による農地の荒廃が懸念されている中山間地域の実態を反映し、96 %の組織が「農地の維持・保全」を目的に掲げている。この割合は平地農業地域に比べ25ポイントも高い。その他、「生産性向上等による所得の増加」および「農業担い手の育成・確保」でも、それぞれ21ポイント、14ポイント中山間地域の組織の方が高い回答割合となっている。

さらに、これら目的の中で最も重視したものをみると（第4-4図）、中山間地域の組織の59 %が「農地の維持・保全」と回答している。このうち、中山間直払いの対象農用地がある組織に限定すると、この割合はさらに高まり67 %となる。平地農業地域での同割合は34 %に過ぎないことから、生産条件が不利な地域に所在する組織ほど、集落内の農地保全を主目的に組織を設立していることがわかる。



第4-4図 集落営農組織設立時に最も重視した目的別の組織数割合

資料：農林水産政策研究所調べ

(4) 水田農業における組織の役割

集落営農組織が立地する地域の水田農業が、どのような生産主体によって担われているかをみると（第4-2表）、「集落営農組織」が耕作する面積割合は、平地農業地域で62 %と高い割合なのに対し、中山間地域では40 %と20ポイント以上低い。中山間地域では、「集落内の組織参加農家」の耕作割合が32 %、「集落内の組織非参加農家」が22 %と比較的高く、地域の水田の過半が集落内の農家によって個別に耕作されている。

このように、中山間地域において組織が耕作する割合が低い理由としては、前掲第4-2図でみたように、中山間地域には作業受託型の組織が多く、共同作業型の組織が少ないことと無関係ではない。第4-3表に1組織当たり平均の田の集積面積を示したが、中山間地域の組織の面積は平地農業地域の半分程の34haであり、このうち13haが特定農作業受

第4-2表 地域の水田農業における担い手状況

	集落営農を構成している集落数<1組織当たり平均>(集落)	組織が立地する地域の水田面積<1組織当たり平均>(ha,%)	組織が立地する地域の水田の耕作者別面積割合(%)						
			集落営農組織が耕作	集落内の組織参加農家が耕作	集落内の組織非参加農家が耕作	認定農業者	集落外からの入作者が耕作	認定農業者	誰も耕作していない
政策研調査客体(計)	3.0	85 100.0	56.8	15.5	16.9	12.0	7.8	5.5	3.0
平地農業地域	3.2	91 100.0	62.0	10.4	15.4	11.6	8.3	6.0	3.9
中山間地域	2.6	80 100.0	39.7	31.9	22.4	13.2	5.8	3.9	0.2
中山間直払の対象農用地がある	2.6	75 100.0	43.1	40.9	11.4	1.7	4.2	0.8	0.4

資料:農林水産政策研究所調べ

第4-3表 集落営農組織による田の集積状況と生産基盤

	1組織当たり平均の田集積面積(ha)					借地を実施している組織割合(%)	作業受託を実施している組織割合(%)	田の団地数(箇所)	田の区画整理実施割合(%)	
	集積面積	経営面積	集落外の面積	特定作業受託面積	集落外の農家から				30a区画以上	1ha区画以上
政策研調査客体(計)	51.1	41.4	1.4	9.8	0.4	51.9	75.3	3.4	58.2	10.0
平地農業地域	62.2	52.9	1.7	9.3	0.6	47.9	77.1	2.6	65.5	14.0
中山間地域	34.4	21.4	1.3	13.3	0.3	68.2	77.3	5.0	41.5	4.4
中山間直払の対象農用地がある	36.2	21.8	1.7	14.8	0.3	73.3	80.0	5.5	36.3	2.0

資料:農林水産政策研究所調べ

託面積である。また、借地を実施している組織が68%を占め、平地農業地域に比べ20ポイント以上高いといった特徴もある。

くわえて、田の団地数が平地農業地域の2倍の5箇所、30a区画以上に整備された圃場割合が42%と20ポイント以上低いことから明らかなように、零細な圃場が分散している中山間地域の現状が示されている。これら条件下において、管理作業を含む一体的な生産を組織が全面的に担うのは容易ではないことから、個々の農家ができることは農家にまかせ、管理作業すらできなくなった農家の圃場を組織が引き受け、集落の農地を維持・保全していこうとする中山間地域の集落営農組織の姿が垣間みえる。なおこのことは、中山間直払いの対象農地がある組織でより鮮明に窺うことができる。

(5) 地域資源の管理活動への取組

これまでの分析から、中山間地域に所在する組織の多くは、地域の農地保全を主眼に置いていることがわかった。そこで、第4-4表において農地等の地域資源の保全を目的に実施されている中山間直払いや農地・水環境保全向上対策の実施状況をみた。すると、中山間地域の22組織のうち、中山間直払いの対象農用地がある15組織は全て中山間直払いに取り組んでおり、このうち6組織が農地・水環境保全向上対策にも取り組んでいる。

また、中山間直払いの交付金を集落営農組織の運営経費に活用しているものも半分以上の8組織ある。この8組織について、その特徴をみると(第4-5表)、組織を構成している集落数が平均2集落と少なく、かつ組織参加農家率も90%を超えており、集落営農の

第4-4表 中山間地域の集落営農組織における中山間直払および農地・水環境保全向上対策への取組状況
(単位:組織)

	政策研 調査客 体(計)	中山間地域等直接支払への取組						農地・水環境保全向上対策への取組				
		集 落 協定を 締結し ている	集落協定の範囲と 営農組織の範囲との関係				交付金 を集落 営農組 織の運 営経費 に活用	実施中	2 階 部分を 実 施	未実施	取り組 む予定 がある	2 階 部 分
			範囲が 一致し ている	大部分 重なっ ている	一部重 なっ ている	別組織						
中山間地域(計)	22	15	3	7	2	2	8	13	6	9	3	1
中山間直払の対 象農用地がある	15	15	3	7	2	2	8	6	3	9	3	1
中山間直払の対 象農用地がない	7	0	0	0	0	0	0	7	3	0	0	0

資料:農林水産政策研究所調べ

第4-5表 中山間直払の交付金活用の有無別比較

	政策研 調査客 体(計) (集落)	組 織 参 加 農家率 (%)	構 成 集落数 (集落)	集落協定と営農組織との 範囲別集落数割合(%)			
				範囲が 一致し ている	大部分 重なっ ている	一部重 なっ ている	別組織
中山間直払に取り組んでいる(中山間地域計)	15	87.1	2.6	21.4	50.0	14.3	14.3
交付金を組織運営に活用している	8	90.9	2.0	37.5	50.0	12.5	-
交付金を組織運営に活用していない	6	79.8	3.7	-	50.0	16.7	33.3

資料:農林水産政策研究所調べ

注:交付金の活用状況が不明の組織があるため、表側の計と内訳が一致しない。

範囲と集落協定の範囲が概ね一致している組織が多い。農産物の販売収入や作業受託の収入だけで運営していくのは容易でない中山間地域の組織において、中山間直払いの交付金が活用できることの意味は大きなものがあるが、受益者の一致がその前提となることをこれら結果は示している。

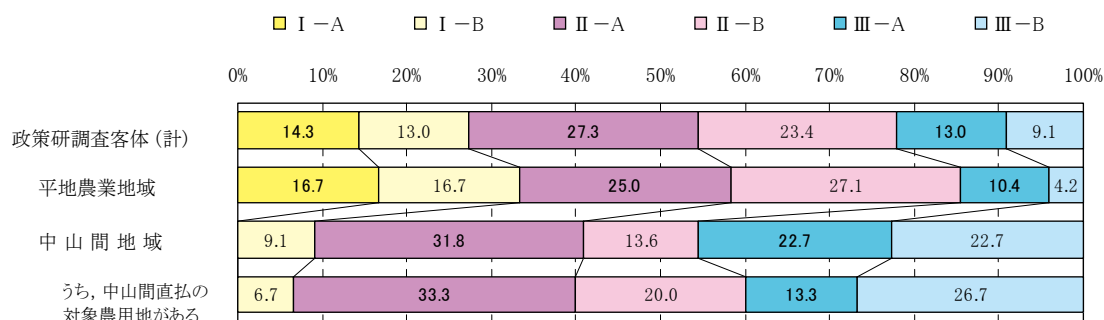
なお、中山間直払いの対象農用地がない 7 組織についてみると、そのすべてが立地する地域で農地・水環境保全向上対策に取り組んでいる点も注目される。

(6) 類型別の組織構成

最後に、3. の(1)で作成した 6 つの類型別に組織構成を比較した(第4-5図)。その結果、平地農業地域と中山間地域とで明確な違いがみられた。平地農業地域では、運営目的が生産性向上による所得の増加であるⅠに分類される組織が 3 分の 1 を占め、担い手主体で運営されているⅠ-Aの組織も 17 %存在する。これに対し、中山間地域ではⅠ-Aの組織は全く存在せず、全戸共同で運営されているⅠ-Bの組織が 9 %存在するだけである。

また、農地の維持保全が目的のⅡに分類される組織の割合は、A, B 併せて平地農業地域で 52 %, 中山間地域 45 %と最も高いが、平地農業地域では全戸共同のⅡ-Bの割合(27 %)が、中山間地域では担い手主体のⅡ-Aの割合(32 %)が比較的高いといった違いがある。なお、中山間地域の組織では、目指す方向が未定のⅢに分類される組織も A, B 併せて 45 %を占めており、中山間直払いの対象農地がある組織ではⅢ-Bに分類され

た組織割合が 27 % と高い。生産条件がより厳しいこれら地域の組織、とりわけ全戸共同で運営されている組織において、現段階では組織の展開方向がまだ定まっていないものが多いことがわかる。



第4-5図 類型別の組織構成

資料: 農林水産政策研究所調べ

おわりに

中山間地域に所在する組織は、法人化しているものが多いものの、運営目的は主に地域の農地保全であり、作業受託型の組織割合が高いといった特徴があった。

傾斜水田を多く抱え、区画が小さく、かつ団地としてのまとまりが少ない圃場条件の下で、組織運営を図っていくためには、負担の大きい管理作業（畦畔の草刈りや水路の維持管理等）をできるだけ集落内の多くの農家に担ってもらう必要があり、平地農業地域の組織のように、少数の担い手だけで地域内の水田を一手に引き受けることが難しい状況が示されていた。

また、類型別の組織構成をみると、中山間地域における組織の半数近くが目指す方向が未定のⅢ型に分類されていた。生産条件が不利な地域に所在するこれら組織においては、地域内の農地の保全を図りつつ、同時に経営体として安定的な発展を図っていかなければならない。そのためには、分析結果からも窺えたように、中山間直払制度や農地・水環境保全向上対策といった地域対策と組織活動をいかにうまく連携させていくかが、重要な鍵を握っているといえよう。

(橋詰 登)

注(9) 平成 13 年 1 月の「農林統計に用いる地域区分」(農林水産省統計情報部)に基づく類型区分であり、旧市町村は昭和 25 年 2 月 1 日時点での市町村である。

(10) 中山間地域に所在する集落営農組織の中には、例えば、町村の中心部の平坦なところで活動しており、傾斜水田を全く有さないものも少なくない。そこで、中山間地域等直接支払制度の対象農用地の有無を加えることにより、条件不利地域の組織をより明確化することとした。

5. 農地の利用集積，作業の共同化，団地化等への取組状況

はじめに

集落営農組織の活動について，農地の利用集積，作業の共同化，団地化の取組等に焦点を当てて検討していく。

このうち利用集積のあり方と作業の共同化の実態については，利用集積面積規模別にみた整理を，団地化の取組については地域ブロック別の整理を主に行っている。

利用集積の実態については，利用集積面積規模別にみることで集落営農組織の組織形態や取組の実態を反映した傾向的な差異が確認される。これに対して，団地化の取組はそうした傾向が弱く地域差が大きいと考えられるからである。

(1) 利用集積面積規模からみた集落営農組織の特徴

ここでは，利用集積面積規模からみた集落営農組織の特徴を整理する。集積面積とは，集落営農組織の経営面積に農作業受託面積を加えた面積である。調査対象の集落営農組織は，水田作を中心とした営農を行っているため，水田の利用集積面積に即した検討を行った。

1) 農業条件別，組織形態別にみた集落営農組織

まず，水田の集積面積規模と農業条件との関係をみれば（以下，第5-1表参照），基本的に集積面積が大きい組織ほど平地農業地域に展開し，水田の区画も大区画の割合が高い。

集積面積が100haを超える大規模組織（7組織）はいずれも平地農業地域にあり，30a以上の区画面積は7割を超えており，10集落程度を範囲とする広域組織となっている。

つづく50～100haから20～30ha規模層までは，平地農業地域の割合がいずれも65%であるが，30a以上の区画面積割合は，集積面積が小規模になるほど低くなっている。このうち50～100ha層は4集落程度を範囲としているが，50ha未満層は2集落程度で組織されている。

また，20ha未満の組織の場合は，中山間農業地域の割合が5割程度と高く，30a以上

第5-1表 組織の展開条件，組織形態

水田の 集積面積規模	組織数	組織数割合（％）			組基盤整備状況		1組織 当たり 集落数	組織数割合（％）	
		農業地域類型			30a以上の 区画の割合 （％）	1ha以上の 区画の割合 （％）		組織形態	
		都市的 地 域	平 地 農 業 地 域	中山間 農 業 地 域				法人	任意組織
計	77	9.1	62.3	28.6	58.2	10.0	2.9	36.4	63.6
20ha未満	19	10.5	42.1	47.4	37.0	5.6	1.8	36.8	63.2
20～30	17	17.6	64.7	17.6	53.2	8.1	1.4	29.4	70.6
30～50	17	5.9	64.7	29.4	66.8	14.4	1.9	47.1	52.9
50～100	17	5.9	64.7	29.4	73.1	16.6	3.9	35.3	64.7
100ha以上	7	0.0	100.0	0.0	70.9	0.0	9.9	28.6	71.4

資料：農林水産政策研究所調べ

の区画面積割合も4割弱と最も低くなっている。

一方で、組織形態に注目すれば以下のような構成となっている。法人化されている組織は中規模である30～50ha層で厚い（17組織のうち8）。その他の層では任意組合の割合が高く、特に最大規模の100ha以上層と比較的規模の小さな20～30ha層で高くなっている。最小規模の20ha未満層は全体の平均と同様の構成となっている。

2) 組織運営の目的、組織参加戸数規模

上でみた農地等の農業条件のほか、利用集積面積規模と相関が高い項目として組織運営の目的が挙げられる（第5-2表）。

すなわち、100ha以上層および50～100ha層では組織の目的のうち最も重視した項目として「補助金・交付金の受給」の割合が高く、経営安定対策の導入を契機に立ち上げを急いだ組織という性格が強いといえる。これに対して中規模の30～50ha層の場合は、上でみたように法人化率が高いなど組織としての成熟度が高いとみられ、組織運営の目的のうち、「生産性向上等による所得増加」および「農業担い手の育成・確保」を挙げる組織が多い。また、30ha未満の各層では、「農地の維持・保全」を挙げる組織が多く、特に20ha未満層ではその傾向が強いといえる。

次に集落営農組織の農家およびオペレータの参加状況をみれば以下ようになる。

全体の平均について、1組織当たりの参加農家戸数、集落営農の農作業に従事した戸数、オペレータ数は、それぞれ52戸、40戸、13人である。参加農家戸数の約8割が農作業に従事し、約3割のオペレータ数を抱えていることになる。集積面積規模が大きいほど、それぞれの戸数、人数規模は多いが、この比率自体は規模が異なってもほぼ同じ大きさとなっている。

参加農家1戸当たりの集積面積は全体の平均で1.0haで、この値は20ha未満のみが0.5haと小さいが、他の階層では大きな差異はない。一方で、オペレータ1人当たりの集積面積は全体の平均が3.8haであり、100ha以上層で5.5haと最大で、以下、集積面積が小さくなるほど縮小し20ha未満層では1.5haに過ぎない。この結果をみる限り、大規模組織であるほどオペレータ1人が作業を行う面積は大きいこととなる。しかし、集積面積とオペレータ作業との関係はやや複雑である。この点を含め、次節で集積の内容について

第5-2表 組織運営の目的、組織参加戸数規模

水 田 の 集 積 面 積 規 模	計	組織数割合（％）				1組織当たり参加戸数, オペ人数			オペレータ 1人当たり 集積面積 (ha／人)	農家1戸 当 たり 集積面積 (ha／戸)
		組織運営の目的（最も重視したもの）				参 加 農家数	集落営農 の農作業 従事戸数	オ ペ レ ー タ 数		
		農地の維持・保全	生産性向上等による 所得増加	農業担い手の育成・確保	補助金・交付金の受給					
計	100.0	44.2	14.3	13.0	24.7	52	40	13	3.8	1.0
20ha未満	100.0	57.9	15.8	21.1	5.3	31	24	10	1.5	0.5
20～30	100.0	47.1	17.6	0.0	29.4	25	21	10	2.5	1.0
30～50	100.0	41.2	23.5	17.6	11.8	30	25	10	4.0	1.3
50～100	100.0	35.3	0.0	17.6	41.2	71	50	15	4.7	1.0
100ha以上	100.0	28.6	14.3	0.0	57.1	179	146	35	5.5	1.1

資料：農林水産政策研究所調べ

て改めて検討する。

3) 集積実態とオペレータ賃金

利用集積面積は全体の平均で 51ha であり、このうち経営面積が 41ha、特定作業受託面積が 10ha となっている（第5-3表）。集積面積に占める作業受託面積の割合は 19 %であるが、集積面積規模別には大きな差異は無い（20ha 未満層で 25 %と若干高い）。

これら集積面積が地域の水田面積をどの程度をカバーしているのか、集積割合についてみると、全体の平均が 60 %であり、100ha 以上層で 73 %と高く、また 30 ～ 100ha の各層では 60 %前後であるのに対して、20ha 未満層では 39 %と低い。

こうした結果を踏まえつつ、実際の作業がどう行われているのかについてみてみよう。組織の共有機械でオペレータが作業（基幹作業のみ）を実施した割合は、全体の平均で米、麦、大豆それぞれについて、50 %、41 %、54 %である。作物によって若干の差異があるものの、総じて約半分の作業をオペレータが担っているが、残りの約半分は個別農家等が対応していることになる。

特に、100ha 以上層の場合は、オペレータの実施割合が低く（米、麦、大豆、それぞれ 30 %、15 %、44 %）、基幹作業の大部分は個別農家等が実施していることがわかる。この層は、前述のように集積割合は高いのであるが、個別での作業割合が高いことから、実質的な集落営農組織としての活動はやや低調と言わざるをえない（ただし、この層でも法人組織についてはオペレータの実施割合は高い）。

これに対して、30 ～ 100ha の各層では、この割合は階層および作物で若干差異があるものの、おおむね 5 ～ 6 割を実施しており、かかる面でこれら中間規模層の方が、集落営農活動が活発であるといえる。また、20ha 未満層でのオペレータ作業実施割合は、中間規模層よりは低いものの、100ha 以上層よりは高い。

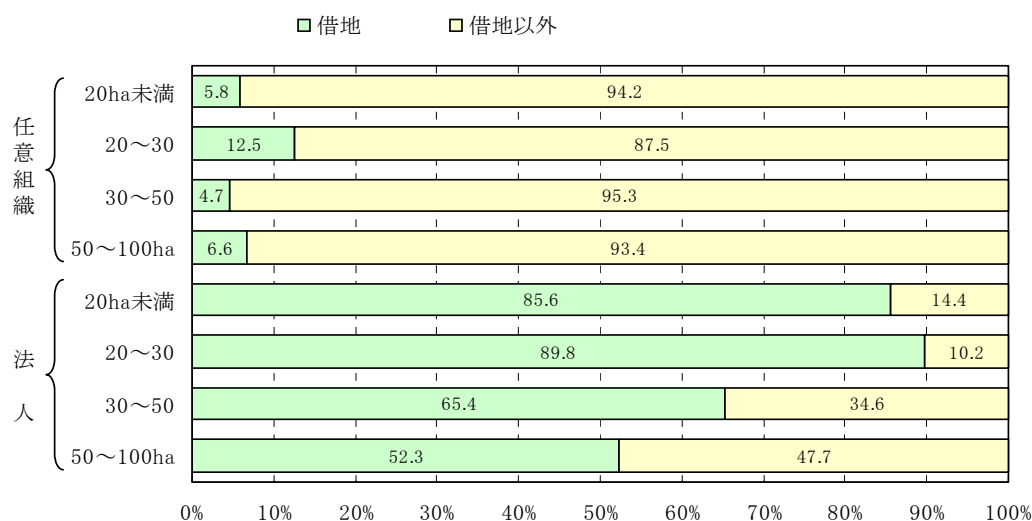
また、集積面積に占める借地面積割合をみると（第5-1図）、法人の平均では 7 割程度と大半を占め、特に 30ha 未満の場合には 9 割弱とほとんどを占めている。法人組織の利用集積が借地を中心に行われていることが確認できる。これに対して、任意組織の利用集積は借地以外の受託作業や共同作業を中心に行われていることがわかる（借地割合は 1 割程度にとどまっている）。

第5-3表 集積面積、オペレータ作業実施面積

水田の 集積面積規模	1組織当たり水田面積 (ha)				集積割合 (B/A)	基幹作業のうち共有機械で オペレータが実施した割合 (%)				
	地域の 水田面積 (A)	集積面積				(%)	米	麦	大豆	
		計 (B)	経 営 面 積	特定作業 受託面積						
計	85	51	41	10	60.2	50.0 (72.7)	41.1 (47.5)	54.0 (72.9)		
20ha未満	38	15	11	4	39.0	43.4 (85.7)	30.3 (57.1)	33.9 (41.4)		
20～30	39	26	24	2	66.6	64.7 (79.0)	53.5 (60.0)	58.2 (80.0)		
30～50	75	39	31	8	52.7	51.2 (58.8)	43.5 (28.8)	61.8 (81.3)		
50～100	119	69	56	13	58.3	49.7 (61.7)	49.0 (50.0)	68.6 (83.3)		
100ha以上	267	196	154	42	73.4	30.0 (100.0)	15.3 (50.0)	44.3 (100.0)		

資料：農林水産政策研究所調べ

注：()に示した割合は法人経営の値である。



第5-1図 集積面積に占める借地面積割合(集積面積別, 法人・任意組織別)

資料: 農林水産政策研究所調べ

以上のような集積実態と関連して、オペレータの賃金（各組織で年間の最高受取額のオペレータ賃金でオペレータ以外の役職手当等を含む）についてみれば(第5-4表), 賃金額は農地保全を主たる目的とし面積規模の割には多くのオペレータを抱えている 20ha 未満層を除けば 90 ～ 140 万円程度であり, 集積面積規模による序列が明確とはいえない。

これは, 各階層とも法人経営の方が, 法人以外の組織よりも賃金支払額が高くなっており, 各層でどの位法人経営の厚みがあるかが賃金水準に影響しているからである。このため法人経営割合が最も高い 30 ～ 50ha 層の中間規模で賃金額が高くなっている。また, 同規模層は, 最高額が 200 万円以上を受給している組織割合が 35%と全体平均 21 %よりも高くなっている。

なお, 100ha 以上層では例外的に高いオペレータ賃金が支払われている法人組織の事例が 1 件あるが, これを除けば賃金支払い水準は他の階層と比べてむしろ低めである。こうして賃金支払い額が必ずしも集積面積規模に相関しないのは, 集積された水田で実際にどの程度オペレータが作業に関わっているかにかかっているといえる。

第5-4表 オペレータ賃金

水田の 集積面積規模	オペレータの年間 最高受取額の平均 (万円)		組織割合 (%)	
		うち, 法人	最高額が200万円以上	
			同300万円以上	
計	97 (90)	160 (136)	20.8 (19.7)	10.4 (9.2)
20ha未満	38	53	5.3	0.0
20～30	94	173	11.8	11.8
30～50	140	175	35.3	11.8
50～100	108	155	29.4	17.6
100ha以上	139 (49)	467 (250)	28.6 (16.7)	14.3 (16.7)

資料: 農林水産政策研究所調べ

注. ()は100ha以上層の法人経営で受取額が684万円の1事例を除く。

4) 今後の経営展開に関する意向

以上のような集積面積規模別の集落営農組織の特徴を踏まえて、今後の経営展開に関する意向をみてみよう（第5-5表）。

まず、今後の経営面積に関する意向では、全体では「面積拡大」と「現状維持」がほぼ半数ずつを占めている。集積面積規模別では以下のとおりである。100ha 以上層では現状維持が 71 %と大半を占めているほか、他の階層ではほとんどみられない「面積縮小」の1組織が含まれている（50～100ha でも「面積縮小」の意向があるのが1組織）。

100ha 未満の各階層における意向は、例えば、「面積拡大」が高い階層が 30～50ha, 20ha 未満層、「現状維持」が高い 20～30ha 層という具合に、規模による規則的な違いはみられない。今後の経営面積に関する意向については、集積面積規模との関係は極めて不鮮明ということになる。これに対して組織類型別にみれば、「面積拡大」の意向はⅠ→Ⅱ→Ⅲの順に高いという明確な序列がみられる。こうして「面積拡大」の意向は、主に組織運営の目的や組織運営の中心となる者の違いを反映した集落組織類型による差異が大きいことが確認される。

次に、組織の分割および統合に関する意向についてみれば、全体で 92 %とほとんどが、分割および統合の予定はないとしている。そうした中で、「分割を予定している」組織は、100ha 以上層の 1 組織のみである（上でみた面積縮小の意向の 1 組織とは別組織）。「統合の予定がある」としているのは、中間規模層である 30～50ha, 20～30ha 規模層に 2 組織ずつ存在する。このように組織の分割、統合を予定している組織は必ずしも多くはないが、経営安定対策 2 年目にして、少数であれかかる意向が示されていることは留意しておく必要があろう。

ところで、こうした分割、統合の意向に関して当面その予定は無いとしている組織であっても、「分割も視野に置いている」組織、あるいは「統合（他組織との連携等を含む）も視野に置いている」組織が全体の 2 割程度ある点が注目される。なお、ここで統合、連携を視野に置いた組織とは、例えば他の組織等から統合や連携の打診があるなど他律的な場合も含め広く捉えている。

第5-5表 経営規模、分割・統合に関する意向

		今後の経営面積の意向 (%)				分割・統合の意向 (%)						1組織 当たり 水田集 積面積 (ha)
		面積を 拡大する	現状維持	面積を 縮小する	無回答	分割の 予定あり	統合の 予定あり	予定なし	分割も 視 野	統合・連 携も視野	無回答	
計		44.2	48.1	2.6	5.2	1.3	5.2	92.2	2.6	18.2	1.3	51
水田の 集積面 積規模	20ha未満	57.9	42.1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	10.5	0.0	15
	20～30	29.4	64.7	0.0	5.9	0.0	11.8	88.2	0.0	41.2	0.0	26
	30～50	64.7	29.4	0.0	5.9	0.0	11.8	88.2	0.0	23.5	0.0	39
	50～100	35.3	47.1	5.9	11.8	0.0	0.0	94.1	5.9	5.9	5.9	69
	100ha以上	14.3	71.4	14.3	0.0	14.3	0.0	85.7	14.3	0.0	0.0	196
組 織 類 型	Ⅰ	61.9	28.6	0.0	9.5	0.0	9.5	85.7	0.0	19.0	4.8	45
	Ⅱ	46.2	51.3	0.0	2.6	0.0	5.1	94.9	2.6	20.5	0.0	34
	Ⅲ	17.6	64.7	11.8	5.9	5.9	0.0	94.1	5.9	11.8	0.0	96

資料：農林水産政策研究所調べ

分割を視野に置いているのは、100ha 以上層および 50 ～ 100ha 層のそれぞれ 1 組織である。これらの組織では、集積面積は大きいものの作業の実態は個別農家がかなりの部分を担っており、今後の法人化を念頭においた場合に、オペレータが作業をもっぱら担当する別組織を分離させる方向がありうるとしている。

一方で、統合、連携を視野に置いている組織は中小規模層に多い。特に 20 ～ 30ha 層では、この割合が 41 %（7 組織）と高く、これに統合予定を含めれば、53 %（9 組織）に達する。この層は、先にみたように経営規模自体は現状維持としている組織が多いものの、統合や連携を視野に置いた場合は拡大意欲は強いとみることができよう。30 ～ 50ha 層についても統合、連携を視野に置いた組織が 24 %（4 組織）、これに統合予定を含めれば 36 %（6 組織）と高い。

今後の経営展開をみる上で、もう一つ検討すべきは複合部門・多角部門への取組の状況であろう。複合部門の中心と目される園芸作と多角部門の導入の方向として直売、農産加工、農家レストラン・農家民宿、都市農村交流について、それぞれを「導入済」と「導入予定」としている組織割合に注目してみよう（第5-6表）。

これらの取組のうち、農産加工については、100ha 以上層と 20ha 未満層で導入済と導入予定をあわせた取組率が、それぞれ 57 %、32 %（全体では 22 %）と高い。しかし、それ以外の項目については、法人経営が厚い中間規模層の 30 ～ 50ha で取組率が高い。この層での取組率は園芸作 59 %（全体で 49 %）、直売 53 %（同 38 %）、農家レストラン・農家民宿 18 %（同 4 %）、都市農村交流 18 %（同 4 %）となっている。先にみたようにこの階層では経営面積の拡大を指向する割合も高く、これとあわせて複合化、多角化へも意欲も高いといえることができる。

第5-6表 複合化・多角化への取組状況

水 田 の 集積面積規模	導入および導入予定率:組織割合(%)									
	園 芸 作		直 売		農産加工		農家レストラン, 農家民宿		都市農村交流	
	導入済	導入予定	導入済	導入予定	導入済	導入予定	導入済	導入予定	導入済	導入予定
計	31.2	18.2	16.9	20.8	5.2	16.9	0.0	3.9	3.9	3.9
20ha未満	36.8	10.5	15.8	21.1	5.3	26.3	0.0	0.0	5.3	0.0
20～30	23.5	17.6	17.6	17.6	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0
30～50	29.4	29.4	23.5	29.4	5.9	17.6	0.0	17.6	5.9	11.8
50～100	41.2	17.6	11.8	11.8	5.9	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0
100ha以上	14.3	14.3	14.3	28.6	14.3	42.9	0.0	0.0	0.0	14.3

資料:農林水産政策研究所調べ

注. 園芸作は露地野菜, 施設野菜, 果樹, 花きのいずれかを導入済み, 導入予定.

5) まとめ

これまでみてきた集落営農組織の特徴を踏まえて、今後の集落営農の集積面積に関する方向性をまとめれば以下ようになる。

100ha 以上層では集落営農組織としての活動実態が必ずしも伴わない組織が多いこともあり、一部の組織では組織形態の変更を伴った組織の分割が視野に置かれている。こう

した組織については、集積面積の縮小を伴うものの組織活動の充実をめざした再編が指向されているといえる。

50 ～ 100ha 層の場合は上と同様の動きを含みながらも、経営規模の拡大では現状維持とする割合が比較的高く、分割および統合を予定する組織も無いという点で、全体として今後の動きは鈍いとみられる。このような状況が組織としての安定性が確保された上での対応であるのかどうかを含めた検討が必要といえる。

法人経営の厚い 30 ～ 50ha 層では経営面積の拡大を指向する割合も高く、これとあわせて複合化、多角化へも意欲も高い。また、他組織との統合・連携を視野においた組織も比較的多い。これらをめぐる今後の動きが活発となることが予想される。

20 ～ 30ha 層は経営規模を現状維持とする組織が多いものの、統合予定および統合・連携を視野に置いた組織の割合がかなり高い点が注目される。現状の組織の活動範囲が狭いことが強く意識されていると考えられ、そうした状況を打破する方向として他組織との統合や連携が指向されているとみられる。

20ha 未満層の多くは中山間農業地域で展開しており、農地の維持・保全を運営目的としている組織の割合が高い。オペレータ数も比較的確保されている点で地域ぐるみの組織という性格も強い。しかしながら現状では集積割合（地域の水田面積に占める集落営農組織の集積面積）は低く、今後は個別農家で耕作されてきた農地を組織として引き受けていく方向が追求されるとみられる。こうした点で経営面積を拡大する意向割合は高くなっていると考えられる。一方で組織の統合・連携へ向けた意向は強くはない。

（２）団地化・ブロックローテーションの取組状況

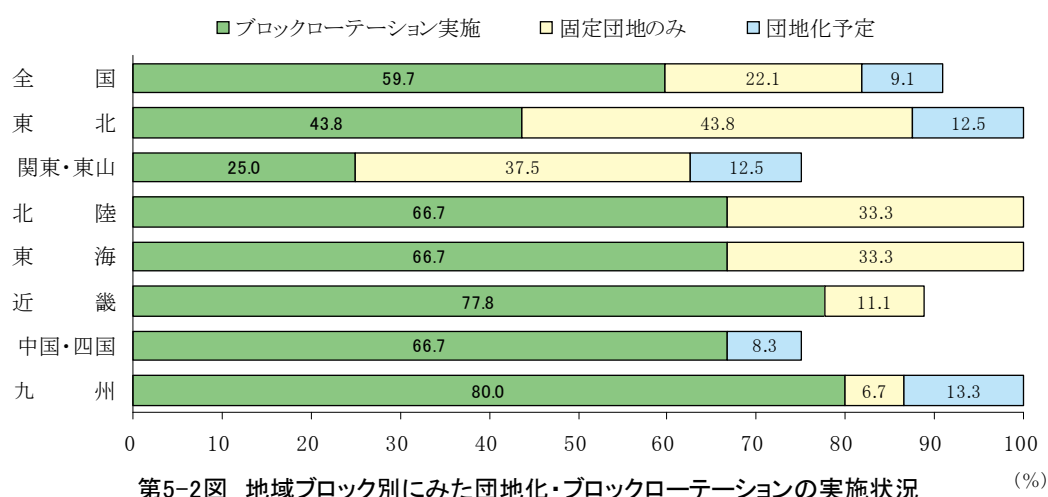
後述するように、今後、多くの水田地帯で、集落営農組織が生産調整への対応のために小麦や大豆の生産を増加させることが予想される。このことは、単に作付面積の増加だけでなく、団地化・ブロックローテーション化され、共同作業の下で生産される小麦や大豆が増加すること、そして、同じ技術（どちらかといえば集落内で高い方の技術水準に統一されることが想定される）で生産されることを意味するので、単に生産性が向上するだけでなく、収量の増加、品質の安定化も期待される。

実際に、今回の調査対象集落営農組織 77 のうち 63 組織（82 %）と、既に高い割合で団地化・ブロックローテーション化が行われている⁽¹¹⁾（第5-2図）。このうち、14 組織（18 %）では、組織の立ち上げを機に従来からの小麦・大豆等の生産を団地化・ブロックローテーション化しており、今後予定しているところも 7 組織（9 %）ある。

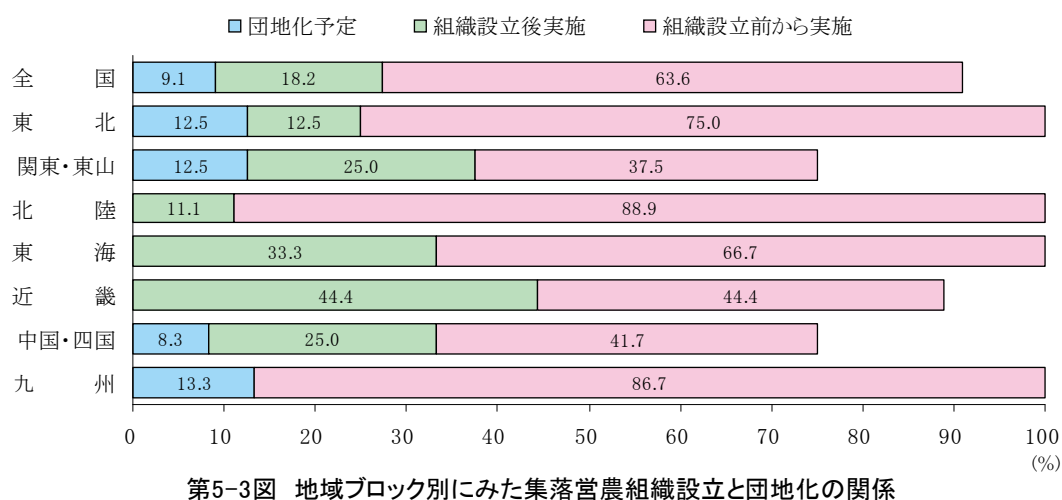
これを地域ブロック別にみると、関東・東山と中国・四国以外では、既に高い割合で団地化・ブロックローテーション化が進んでいる。遅れている関東・東山、中国・四国でも、現時点で、既に取り組む予定の組織が出てきている。

また、集落営農組織の設立と団地化の関係をみると、近畿、関東・東山、東海、中国・四国といった地域では、集落営農組織の設立後に、団地化に取り組まれたり、取り組む予定の組織が多くなっている（第5-3図）。

以上の分析を踏まえれば、関東・東山、中国・四国といった団地化、ブロックローテー



資料：農林水産政策研究所調べ



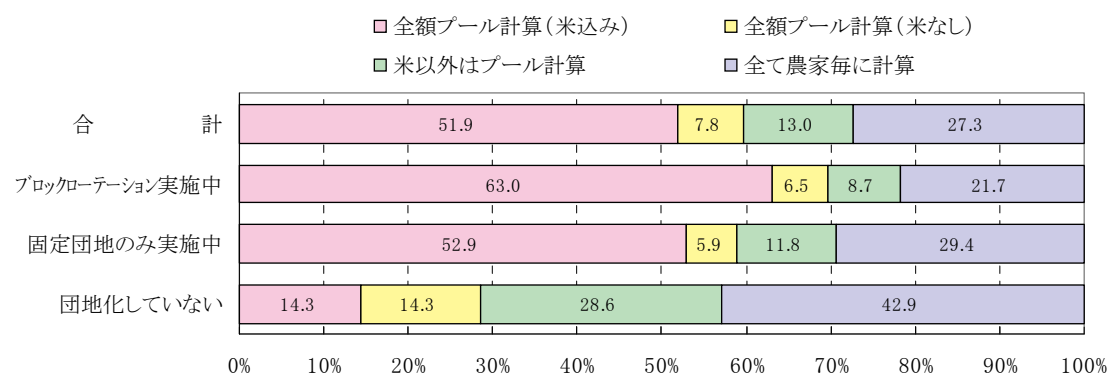
資料：農林水産政策研究所調べ

ション化が遅れている地域でも、今後、集落営農組織が組織としての一体性を増していけば、団地化率が上がっていくと考えられる。

他方で、団地化・ブロックローテーション化と経理の一元化は高い相関性があると考えられ、団地化、ブロックローテーション化の取組が、農作業の協業化、経理の一元化を促進し、組織の一体性を高める面があると考えられる。ブロックローテーションを実施している組織では63%が米も含めて販売額のプール計算を実施している（第5-4図）。他方で、団地化に取り組めていない組織では販売額のプール計算を実施している組織の割合は14%にとどまっている。

団地化・ブロックローテーション化に関する分析では、そうした動きと組織としての一体性の確保との間に高い相関性（団地化・ブロックローテーション化が組織の一体性を高める可能性）があると考えられることも明らかにした。

今後は、米の組織への取り込み、農作業の協業化、機械の共同利用の進展、団地化・ブ



第5-4図 団地化・ブロックローテーションの実施状況別に見た経営の一元化の状況
(平成20年産)

資料:農林水産政策研究所調べ

ブロックローテーション化それぞれの動きの相互関係について、更に分析を深めることで、米を組織に本格的に取り込むための組織の特性を踏まえた具体的な方策を明らかにしていく必要がある。

(香月敏孝, 吉田行郷)

注(11) 19年度の調査では、団地化・ブロックローテーション化を行っていた組織は、69組織中39組織の57%であった。

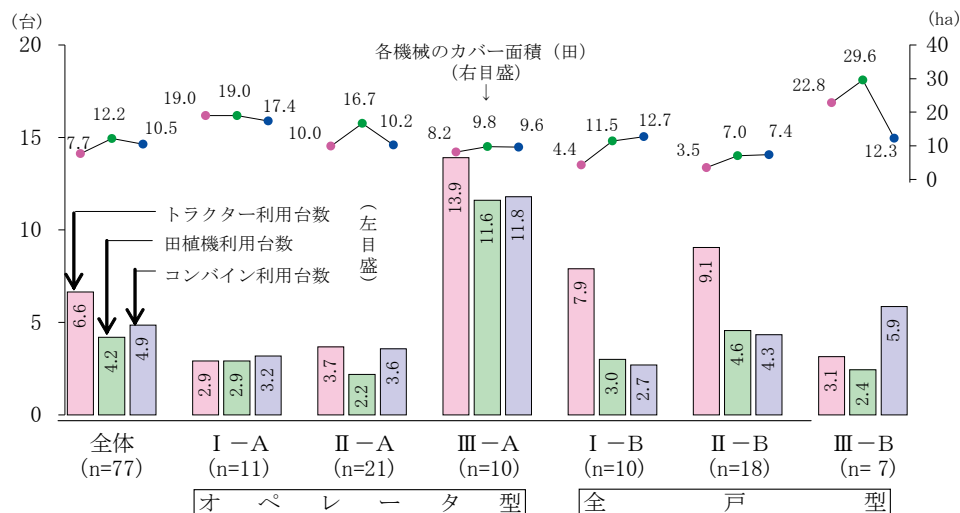
6. 農業機械の利用とオペレータの活動状況

(1) 農業機械の利用と調達方法

農業機械（トラクター、田植機、コンバイン〔自脱型＋普通型〕）の利用状況について、1組織当たりの利用台数と、各農業機械1台当たりのカバー面積（水田面積）をみたものが第6-1図である。オペレータ型のⅠ-AやⅡ-Aでは、いずれの機械も全体と比較して利用台数が少なくなっている。これらの組織類型ではオペレータを主軸とした作業体系が組まれていることから、機械装備の効率化が進んでいることがうかがえる。ただし、各農業機械のカバー面積では、同じオペレータ型であっても経営発展を目指すⅠ-Aの方が、農地維持型のⅡ-Aよりもカバー面積が大きく、いずれの機械でも1台当たり20ha弱の稼働水準にある。なお、Ⅲ-Aでは農業機械の利用台数が多く、そのカバー面積も小さいことから機械装備の効率化や稼働水準に課題があるといえよう。

他方、全戸型のⅠ-Bではトラクターの利用台数は全体より多いものの、田植機やコンバインの利用台数は少なく、それらのカバー面積は10haを超えている（前掲第6-1図）。田植機やコンバインに関してみれば、Ⅰ-Bにおける農業機械の利用状況は、先にみたオペレータ型（Ⅰ-A、Ⅱ-A）の機械利用の効率化水準と比肩するレベルにある。

ただし、ここで注意すべきは、農業機械の正確な利用状況についてである。政策研調査では組織として所有・リースしている農業機械について可能な限り聴取を行ったが、リース等の取り決めを行わずに組織が利用している農業機械の台数までは十分把握できていない。なかでも、全戸型（Ⅰ-B～Ⅲ-B）では、そのようなケースが多いことが推測されることから、全戸型が実際に利用している農業機械は図示したものよりは多く、そのカバー面積も小さくなる可能性がある。そのため、図中のⅠ-B～Ⅲ-Bの数値は注意して

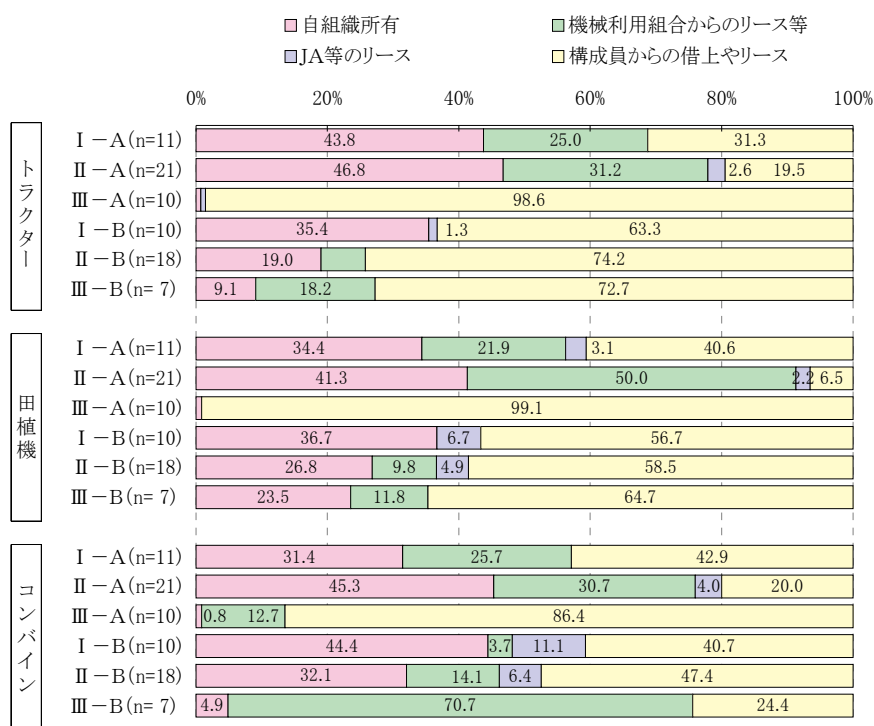


第6-1図 農業機械の1組織当たりの利用台数と1台当たりのカバー面積(田)

資料：農林水産政策研究所調べ

注1) コンバインは自脱型と普通型とを合わせたものを対象とした。

注2) カバー面積では田の経営面積＋田の特定農作業受託面積を対象とした。



第6-2図 農業機械の調達方法(台数ベース)

資料:農林水産政策研究所調べ
注:コンバインは自脱型と普通型を合計した数を対象。

る必要がある。

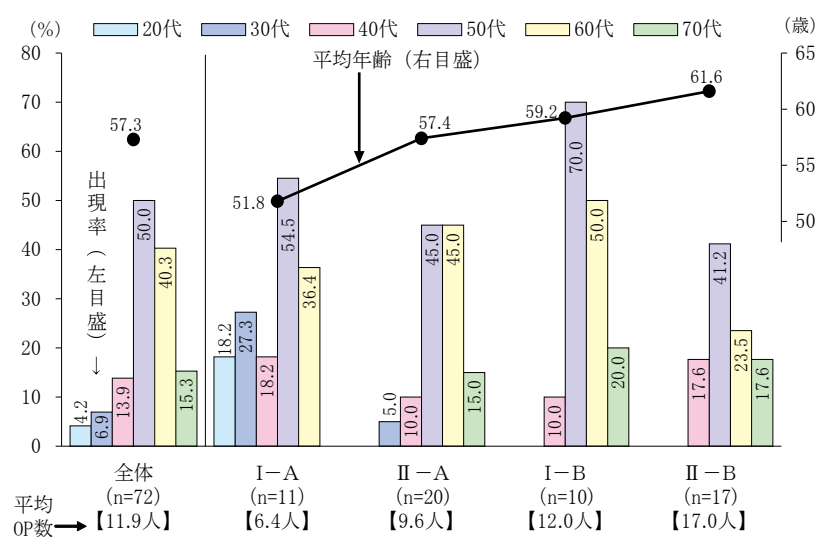
このような利用状況にある農業機械について、その調達方法を台数ベースの構成でみると（第6-2図）、オペレータ型のⅠ-AとⅡ-Aではいずれの機械でも「自組織所有」や「機械利用組合からのリース等」の割合が高く、両者を合わせると過半を占める。これは自組織での購入のほかに、前身の機械利用組合が保有する農業機械を利用するケースが多いことを示している。他方、全戸型のⅠ-BとⅡ-Bではいずれの農業機械においても「構成員からの借上やリース」の割合が高くなっている。こうした調達方法の相違が前述した農業機械の効率的利用の差につながっているといえるだろう。

（2）オペレータの属性と活動状況

1) 年齢構成

オペレータの年齢構成について、オペレータ数を年代別に集計し、その最頻値がある年代の出現率を示したものが第6-3図である（Ⅲ-A、Ⅲ-Bはサンプル数が少ないため除外）。全体では50代を最頻値とする組織が50%、60代が40%となっていることから、中高年のオペレータが主力となっていることがわかる。こうした傾向はⅡ-A、Ⅰ-B、Ⅱ-Bにおいても同様にみることができる。

他方、Ⅰ-Aでは50代や60代の出現率が高いものの、20代のオペレータを最頻値とする組織が18%存在し、また30代も27%と高くなっている。他の組織類型と比較すると、Ⅰ-Aには青年層が厚く存在していることが確認できる。なお、オペレータ数の平均値と



第6-3図 オペレータ数の最頻値がある各年代の出現率

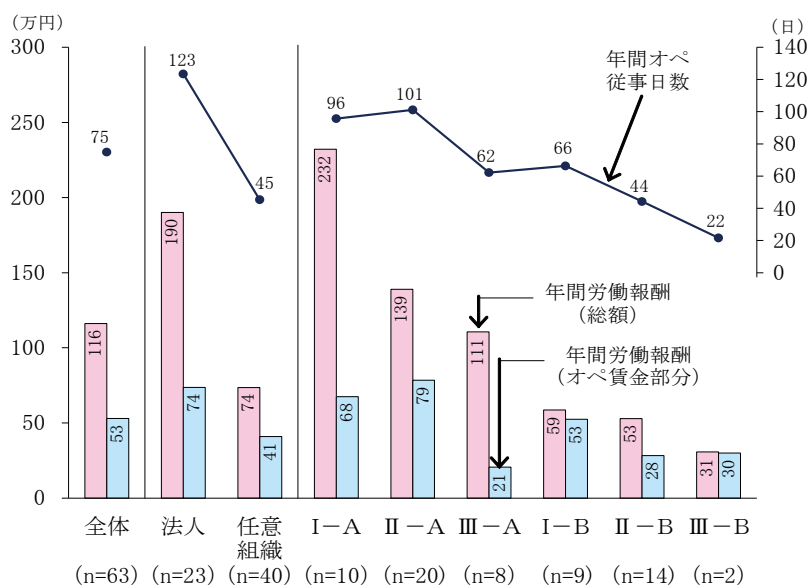
資料: 農林水産政策研究所調べ

注. III-AとIII-Bはサンプル数がそれぞれn=9, n=5と少ないため、分析から除いた。ただし、全体はIII-AとIII-Bも含んだ値である。なお、最頻値が複数の年代にある集落営農が存在する。

オペレータの平均年齢をみると、全体では 11.9 人、57.3 歳となっており、いずれも I-A から II-B になるにしたがって高まる傾向がみられる。

2) 年間労働報酬(総額, オペレータ賃金部分)の特徴

オペレータのうち、年間労働報酬が最も多い者に着目し、その年間労働報酬やオペレータの従事状況をみると (第6-4図)、全体の年間労働報酬の総額は 116 万円、オペレータ賃金部分は 53 万円となっている。両者に差が生じているのは、オペレータの中には役員



第6-4図 年間労働報酬が最も多いオペレータの報酬・従事状況(平均値)

資料: 農林水産政策研究所調べ

報酬等も合算して受け取っている者がいるためである。タイプ別にみると、総額はⅠ－Ａが最も多く、それ以降は分類順に低くなり、Ⅰ－Ａ（232万円）とⅢ－Ｂ（31万円）とでは約８倍の開きがある。

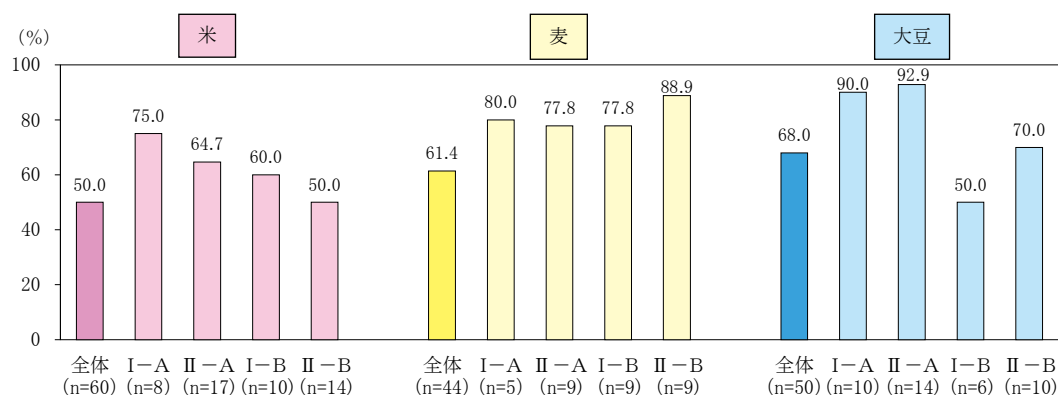
他方、オペレータ賃金部分は、オペレータとしての従事日数に応じた金額となっており、なかでも従事日数が長いⅠ－ＡやⅡ－Ａではその金額が68万円、79万円と高いことが確認できる。しかし、オペレータ賃金部分は最大（Ⅱ－Ａ）と最小（Ⅲ－Ａ）でも約４倍の格差であり、年間労働報酬の総額ほどの開きは生じていない。オペレータ型のⅠ－Ａ～Ⅲ－Ａでは、役員報酬等も含めた総額を多くすることで、担い手への経済的インセンティブを与えていることが推測できる。このことは、法人・任意組織別でも同様の傾向がみられ、オペレータの年間労働報酬の総額は法人組織（190万円）の方が任意組織（74万円）よりも多くなっている。オペレータを通年で雇用する法人組織では、役員報酬も含めた総額を支払うことによって、オペレータの労働報酬を高めていることが窺える。

3) オペレータによる農作業の取組

オペレータの農作業について、農業機械を用いた基幹作業と管理作業とに分けてみたものが第6-5図、第6-6図である。

まず、オペレータが共有機械で基幹作業の８割以上を行っている割合をみると（第6-5図）、全体では米が50%、麦が61%、大豆が68%となっており、過半の集落営農組織においてオペレータが基幹作業のほとんどを担っている状況にある。ただし、米については麦、大豆に比較して割合が低いことから、個別農家が基幹作業を行っている割合が高いといえよう。組織類型別にみると、オペレータ型のⅠ－Ａ、Ⅱ－Ａではいずれの作目においても全体より高い割合を示しており、なかでも大豆では両類型とも９割を超える高さにある。他方、全戸型のⅠ－Ｂ、Ⅱ－Ｂでは麦の割合が高いものの、米や大豆の割合はオペレータ型と比べて低くなっている。オペレータ型ではオペレータが中心となって各作物の基幹作業を担っていることが窺える。

一方、管理作業についてみると（第6-6図）、いずれの組織類型においても農地所有者が



第6-5図 オペレータが共有機械で基幹作業の8割以上を行っている割合

資料：農林水産政策研究所調べ

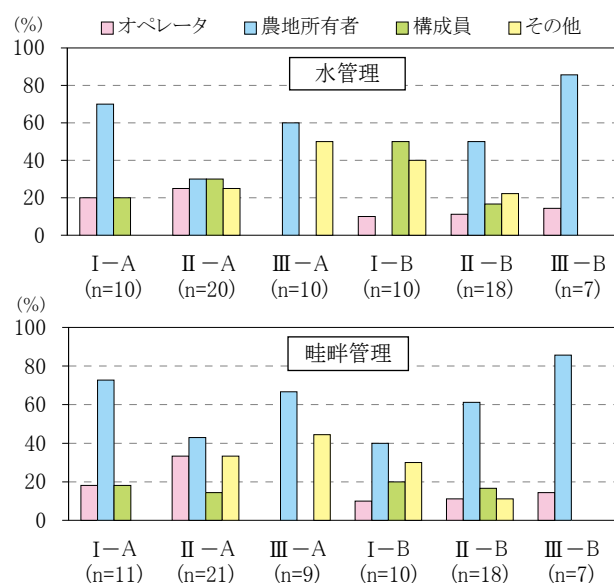
注：Ⅲ－ＡとⅢ－Ｂは割合が極めて低い、もしくは0%であったため、分析から除いた。

水管理や畦畔管理を行うと回答した割合が高くなっている。ただし、オペレータ型のⅠ－Ａ，Ⅱ－Ａではオペレータが水管理や畦畔管理を担当する割合が他のタイプより高いことから、基幹作業のみならず、管理作業においてもオペレータの役割が重要であることを示している。

以上の農業機械の利用とオペレータの活動状況の分析から、オペレータ型（Ⅰ－Ａ，Ⅱ－Ａ）では機械利用の効率化やオペレータの労働報酬確保の工夫が図られており、また管理作業においてもオペレータが重要な役割を果たしてい

ることが確認された。しかし、年間労働報酬の水準は最も高いⅠ－Ａでも 200 万円を超える程度である。オペレータ型では組織としての経営発展を図り、担い手に対する経済的インセンティブを高めていくことが今後の重要な課題であるといえるだろう。

（江川章，高岸陽一郎）



第6-6図 管理作業(水管理・畦畔管理)の担当者の状況

資料：農林水産政策研究所調べ

7. 経営作物と複合化・多角化への動き

はじめに

経営所得安定対策の導入を機に、各地で集落営農組織が立ち上げられたが、これらの組織が、それぞれの目的に向けて経営を展開させることで、地域で生産されている作物や農業関連産業にも影響が出るものと考えられる。ここでは、調査対象集落営農組織の経営作物、多角部門等における平成 19 年産から 20 年産にかけての変化と今後の意向について、組織の性格や地域特性を踏まえて整理・分析する。

(1) 米、麦、大豆への取組状況

1) 米の経営への取り込み状況

経営所得安定対策による米のカバー率の低さが課題となっているが（平成 20 年産で 3 割弱）、これは、集落営農組織が立ち上げられていないばかりではない。集落営農組織が立ち上げられていても、米の経営への取り込み度が低いケースも多いと考えられる。

経営所得安定対策の導入初年度である 19 年度においては、組織立ち上げが優先され、組織立ち上げ時に米の経営への取り込みが見送られた組織も多かったと考えられるが、今後、組織の経営安定を図ったり、リタイアする高齢農家の農地を引き受けたりする必要性から、米の経営への取り込みが次第に増加すると考えられる。

本調査対象組織についても、全 77 組織のうち、地域では米が生産されているにもかかわらず、組織として米を扱わない組織が 8 組織ある（うち 1 組織は米の作業受託を開始）（第 7-1 表）。また、組織として扱う米はあるものの、それらは原則としてリタイアする高齢農家分にとどまる組織が 11 組織ある（こういう組織では、米の作付面積が組織の全作付面積の 2 割に満たないケースがほとんどである）。さらに、米を経営に全面的に取り込んでいる残りの 58 組織の中には、組織で経理を行う中で米の販売額を実質的に農家毎に管理するいわゆる「枝番方式」を行っている組織が、少なくとも半数の 29 組織（東北、関東、九州の組織が 84 % を占める）存在する。

第 7-1 表 設立前の状態別にみた米の取り込み状況

（単位：組織数，%）

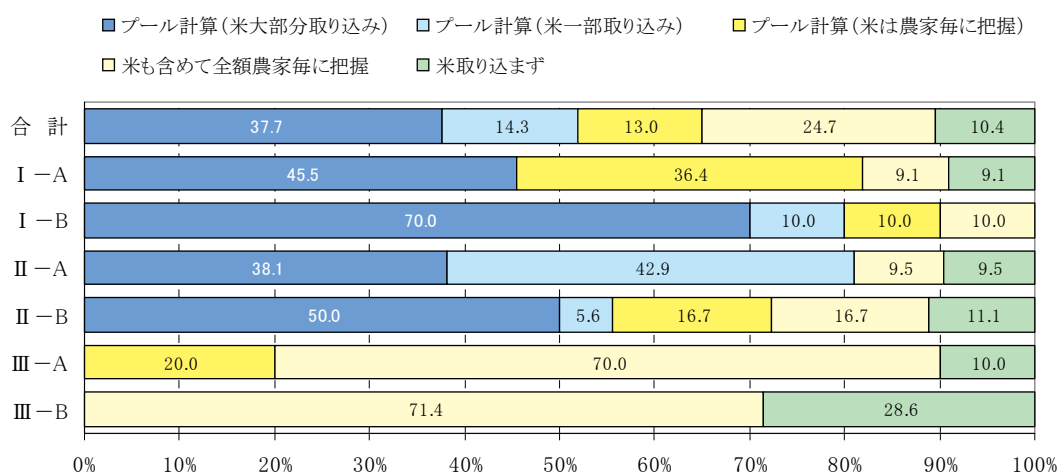
		米の取り込み状況					
		合 計	プール計算 (米大部分 取り込み)	プール計算 (米一部取 り込み)	プール計算 (米は農家 毎に把握)	米も含め て全額農家 毎に把握	米 取 り 込 ま ず
設 立 前 の 状 態 別	合 計	77 100.0	29 37.7	11 14.3	10 13.0	19 24.7	8 10.4
	既に集落営農として経営	23 100.0	12 52.2	5 21.7	5 21.7	- -	1 4.3
	前身組織ありで立ち上げ	38 100.0	14 36.8	4 10.5	5 13.2	10 26.3	5 13.2
	前身組織なしで立ち上げ	16 100.0	3 18.8	2 12.5	- -	9 56.3	2 12.5

資料：農林水産政策研究所調べ

こうした米生産の組織への取り込み状況を、集落営農組織の立ち上げ前の状態の違い別にみると、やはり、「すでに集落営農組織としての経営実態があった組織」で、米を含めて全額プール計算で会計処理ができていた組織の割合が 5 割強と高く、「前身組織なしで経営所得安定対策の導入を機に立ち上げられた組織」で、米も含めて全額農家毎に把握し会計処理している組織の割合が高くなっている。なお、米を経営に取り込んでいない組織の 6 割強が「前身組織ありで経営所得安定対策の導入を機に立ち上げられた組織」であるが、これらは麦・大豆の受託組織が前身組織であった組織である。

続いて、第7-1図で、前述の 6 つの類型毎に、米の経営への取り込み状況をみると、「所得増・全戸型（Ⅰ－Ｂ）」で、米を含めて全額プール計算で会計処理ができていた組織の割合が 7 割と高くなっている。他方で、「目的未決型（Ⅲ－Ａ，Ⅲ－Ｂ）」以外の 4 類型では、この 1 年間、最も経営の安定化・発展に向けた取組が盛んであった「農地維持・担い手型（Ⅱ－Ａ）」で、米を含めて全額プール計算で会計処理ができていた組織の割合が一番低くなっている。他方で、全額プール計算であるが米の取り込みが一部にとどまる組織の割合が同類型で一番高いこと、後述するように、この類型で一番法人化が進んでいること等を踏まえれば、この類型に属する組織には、法人化に当たって、米の販売額について全面的にプール計算を行うことについて合意が得られず、やむなくリタイアする農家等から組織として引き受けた米生産部分だけをプール計算に入れている組織が多かった可能性が考えられる。また、「所得増・全戸型（Ⅰ－Ｂ）」に属する組織の 7 割は法人化に対して消極的であり、米を含めて全額プール計算で会計処理ができていたからといって、そのことが法人化の進展に必ずしも結びつく訳ではないことを示している。今後は、この要因についても分析を行う必要がある。

さらに、「目的未決型（Ⅲ－Ａ，Ⅲ－Ｂ）」以外の 4 類型では、「所得増・担い手型（Ⅰ－Ａ）」が、転作作物はプール計算できているが米をプール計算できていない組織の割合が高くなっている。このことは、認定農業者等の担い手で組織されている生産調整組織が



第7-1図 類型別にみた米の取り込み状況

資料：農林水産政策研究所調べ

母体となって設立された集落営農組織がこの類型に多いためと考えられるが、この点についても、今後検証が必要である。

組織の代表者等が、米を組織に取り込みたいと考えていながら、実現できていない8組織では、その理由として、以下のような理由が挙げられている。

- ① 米のJA出荷率が低く、販売先が農家によって異なるため、組織としてまとめられないこと
- ② リタイアする高齢農家に、組織に農地を預けることに抵抗があり、組織内の個人が相対で引き受けることで済んでしまうこと
- ③ リタイアする高齢農家等の農地や農作業は、棲み分けている認定農業者が引き受けることになっていること

いずれの理由についても、なかなか直ぐに解決できる性格の課題ではないが、他方で、組織設立後、新たに米を組織に取り込んだ3組織では、以下のような取組を突破口にして、米を組織の経営に取り込んでいこうとしている。

- ① 農家がこれまで個々に生産してきた米を組織に取り込むことで合意できなかったのに、新たに組合長の名義で水田を借地し、(展示効果をねらって)そこで組織としての稲作を開始
- ② 組織立ち上げ時に、米の作業も組織で受託できるよう整備しておいたところ(当初は実績ゼロ)、機械作業をできなくなった農家が基幹作業を全て組織に委託することとなり、組織としての稲作を開始
- ③ 病気をして米を作れない人の農地を組織として相対で借り上げ、オペレータ方式で米の栽培試験を行い、収支決算をしてみるという試験的な取組という形で、組織としての稲作を開始(預けたい希望者が多いので、組織としては、これを機会に受託面積が増えることを期待)

また、鹿児島県で経営所得安定対策の導入を機に立ち上げられたT組織では、米を組織に取り込むために、平成19年産では耕畜連携による無化学肥料米を試験的に作りはじめ(19年産1.0ha、20年産2.3ha)、21年産からは、農地・水・環境保全向上対策の2階部分の補助金を使って、特栽米を新たに1.4ha生産し、組織としての米生産を拡大していくことを計画している。このように、補助金や助成金を、組織として稲作に取り組むことのインセンティブとして利用して、取り組んでいる組織もある。

以上のように、種々の理由から、多くの組織で個別農家が米の生産・出荷を行っている状態が続いているが、他方で、それを打破したり、改善しようという動きも出てきている。

さらに、前述の平成20年産から米を新たに経営作目として取り込んだ3組織に加え、①組織として扱う米がリタイア農家等からの農地の引き受け等にとどまっている11組織のうち4組織で、作付面積が平成19年産から20年産にかけて30%以上増加していること、②すでに地域内の相当程度の米を組織内に取り込んでいる組織のうち7組織で、組織としての米の作付面積が19年産から20年産にかけて30%以上増加していること等も、前向きの動きとして評価する必要がある。

2) 麦生産への取組状況

本調査対象 77 組織のうち 48 組織で麦類を作付しているが、これらの組織における平成 19 年産から 20 年産にかけての麦の作付面積の変化をみると、地域ブロック別にみても、総じて増加傾向にある（第7-2表）。こうした動きは、全国的にもみられる。

また、調査対象組織のうちの 4 組織（裏作地帯は 1 組織）は、集落営農組織の立ち上げを機に麦類の作付けを新たに始めた組織である。さらに、これまでも麦類の作付実績のあった組織では、20 %以上作付面積を増加させたところが 3 組織あり、集落営農組織の設立が麦類の作付の維持・拡大に結びつく動きがみられる。

今回の経営所得安定対策の導入を機にした集落営農組織の立ち上げが、麦類の作付面積に与える影響を見極めるためには、平成 21 年産の作付動向を踏まえる必要があり、今後、注視していく必要がある。

第7-2表 地域ブロック別にみた麦類の作付面積（平成20年産）

(単位:ha, %)

	調査対象組織作付面積		経営所得安定対策加入面積 (集落営農組織分)		総作付面積	
		対前年産 増減率		対前年産 増減率		対前年産 増減率
全 国 (n=48)	1,815	0.9	66,645	0.1	269,500	0.4
関東・東山 (n= 8)	159	3.4	11,134	4.1	43,400	0.7
北 陸 (n= 6)	53	4.1	3,676	8.9	9,040	11.7
東 海 (n= 6)	70	8.3	3,008	4.7	15,000	2.0
近 畿 (n= 5)	61	5.7	6,139	0.2	10,000	2.5
中国・四国 (n= 5)	71	2.0	1,932	3.0	12,510	5.7
九 州 (n=13)	1,323	0.2	35,992	▲ 1.8	55,600	0.9

資料:農林水産政策研究所調べ、農林水産省経営局調べ、「作物統計」(農林水産省統計部)

注1) 調査対象組織の北海道、東北については、調査対象組織数が5未満(それぞれ2組織、3組織)であるため割愛した。

2) 経営所得安定対策加入集落営農組織については、加入面積だけでなく、加入組織数にも増減があることに留意が必要。

3) 大豆生産への取組状況

本調査対象 77 組織のうち 60 組織で大豆を作付しているが、これらの組織における平成 19 年産から 20 年産にかけての大豆の作付面積の変化をみると、地域ブロック別にみても、中国・四国地方を除いて総じて増加傾向にある（第7-3表）。こうした動きは、全国的にもみられる。

また、調査対象組織のうちの 5 組織は、集落営農組織の立ち上げを機に大豆の作付けを新たに始めた組織である。さらに、これまでも大豆の作付け実績のあった組織では、20 %以上作付面積を増加させたところが 15 組織あり、麦類以上に、集落営農組織の設立が大豆の作付けの維持・拡大に結びつく動きがみられる。

今回の経営所得安定対策の導入を機にした集落営農組織の立ち上げが、大豆の作付面積に与える影響を見極めるためには、麦類と同様に平成 21 年産の作付け動向を踏まえる必要があり、今後、注視していく必要がある。

第7-3表 地域ブロック別にみた大豆の作付面積の動向（平成20年産）

（単位：ha，％）

	調査対象組織作付面積		経営所得安定対策加入面積 （集落営農組織分）		総作付面積	
		対前年産 増減率		対前年産 増減率		対前年産 増減率
全 国（n=60）	1,085	12.2	42,601	7.3	147,100	6.4
東 北（n=14）	259	16.9	16,360	14.6	42,700	12.1
北 陸（n= 6）	51	2.6	3,282	2.2	15,800	1.4
近 畿（n= 7）	28	14.8	2,191	9.5	8,770	29.7
中国・四国（n=10）	108	▲ 2.5	761	▲16.2	8,164	▲ 6.0
九 州（n=14）	572	16.0	15,675	3.7	23,400	4.9

資料：農林水産政策研究所調べ、農林水産省経営局調べ、「作物統計」（農林水産省統計部）

注 1）北海道、関東・東山、東海については、調査対象組織数が5未満（それぞれ2組織、4組織、3組織）であるため割愛した。

2）経営所得安定対策加入集落営農組織については、加入面積だけでなく、加入組織数にも増減があることに留意が必要。

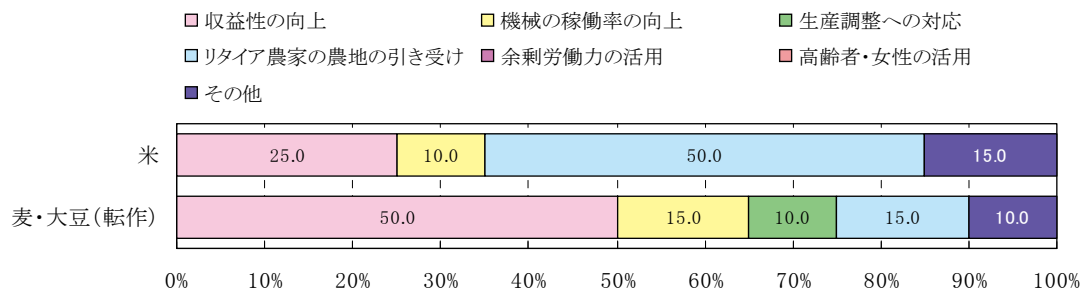
4）今後の米、麦、大豆の作付け意向

平成 20 年度の調査では、今後の米、麦、大豆の作付け意向についても把握しており、米を組織として作付けていて、作付意向について回答があった 68 組織のうち、19 組織（28％）で「米の作付面積を拡大したい」という意向を、1 組織で「組織として米を新たに作付したい」という意向を持っていた。

他方、今後の麦・大豆の作付け意向については、麦か大豆のいずれかを作付けていて、作付意向について回答があった 72 組織のうち、18 組織（25％）で「麦・大豆（転作）の作付面積を拡大したい」という意向を、2 組織で「麦（裏作）の作付面積を拡大したい」（転作麦・大豆の拡大意向組織と重複）という意向を持っていた。

「米の作付面積を拡大したい」という意向を持っている組織では、その理由として、50％の組織が「リタイア農家の農地の引き受け」を挙げている（第7-2図）。今後、高齢化が更に進展する中で、集落営農組織の方で、それを引き受ける体制を整備しておくことで、米の経営への取り込みは大きく進展する可能性がある。

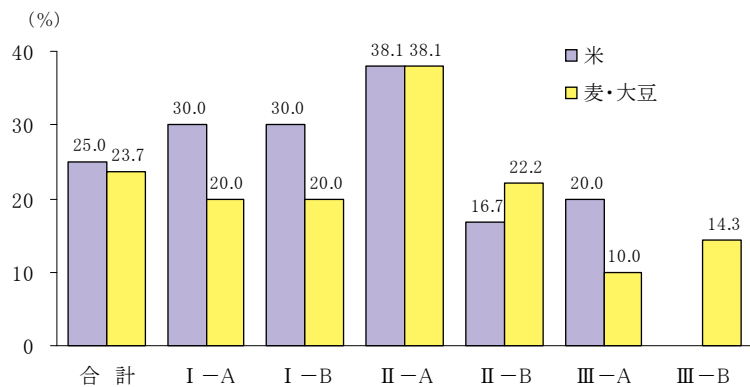
これに対して、「麦・大豆の作付面積を拡大したい」という意向を持っている組織では、その理由として 50％の組織が「収益性の向上」を挙げており、少しでも収益を上げるために、生産調整や裏作で麦、大豆に積極的に取り組もうとしている組織が多いことが窺える。



第7-2図 作付拡大意向の理由（単一回答）

資料：農林水産政策研究所調べ

平成 19 年度の調査では、平成 18～19 年度には組織の立ち上げに忙殺された組織も多かったため、米、麦、大豆という基幹的作物の作付については、「とりあえず現状維持」という回答が多かったが、20 年度の調査では、こうした組織においても、組織を立ち上げて 2 年目を迎えて、基幹的作物の作付けについても変化がみられるようになってきている。



第7-3図 類型別にみた米、麦・大豆の拡大意向

資料：農林水産政策研究所調べ

なお、米、麦・大豆の拡大意向について、前述の 6 つの類型毎にみると、「農地維持・担い手型（Ⅱ－A）」で、米、麦・大豆共に拡大意向のある組織の割合が 4 割近くある（第 7-3 図）。米については、「所得増・担い手型（Ⅰ－A）」、「所得増・全戸型（Ⅰ－B）」がこれに続いており、規模拡大意欲を反映して割合が高くなっているものと考えられる。他方、麦・大豆では、「農地維持・全戸型（Ⅱ－B）」、「目的未決・全戸型（Ⅲ－B）」でも、それなりの割合があり、今後、生産調整が強化されることを見込んだ回答と考えられる。

以上の分析結果を総合すれば、しっかりした集落営農組織が立ち上げられたところでは、米の集落営農組織への取り込みも進み、かつ、転作作物としての麦・大豆についても増産が期待できる（ただし、裏作地帯である九州、関東・東山での作付面積が平成 19 年産以降伸びていないこと、また、本調査対象の組織でも裏作麦で拡大意向を持っているところは 2 組織のみであったこと等を踏まえれば、裏作麦の増加はあまり期待できない状況である）。

また、米の総作付面積が減少する中で、経営所得安定対策の対象となる米の作付面積は、平成 19 年産から 20 年産にかけて 8 % 増加しているが（同対策によるカバー率は 26% から 29 % まで 3 ポイント上昇）⁽¹²⁾、以上における米に関する分析を踏まえれば、この増加もまだ続く可能性が高い。

（2）複合部門、多角部門への動き

平成 19 年度の調査でも、複合部門、多角部門をすでに導入したり、今後の導入の必要性を感じている組織は多かったが、組織の立ち上げに忙殺され、今後の導入に関しては、まだ抽象的なイメージを抱いている段階の組織が多かった。平成 20 年度においては、多くの組織で立ち上げに係る取組が一段落したと考えられ、複合部門、多角部門を導入した組織や、導入計画が具体化した組織が増加することが見込まれたことから、この点を検証した。

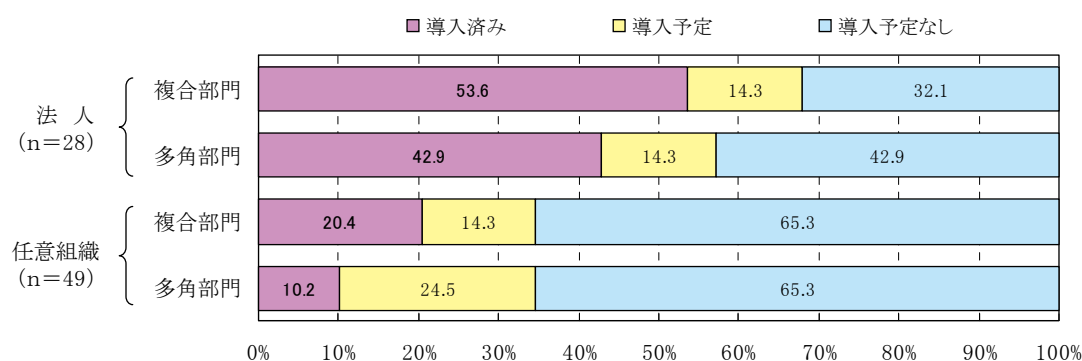
複合部門、多角部門への取組状況を第 7-4 表でみると、複合部門には 32 % の組織が、

第7-4表 複合部門, 多角部門への取組状況

(単位:組織, %)

	導入している		導入する予定あり		導入する予定なし		導入済み部門の拡大意向の割合
		割合		割合		割合	
露地野菜	22	28.6	12	15.6	43	55.8	45.5
施設野菜	10	13.0	3	3.9	64	83.1	50.0
果 樹	3	3.9	2	2.6	72	93.5	0.0
花 き	3	3.9	1	1.3	73	94.8	33.3
複合部門計	25	32.5	11	14.3	41	53.2	44.0
直 売	13	16.9	15	19.5	49	63.6	61.5
農産加工	3	3.9	13	16.9	61	79.2	100.0
農家レストラン	-	-	2	2.6	75	97.4	-
農家民宿	-	-	1	1.3	76	98.7	-
都市農村交流	3	3.9	3	3.9	71	92.2	66.7
多角部門計	17	22.1	16	20.8	44	57.1	70.6

資料:農林水産政策研究所調べ



第7-4図 法人, 任意組織別にみた複合部門, 多角部門の導入状況

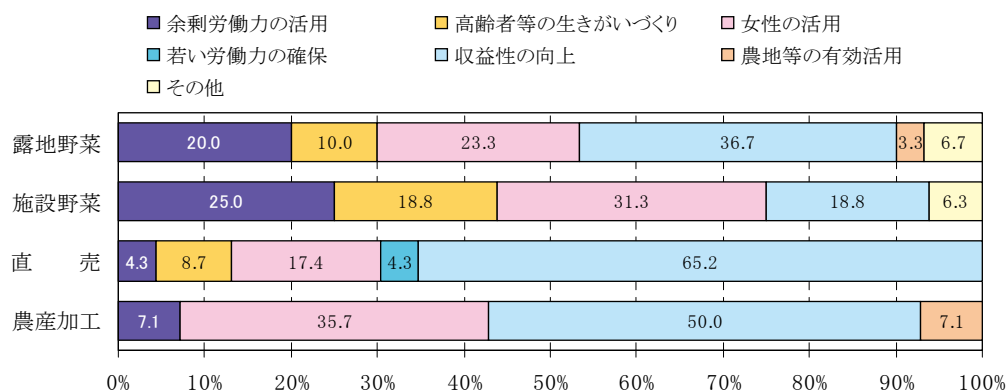
資料:農林水産政策研究所調べ

多角部門には 22 %の組織が、それぞれ取り組んでいる。また、今後導入する予定がある組織は、複合部門で 14 %, 多角部門で 21 %となっており、今後も複合部門, 多角部門の導入の動きは続くものと考えられる。

すでに取り組んでいる部門としては、露地野菜(29 %), 直売 (17 %), 施設野菜(13 %)が多く、今後導入する予定の部門としては、直売 (19 %), 農産加工 (17 %), 露地野菜 (16 %)が多くなっている。また、すでに取り組まれている部門については、いずれにおいても、拡大意向を持っている組織の割合が高くなっている。

また、複合部門, 多角部門導入の状況を法人, 任意組織別にみると (第7-4図), 法人では、4～5割の組織で、複合部門や多角部門を導入しているのに対して、任意組織では1～2割の組織にとどまっており、法人で、より積極的に複合部門, 多角部門の導入に取り組まれていることが窺える。

こうした複合部門, 多角部門の導入の理由, あるいは導入予定の理由を第7-5図でみると、露地野菜, 直売, 農産加工は、いずれも「収益性の向上」が一番の目的となっている。これらと異なり、施設野菜では、「女性の活用」が、導入の理由として一番多く、「余剰労働力の活用」がこれに続いている。また、農産加工でも、「女性の活用」が二番目とな



第7-5図 複合部門, 多角部門の導入(予定)の理由 (単一回答)

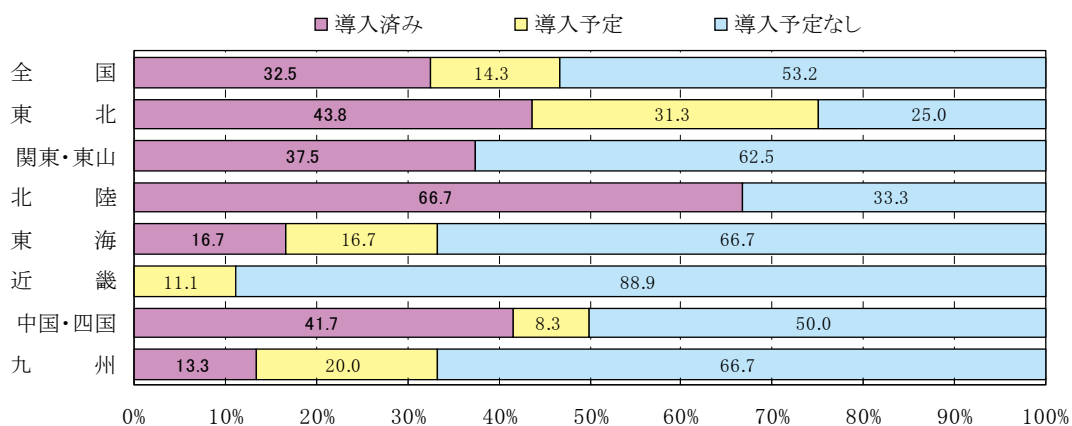
資料: 農林水産政策研究所調べ

っており、こうした部門では、女性が鍵を握っていると考えている組織の代表者が多いことが分かる。

さらに、「余剰労働力の活用」、「高齢者等の生きがいづくり」、「女性の活用」の3つの回答は、オペレータ等として基幹作業を実施しない者の働く場の創出という意味では共通している。この3つの回答を合わせると、露地野菜で53%、施設野菜で75%、直売で30%、農産加工で43%といずれも高い割合となっている。このことから、オペレータ等へ機械作業を集中させる中で、機械作業を行わない者を有効に活用する場として、これらの複合部門、多角部門を導入したり、導入しようとしている組織も多いことが窺える。

なお、こうした訊き方ではよくみえてこないが、個別の調査票の自由記入欄をみると、「収益性の向上」を図る理由として、「生産性の向上等経営の効率性を高めて所得の増加を図る」というよりは、「低下する米からの収益の穴埋めのため」、あるいは、「集落外から確保した若い農業専従者の通年での給与を支払うため」といった所得の補てんや専従者等の所得への上乗せを目的として取り組んでいる例が多い。

続いて、地域ブロック別に複合部門の導入状況を見ると、平成19年度の調査結果と同様に、稲作依存度の高い東北、北陸で複合化の動きが盛んになっている（第7-6図）。



第7-6図 地域ブロック別にみた複合部門の導入状況

資料: 農林水産政策研究所調べ

前掲第7-5図の導入理由も踏まえると、これらの地域では、米価の下落傾向が続く中で、収益を上げるため、露地野菜を中心に複合化に取り組んだり、取り組もうとしていると考えられる。これに対して、近畿では、平成 20 年産で、複合部門に取り組んでいる組織がないが、これは地域で露地野菜や施設野菜が作られていない訳ではなく、「米、麦、大豆は集落営農組織で、園芸作物は個人で組織外で」という整理をしている組織が多いためである。なかには、組織としては園芸作物を生産しないが、直売所を設けて、年寄りに家の周りで作った野菜を売ってもらうという取組を行っている組織もある。このため、後述するように、近畿では、直売に取り組む組織の割合が高くなっている。

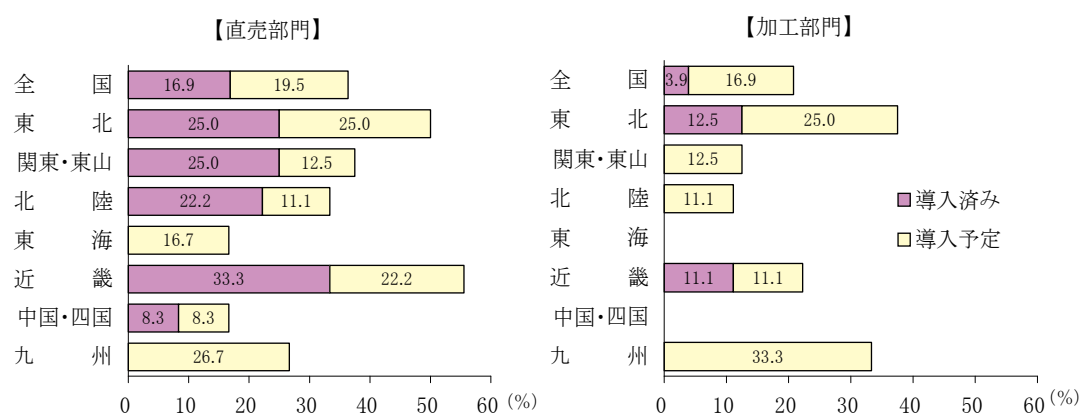
多角化部門の地域別の取組状況をみたのが第7-7図である。ここでは、直売と加工で取組の程度と取り組まれている地域が違っているので、それぞれ分けて示してある（農家レストラン、農家民宿、都市農村交流については、取組組織、取組予定組織の数が少ないので、ここでは割愛した）。

直売については、近畿で取り組んでいる組織の割合が一番高く、これに東北、関東・東山、北陸が続いている。このうち、東北と近畿は実施予定の組織の割合も高い。複合部門と異なり稲作依存度の高い東北、北陸のほか、近畿、関東・東山でも取り組む組織の割合が高いことは、両地域に首都圏、関西圏という大きな消費地があることも影響している可能性がある。

他方、加工については、東北と近畿のみで取り組んでいる組織がある（ただし、実施予定の組織については、九州、関東・東山、北陸にも存在する）。内容をみると、大豆を使った豆腐や味噌の加工が多く、前述のように、東北も近畿も大豆の作付面積が大きく増加している地域であるので、こうした大豆生産に対する積極的な取組と関係がある可能性がある。

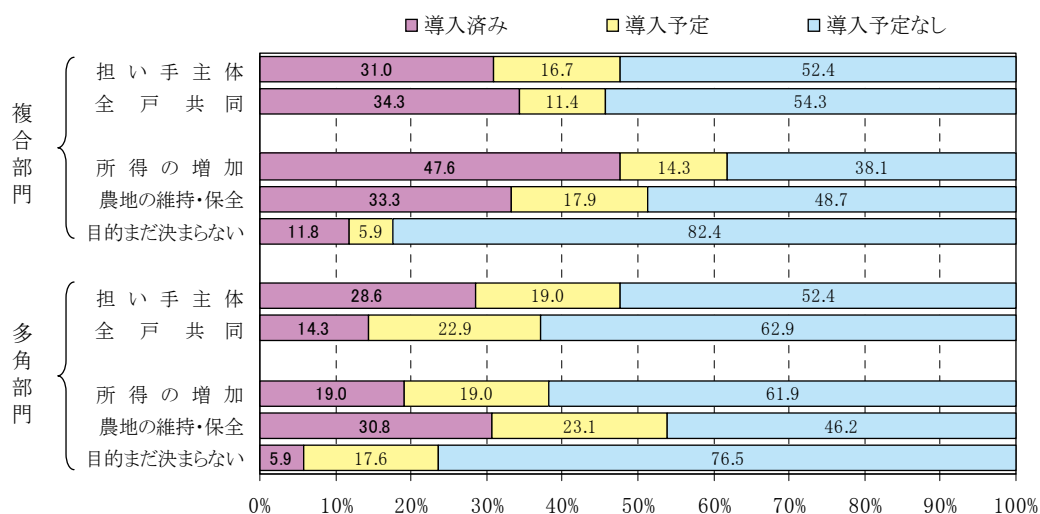
なお、九州の組織においては、現在、直売も加工も行われていないが、実施予定の組織は共に 3 割前後あり、今後の多角部門に対する高い意欲が窺われる。

続いて、複合部門、多角部門の導入状況を運営目的別、組織の営農を担う者別にみると（第7-8図）、複合部門では、組織の営農を担う者による違いはほとんどなく、運営目的



第7-7図 地域ブロック別にみた直売部門、加工部門の導入状況

資料：農林水産政策研究所調べ



第7-8図 組織の運営目的、営農を担う者別にみた複合部門、多角部門の導入状況

資料：農林水産政策研究所調べ

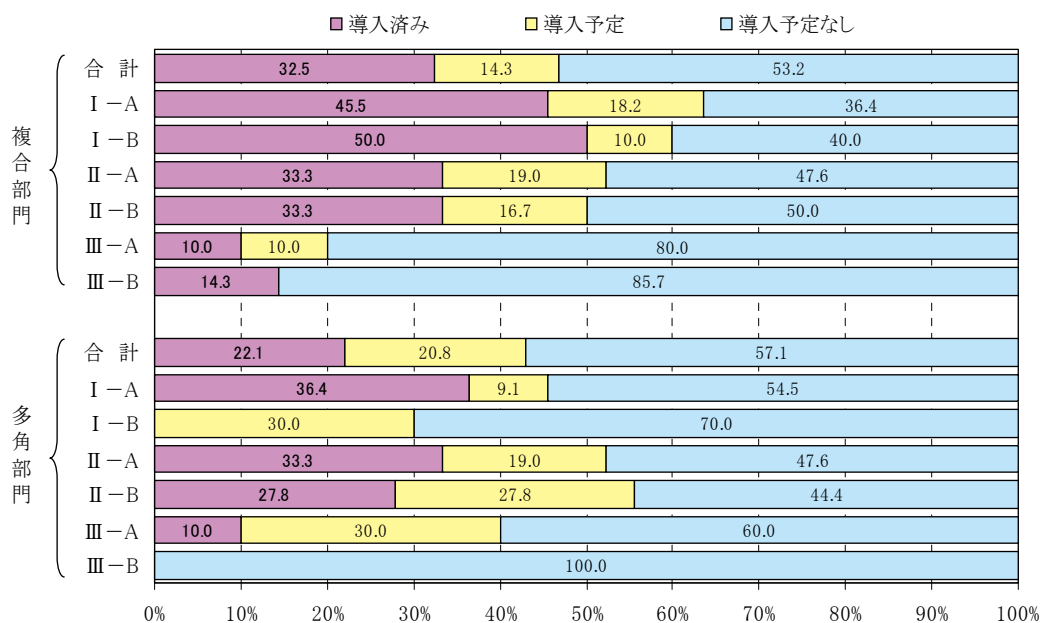
で、所得増を主目的とした組織の方が、農地の維持・保全を主目的とした組織より複合部門の導入に積極的な組織の割合が高いことが分かる。これに対して、多角部門では、組織の営農を担う者の別でも違いがあり、担い手主体型で多角部門を導入済みの組織が多く、運営目的別では、複合部門とは逆に、農地の維持・保全を主目的とした組織の方が、所得増を主目的とした組織よりも導入している組織の割合が高くなっている。

このように、組織の営農を担う者の違いによる差が複合部門ではほとんどみられないにもかかわらず、多角部門では差がみられた点については、園芸作等の複合部門と違って、多角部門については、その事業の性格上、集落全体で取り組むというよりは、誰かの発案を受け、やれる人がやるという取組であるので、担い手主体型の方が導入しやすく、組織内の合意も得られやすいということが理由として考えられる。また、第7-5図の分析の後半でも紹介したように、担い手主体型の組織では、専従者等として働く者の所得の上乗せのため、こうした多角部門を導入したり、導入しようとしている組織があることも要因として考えられる。

こうした状況を踏まえて、前述の6つの類型別に、複合部門、多角部門の導入状況を比較する（第7-9図）。

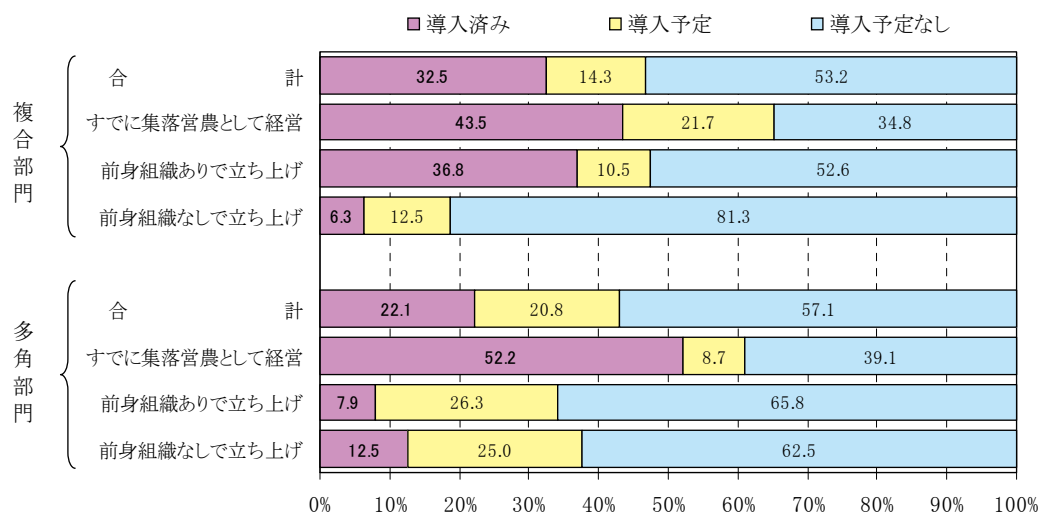
まず、複合部門については、所得増を主目的とした組織（Ⅰ-A、Ⅰ-B）の方が、農地の維持・保全を主目的とした組織（Ⅱ-A、Ⅱ-B）よりも取り組んでいる組織の割合が高く、取組予定の組織も含めれば、共に6割を超えている（ただし、Ⅱ-A、Ⅱ-Bでも、取組予定の組織も含めれば5割を超えている）。これらに対して、組織が目指す方向を決めかねている組織（Ⅲ-A、Ⅲ-B）では、複合部門まで意識が回らないためか、取り組んでいる組織の割合は2割に満たない。

続いて、多角部門については、全戸共同型より、担い手主体型で取り組んでいる組織の割合が高い（Ⅰ、Ⅱ、ⅢそれぞれにおいてBよりAで割合が高い）。特に、「所得増・全



第7-9図 類型別にみた複合部門, 多角部門の導入状況

資料: 農林水産政策研究所調べ



第7-10図 設立前の状態別にみた複合部門, 多角部門の導入状況

資料: 農林水産政策研究所調べ

戸型 (I-B)」、「目的未決・全戸型 (III-B)」では、全く取り組まれていない (組織が目指す方向を決めかねている組織でも、担い手主体型である (III-A) で、多角部門を導入済みと予定を合わせると4割に達している)。

最後に、集落営農組織の立ち上げ前の状態の違い別にみると、複合部門、多角部門共に、「すでに集落営農として経営実態のあった組織」で取り組まれている組織の割合が高い (第7-10図)。しかしながら、複合部門については、「前身組織ありで立ち上げられた組織」でも、かなりの組織で導入されているが、多角部門については、ほとんどの組織で導入さ

れていない。また、導入予定のある組織については、複合部門では、「すでに集落営農として経営実態のあった組織」での割合が高く、多角部門では、「前身組織ありで立ち上げられた組織」や「前身組織なしで立ち上げられた組織」での割合が高くなっている。

こうした違いが出る理由については、組織の歴史の長さでは説明ができないが、「前身組織ありで立ち上げられた組織」には、複合部門を導入している組織が多く、かつ、多角部門については、これまで導入の動きがなかったが、今後導入を予定している「所得増・全戸型（Ⅰ－Ｂ）」に分類される組織が多く含まれていることから、ある程度は説明が可能であるが、今後、その要因を解明していく必要がある。

おわりに

以上、経営の展開方向ということで、米、麦、大豆の生産への取組、複合部門と多角部門の導入の状況を、順次、整理し分析してきた。

そして、集落営農組織が経営の安定化・発展を進めるにつれ、地域で行われている稲作の組織への取り込みが拡大し、また、生産調整作物として生産される麦や大豆の生産拡大が期待できることを示した。

他方で、米の組織への取り込みが不十分な組織が、本調査対象の組織でも多数みられた。そして、米の組織への取り込みについて関係者で合意するのが難しいことと、その克服に時間がかかること等から、性急に無理をして法人化を進めると、本来であれば経営の中心となるべき米を実質的に経営に含まない組織を増やしてしまうおそれがあり、実際に、そうした法人組織が多くみられることも示した。しかしながら、米の組織への取り込みの難しさを克服しようという動きもみられ、そうした動きが拡大する兆しもみられた。

また、複合部門、多角部門については、収益の拡大、余剰労働力等の有効活用の観点から、調査対象組織でも積極的に経営に位置づけている組織が多かったが、地域性、組織の目的等から、その目的や取組まれる部門が異なっていることが明らかになった。

複合部門については、農地の維持・保全よりは、生産性の向上等による所得増加を目的としている組織で取り組んでいる組織が多く、多角部門については、全戸共同型の組織より担い手主体型の組織で取り組んでいる組織が多いという特性がみられた。また、水田作地帯では複合部門、大都市周辺では直売の取組が多くみられる等の地域性もみられた。

今後は、こうした特性を踏まえ、それぞれの組織の特性にあった複合部門、多角部門の導入のあり方を整理していくとともに、集落営農組織における複合部門、多角部門の導入・拡大が、農業生産額や雇用面等で地域にどのような影響を与えていくか把握していく必要がある。

（吉田 行郷）

注(12) 農林水産省「平成 20 年産水田・畑作経営所得安定対策加入申請状況」（平成 20 年 8 月 5 日公表）
および農林水産省「作物統計」による。

8. 集落営農組織の法人化

はじめに

構造政策，担い手政策では，集落営農組織は任意組織から特定農業団体を経て，あるいは直接に法人組織となり，認定農業者，特定農業法人となることが想定されている。経営所得安定対策の対象となる集落営農組織については，5年後の法人化が義務づけられている。本節では，まず経営所得安定対策に加入する集落営農組織の法人化について，法人設立の状況を地域別，規模別に，加入組織全体と調査対象とを比較する。ついで調査対象について組織の類型別に，法人割合の違い，法人化の時期，法人化の条件の1つと考えられる共同経理⁽¹³⁾との関係について分析する。さらに，調査対象の法人組織について，法人化のメリットと法人化後の課題，任意組織について法人化のメリットと法人化する上での課題をどう考えているかを分析する。

(1) 地域別の法人割合

集落営農実態調査によると，平成20年2月時点で経営所得安定対策加入の組織数は全体の約半分の6,663組織，うち任意組織が5,302組織，法人が1,361組織であり，法人組織は加入数の20%を占めている（第8-1表）。他方，集落営農組織のうち約半数は経営所得安定対策非加入であるが，そのうち法人はわずか4%であり，加入組織の法人割合は，非加入組織に比べてかなり高い⁽¹⁴⁾。なお，平成20年度に経営所得安定対策に加入申請した集落営農組織として公表されている5,655組織は任意組織の数である。法人の集落営農組織は認定農業者として個人と一括して把握されており，そのうち個人を含む法人の認定農業者は4,079人であるので，先の加入法人組織数と比較すると，全国では法人認定農業者の3分の1程度が集落営農組織である。

地域別にみると，経営所得安定対策加入組織のうち法人の割合の高い地域は，北海道（32

第8-1表 集落営農組織の経営所得安定対策加入と法人の割合

(単位:組織, %)

	集落営農実態調査 (平成20年2月)							集落営農申請数 (平成20年6月)	
	集落営農組織	経営所得安定対策加入	任意組織	法人	非加入	任意組織	法人	集落営農組織	法人の認定農業者
全 国	13,062	6,663 (51.0)	5,302	1,361 <20.4>	6,399	6,163	236 <3.7>	5,655	4,079
北 海 道	320	71 (22.2)	48	23 <32.4>	249	243	6 <2.4>	36	1,016
東 北	2,825	1,761 (62.3)	1,563	198 <11.2>	1,064	1,018	46 <4.3>	1,690	519
関東・東山	863	557 (64.5)	480	77 <13.8>	306	284	22 <7.2>	863	302
北 陸	2,063	1,248 (60.5)	761	487 <39.0>	815	785	30 <3.7>	501	1,045
東 海	790	282 (35.7)	216	66 <23.4>	508	489	19 <3.7>	231	185
近 畿	1,704	710 (41.7)	653	57 <8.0>	994	977	17 <1.7>	676	165
中 国	1,685	424 (25.2)	182	242 <57.1>	1,261	1,204	57 <4.5>	222	391
四 国	336	106 (31.5)	64	42 <39.6>	230	224	6 <2.6>	74	110
九州・沖縄	2,476	1,504 (60.7)	1,335	169 <11.2>	972	939	33 <3.4>	1,362	346

資料:農林水産省経営局経営政策課資料，集落営農実態調査(農林水産省統計部)

注1) 平成20年の申請数は，東北地方の一部地域のみ，地震の影響で7月31日の集計。

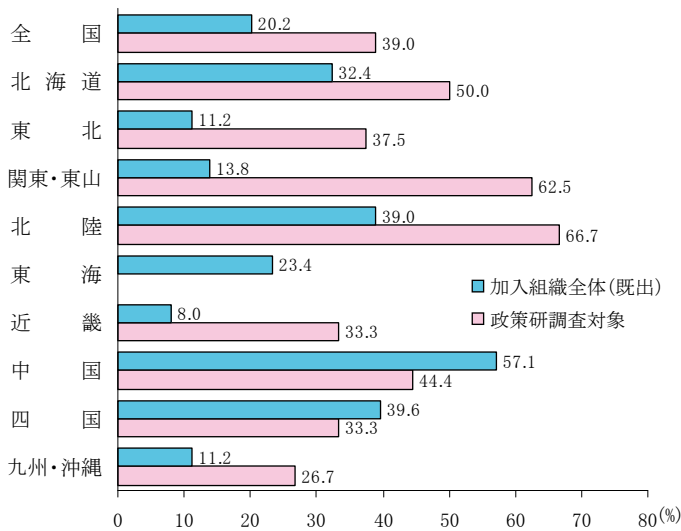
2) ()は集落営農組織全体に対する割合，< >は経営所得安定対策加入数，非加入数に対する法人の割合。

%), 北陸 (39 %), 東海 (23 %) (そのほとんどが岐阜県), 中国 (57 %), 四国 (40 %) である。以前から集落営農組織があった地域, 行政による法人化の支援がある地域等で法人割合が高く, 他方でこれまで集落営農組織が少なく, 経営所得安定対策の実施に対応して集落営農組織が増加した東北, 関東・東山, 九州では法人割合が低い。近畿は, 以前から集落営農組織数は多い地域ではあるが, 法人割合が低い。

調査対象組織における法人の割合を加入組織全体と比較する (第8-1図)。図には, 調査時点では法人化していないが, 平成 20 年度中に法人化予定の 4 組織を含めているが, 調査対象 77 組織中, 法人組織が 30 組織 (39 %) であり, 統計の法人割合の 20 % よりもかなり高い。統計の加入組織全体よりも調査対象組織の法人割合が高い地域は, 加入組織全体での法人割合が高い北陸に加えて, 加入組織全体では法人割合が低かった東北, 関東・東山, 近畿, 九州・沖縄で調査対象の法人割合が高くなっている。後者の地域は, 近畿を除き, 経営所得安定対策に対応して任意組織が急増した地域であるが, こうした法人割合が低い地域での調査対象が法人にやや偏っている, 活動歴が比較的ある法人が調査対象として選定されたということが, 調査対象全体の法人割合を高くしているのであろう。

調査対象集落営農組織について類型別に法人化の割合をみると (第8-2表), 担い手のタイプ別では, 担い手主体タイプのⅠ-Aは 46 %, Ⅱ-Aは 67 %, 全戸共同タイプのⅠ-Bは 20 %, Ⅱ-Bは 44 % であり, 目的未決のⅢではⅢ-Bで 1 組織のみが法人化している⁽¹⁵⁾。

タイプ間を比較すると, 全戸共同タイプより担い手主体タイプの法人割合が高い (Ⅰ-A > Ⅰ-B, Ⅱ-A > Ⅱ-B)。他方, 農地の維持保全を目的とするⅡが所得増加を目的とするⅠよりも法人割合が高く (Ⅱ-A > Ⅰ-A, Ⅱ-B > Ⅰ-B), Ⅱの法人割合がこのように高いことには, かなりの違和感を感じる。これは中山間地域の集落営農組織が本調査の調査対象に多いことが影響している。中山間地



第8-1図 農業地域別の集落営農法人割合

資料: 集落営農実態調査 (農林水産省統計部), 農林水産政策研究所調べ

第8-2表 組織類型別の法人割合

(単位: 組織、%)

	全体の組織		中山間の組織		中山間の割合	
		うち, 法人		うち, 法人	組織数	うち, 法人
全体	77	30 (39.0)	22	12 (54.5)	28.6	40.0
Ⅰ-A	11	5 (45.5)	2	2 (100.0)	18.2	40.0
Ⅰ-B	10	2 (20.0)	3	- (-)	30.0	-
Ⅱ-A	21	14 (66.7)	9	7 (77.8)	42.9	50.0
Ⅱ-B	18	8 (44.4)	5	3 (60.0)	27.8	37.5
Ⅲ-A	10	1 (10.0)	1	- (-)	10.0	-
Ⅲ-B	7	- (-)	2	- (-)	28.6	-

資料: 農林水産政策研究所調べ

域の組織の類型別法人割合を同表に示してあるが、Ⅱ－Ａの法人割合が 78 %、Ⅱ－Ｂのそれが 60 %であり、しかも調査組織数に占める中山間地域の組織の割合が、全体では 29 %であるが、Ⅱ－Ａは 43 %と高くなっている。Ⅱ－Ａで中山間地域の組織が調査対象として多く選定されていること、そして中山間地域の集落営農組織の法人割合が高いことのためにⅡ－ＡとⅡ－Ｂとで法人割合が高くなっている。

(2) 規模別の法人割合

法人化の状況を集落営農組織の規模との関係で確認しておく。第8-3表は、集落営農組織の集積面積（統計では経営面積＋作業受託面積，調査対象では経営面積＋特定作業受託面積）規模別に法人化の割合を示したものである。加入組織全体でみると、20～30ha，30～50ha，50～100ha

第8-3表 規模別の法人割合

(単位:組織, %)

集積面積規模	加入組織全体	うち、法人		政策研 調 査	うち、法人	
全 体	6,663	1,361	(20.4)	77	30	(39.0)
12ha未満	864	195	(22.6)	5	2	(40.0)
12～20ha	996	270	(27.1)	14	5	(35.7)
20～30ha	1,666	298	(17.9)	16	5	(31.3)
30～50ha	1,788	337	(18.8)	16	10	(62.5)
50～100ha	1,029	186	(18.1)	19	6	(31.6)
100ha以上	320	75	(23.4)	7	2	(28.6)

資料:集落営農実態調査(農林水産省統計部)，農林水産政策研究所調べ

の規模層で法人化割合が低く、12～

20ha，12ha 未満の小規模組織と 100ha 以上の大規模組織で法人化割合が高い。

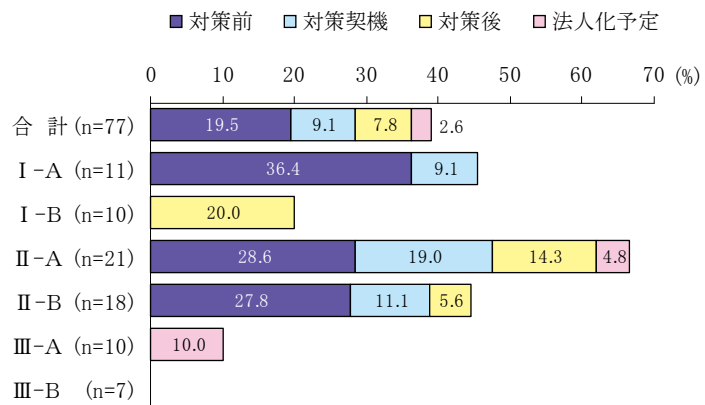
経営所得安定対策加入には規模要件があり，集落営農組織のそれは平場で 20ha（実際にはその 8 割の 16ha），中山間ではその 8 割（実際には $20\text{ha} \times 0.8 \times 0.8 = 12.8\text{ha}$ ）である。それらの要件に満たない小規模組織の場合には，法人化して認定農業者として加入する事例が平場，中山間を通じてあり，その結果として，小規模組織で法人化割合が高くなっていると考えられる。100ha 以上の大規模組織が 320 あるが，地域別には北海道（24 組織），東北（118 組織），関東・東山（45 組織），北陸（17 組織），九州・沖縄（82 組織）で多く，そのうち法人組織は北海道 15 組織（63 %），東北 17 組織（14 %），関東・東山 13 組織（29 %），北陸 13 組織（76 %）等であり，北海道と北陸での法人割合が目立って高い⁽¹⁶⁾。

調査対象組織は，統計に示される加入組織全体に比して全体的に法人割合が高いが，20ha 以下の組織では加入組織全体の傾向と同様に，法人割合がやや高くなっている。加えて，調査対象では 30～50ha 規模層で法人割合が非常に高くなっている。この規模階層の 16 組織のうち 10 組織が法人であり（東北 5 組織のうち 4 組織，北陸 2 組織のうち 2 組織が法人である），これは調査対象の偏りが影響していると考えられる。

(3) 法人化の時期

法人化の時期を第8-2図に示す。全体では，経営所得安定対策以前に法人化した組織が法人全体の半数 15 組織（20%）であり，このうち平成 15 年の米政策改革以前という早い時期に法人化したものが 2 組織，米政策改革による法人化推進を背景として法人化したものが 13 組織である。経営所得安定対策を契機（平成 19 年 3 月以前）に法人化した

組織は 7 組織（9 %）あり，このうち規模要件をクリアするために法人化した組織は 2 組織ある。対策後（平成 19 年 4 月以降）に法人化した組織は 6 組織（8 %），さらに調査時点では法人化していなかったが平成 20 年度中に法人化する組織が 2 組織（3 %）あり，これらをあわせて経営所得安定対策を機に法人化した組織は，調査対象中の半数を占める。



第8-2図 類型別にみた法人化の時期

資料：農林水産政策研究所調べ

これを類型別にみると，法人割合が高い担い手主体のⅠ－Aは，11 組織中，経営所得安定対策以前に法人化したものは 4 組織（36 %），対策を契機に法人化したものが 1 組織（9 %），Ⅱ－Aは 21 組織中，経営所得安定対策以前に法人化したものは 6 組織（29 %），対策を契機に法人化したものが 4 組織（19 %），対策後に法人化したものが 3 組織（14 %），平成 20 年度中に法人化するものが 1 組織（5 %）である。A類型は東北，北陸に多いが，少数の担い手による経営体が形成され，その延長上に法人化に至っている事例が多いとみられることに加えて，Ⅱ－Aでは，中山間地域の集落営農組織が多く含まれていることから，対策の影響で法人化した組織が多くある。

全戸共同タイプのⅠ－Bは，10 組織中，経営所得安定対策後に法人化したのが 2 組織（20 %）のみで，Ⅱ－Bでは 18 組織中，経営所得安定対策以前に法人化したものは 5 組織（28 %），対策を契機に法人化したものが 2 組織（11 %），対策後に法人化したものが 1 組織（6 %）である。Ⅱ－Bも中山間地域の集落営農組織がやや多いが，こうしたぐりみ型の組織でも法人化が進展していることには注目する必要がある。

（4）経理の一元化への対応と法人化の関係

法人化の状況について，経理の一元化の程度との関係を示す（第8-4表）。表頭はプール計算の実施状況を示しており，①米も転作等ともにプール計算を行っている組織，②名目上は米を取り込んでいるが米のプール計算は一部である組織，③転作部分のみプール計算を行っている組織（転作のみ経営する組織に加えて，名目上は米を経営しているものも含む），④実態は農家毎の管理になっている組織，に区分してある。

プール計算の実態からみると，米も転作もプール計算を行っている組織は，その 59 %が法人化していて，法人化割合が高い。転作に加えて米の一部をプール計算している組織の 46 %，転作のみプール計算している組織の 31 %が法人化し，プール計算がなく経理は農家管理になっている組織でも 14 %が法人化している。

第8-4表 類型・経理の一元化別の法人割合

(単位:組織, %)

	合計		プール計算						農家毎管理	
			米＋転作		一部米＋転作		転作			
	うち, 法人	うち, 法人	うち, 法人	うち, 法人	うち, 法人	うち, 法人				
全体	77	30 (39.0)	29	17 (58.6)	11	5 (45.5)	16	5 (31.3)	21	3 (14.3)
A	42	20 (47.6)	13	11 (84.6)	9	5 (55.6)	9	3 (33.3)	11	1 (9.1)
B	35	10 (28.6)	16	6 (37.5)	2	－ (－)	7	2 (28.6)	10	2 (20.0)
I	21	7 (33.3)	12	6 (50.0)	1	－ (－)	6	1 (16.7)	2	－ (－)
II	39	22 (56.4)	17	11 (64.7)	10	5 (50.0)	7	3 (42.9)	5	3 (60.0)
III	17	1 (5.9)	－	－ (－)	－	－ (－)	3	1 (33.3)	14	－ (－)

資料:農林水産政策研究所調べ

注: ()内は法人割合。

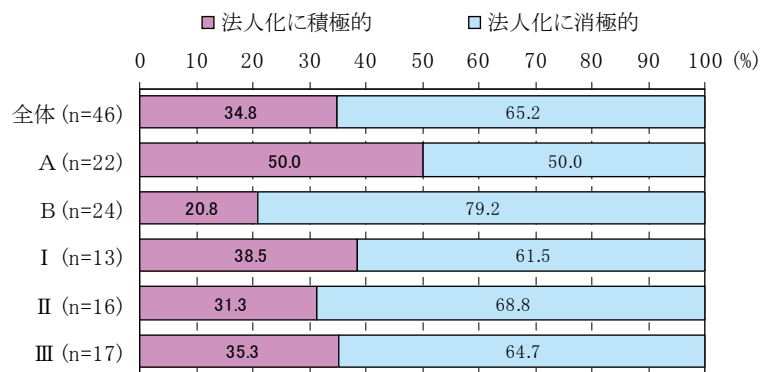
これをさらに類型別と組み合わせてみると、以下のようになっている。担い手主体のAでは、米も転作等とともにプール計算を行っている、すなわち水田作の協業経営体としての実体がある組織では85 %が法人である。反対に、転作のみがプールとなっている組織、これらは東北の転作受託組織であるが、この法人割合は33 %と低い。

目的別では、所得増加を目的とするIは、米も転作等とともにプール計算を行っている組織で50 %の法人化率であるが、転作中心の組織では法人がほとんどない。農地の維持保全を目的とするIIは、プール計算の仕方による差はあるが、しかしその程度は小さい。これは中山間地域の組織がプール計算の状況にかかわらず法人化していることが影響している。

(5) 任意組織の法人化への姿勢

調査時点で未だ法人化していない任意組織の集落営農組織について、法人化に向けた姿勢を調査した(第8-3図)。

調査対象の任意組織全体では、35 %の組織が法人化に積極的、65 %の組織が法人化に消極的である。法人化については、平成19年12月の対策見直しで5年後の法人化義務が事実上緩和されたために、法人化へ向けた志向が大きく後退した、という意見を多くの調査対象から聞いた。図に示す「積極的」という回答には、組



第8-3図 類型別の法人化への姿勢

資料:農林水産政策研究所調べ

注: 不明を除く。

織全体としては法人化に消極的になったが、リーダは積極的な意向を持ち続けているという事例も含まれていることに留意されたい。また、調査対象は地域の中では比較的優良な事例であるため、実際の平均値より「積極的」に傾いているであろうことも考慮してもら

いたい。

さてその法人化への意向を類型別にみると、担い手主体のA類型では、法人化に積極的が50%、消極的が50%で、法人化への意向が半々である。このタイプは、法人割合が高いが、非法人の今後の法人化へ向けた姿勢も積極的である。共同作業タイプのB類型では、法人化に積極的が21%、消極的が79%で、法人化へ向けた意向は非常に低く、このタイプの法人割合が低いことと表裏の結果になっている。

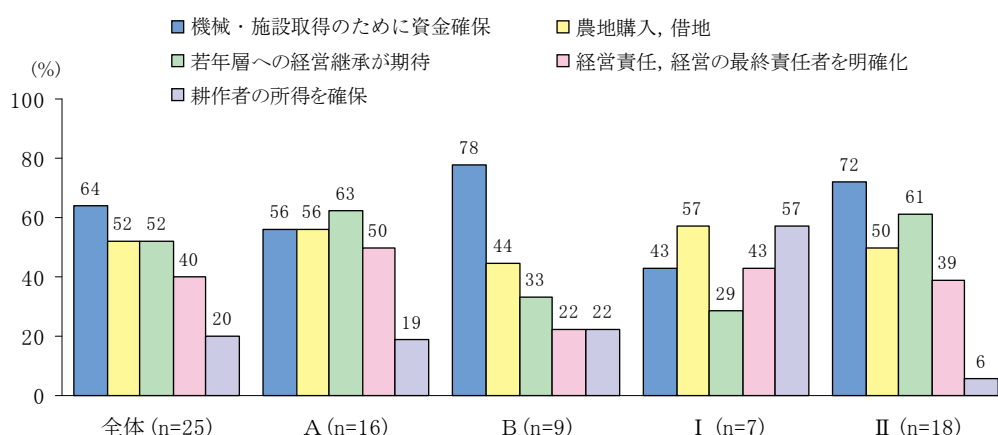
目的別では、所得増加のⅠは積極的が39%、Ⅱは積極的が31%、目的未定のⅢは積極的が35%で、類型間の差は小さい。Ⅱの積極的姿勢の低さは、第8-2図でみたⅡの法人割合の高さと比較すると相反するように見える。Ⅱは中山間地域の組織が多いが、平場の組織も含めて、経営所得安定対策への対応として法人化した組織も多くあり、結果として法人割合は高いが非法人の組織の代表者の意向は法人化とややギャップがあることが推察される。

(6) 法人化のメリット

法人組織にとって法人化したことのメリットを3項目選択してもらった⁽¹⁷⁾ (第8-4図)。

法人全体では、「機械・施設取得のために資金確保ができる」が64%、「農地購入、借地ができる」が52%で、農地取得、資金確保における権利主体となれることを過半の組織が挙げている。ついで、「若年層への経営継承が期待できる」が52%で、法人の場合は農家経営と異なって、組織として経営継承が可能になることが期待されている。さらに「経営責任、経営の最終責任者を明確にできる」が40%で、組織経営として経営責任の所在の明確化を挙げている。「耕作者の所得を確保できるようになった」は全体で20%ある。

担い手中心型のAでは、「機械・施設取得のために資金確保ができる」と「農地購入、借地ができる」がともに56%であるのに対して、「若年層への経営継承が期待できる」が63%と高く、担い手の継承を期待している、また「経営責任、経営の最終責任者を明



第8-4図 法人組織における法人化のメリット

資料: 農林水産政策研究所調べ

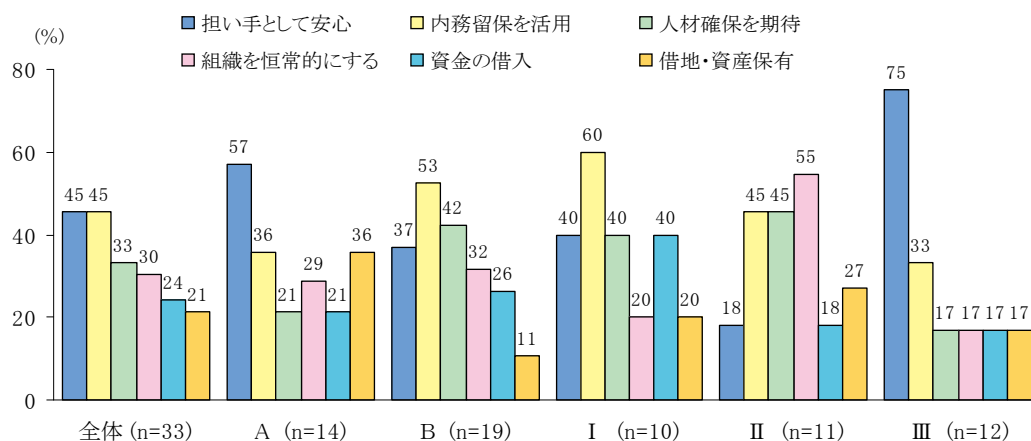
注: 3つまでの複数回答。不明回答を含まない。

確にできる」が 50 %あり経営者機能の強化が期待されている。共同作業タイプのB類型では、「機械・施設取得のために資金確保ができる」が 78 %と高く、機械装備の充実に期待が強く表されている。

目的別では、所得増加を目的とするⅠでは、「機械・施設取得のために資金確保ができる」が 43 %はやや低く、「耕作者の所得を確保できるようになった」が 57 %で、耕作者、経営者に重きを置いた経営が法人化によって実現されることをメリットとしている。農地の維持保全を目的とするⅡは、「機械・施設取得のために資金確保ができる」が 72 %、「若年層への経営継承が期待できる」が 61 %と高く、農地維持のための機械装備の増強と若年層の担い手獲得に法人化のメリットを求めている。

任意組織については、異なった選択肢で法人化のメリットを質問した（第8-5図）。任意組織全体では、「法人の方が担い手として安心」⁽¹⁸⁾と「内務留保を活用しやすい」が 45 %と高く、ついで「人材確保を期待できる」が 33 %、「組織を恒常的なものとするために必要」の 30 %、さらに「資金の借入がしやすい」が 24 %、「借地・資産保有のために必要」が 21 %である。

担い手タイプでみると、担い手中心のAでは、「法人の方が担い手として安心」が 57 %と高く、また「借地・資産保有のために必要」が 36 %あり、法人であれば借地が制度的に可能となることとともに、農地の出し手への安心感が醸成され、農地を集積しやすくなることを期待している。共同作業タイプのBでは、「内務留保を活用しやすい」が 53 %と高く、ついで「人材確保を期待できる」が 42 %あり、資金と人材という経営資源の充実を期待している。



第8-5図 任意組織における法人化のメリット

資料：農林水産政策研究所調べ

注：3つまでの複数回答。不明回答を含まない。

組織の目的別では、所得確保を目的としているⅠでは、「内務留保を活用しやすい」が 60 %、「資金の借入がしやすい」が 40 %であり、資金確保をメリットと考えている。農地維持を目的とするⅡでは、「組織を恒常的なものとするために必要」が 55 %と突出して高く、「人材確保を期待できる」が 45 %であり、地域の農地維持のため、法人化して組

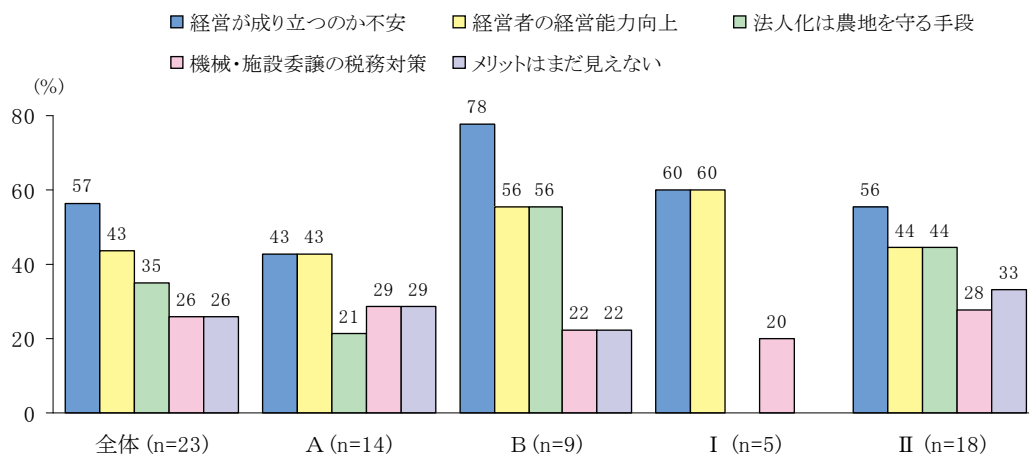
組織を恒常的なものとしたい、という期待が表明されており、経営体のステップアップとして法人化する、ということとは異なって、地域の農地保全のために法人化するという展望を示している。前掲第8-3図では、法人化に積極的意向の組織が3分の1程度あったが、組織の実態としては法人化が難しい中であって、組織の代表者は法人化を積極的に考えている、という現実がここから読み取れよう。農地維持のための人材確保を期待している。目的未定のⅢは、「法人の方が担い手として安心」が75%と突出して高いほかは、低い値となっている。

(7) 法人化の課題

法人組織にとって、法人化するに当たって課題となったことを挙げてもらった(第8-6図)。「今後、法人として経営が成り立つのか不安」が57%、ついで「経営者の経営能力向上」が43%である。法人化後に所得、収益を確保できるかどうか不透明なまま法人化した事例が多く、そのため法人における所得確保のためには経営者の経営能力の向上が必要である、という裏腹の関係があるのであろう。さらに「法人化は集落の農地を守るための手段であり目的ではない」が35%あり、法人化は、所得追求のためではなく地域の農地を守るために組織のものであるという意向を示している。そして、「旧組織からの機械・施設の委譲時の税務対策」26%、「法人化のメリットはまだ見えない」が26%である。

担い手のタイプ別では、担い手主体のAでは、どれも比較的低いが、共同作業タイプのBでは、「今後、法人として経営が成り立つのか不安」が78%と非常に高く、ついで「経営者の経営能力向上」が56%あり、また「法人化は集落の農地を守るための手段であり目的ではない」も56%ある。共同作業タイプでは、法人化しつつも、今後その経営をどう維持するか、そのために経営者能力をどう高めるかが、重大な課題と意識されている。

組織の目的別では、所得増加を目的とするⅠでは、「今後、法人として経営が成り立つのか不安」と「経営者の経営能力向上」が60%で、経営としてのどう成り立たせるかが課題となっている。農地維持を目的とするⅡは、Bと同様な傾向にある。

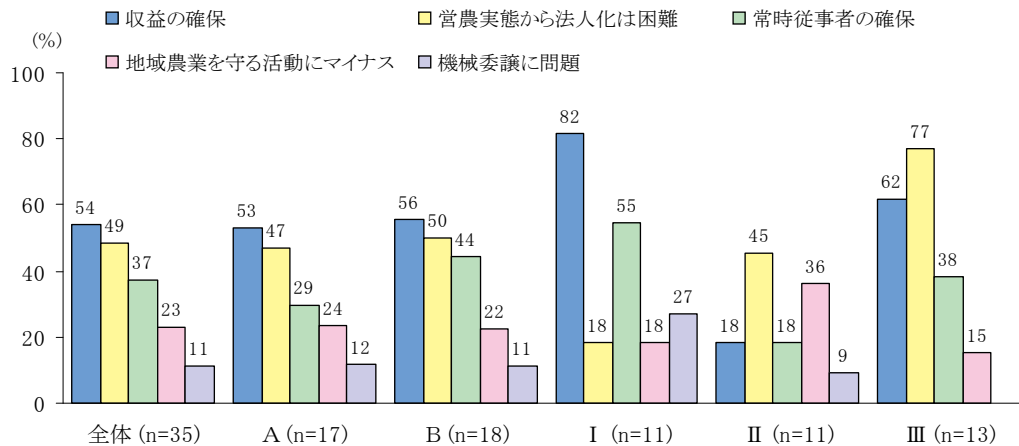


第8-6図 法人組織における法人化の課題

資料: 農林水産政策研究所調べ

注: 3つまでの複数回答、不明回答を含まない。

法人化していない任意組織に、法人化する上での課題を 3 つまで挙げてもらった（第8-7図）⁽¹⁹⁾。全体では、「収益の確保」54 %が最も多く、ついで「営農の実態からは法人化は難しい」49 %、「常時従事者の確保」37 %、「地域農業を守る活動に法人化はマイナス」23 %であり、さらに図示していないが「責任ある経営者の確保」14 %、「経理担当者とその報酬の確保」11 %、「前身組織の機械の委譲に問題がある」11 %となっている。



第8-7図 任意組織における法人化の課題

資料: 農林水産政策研究所調べ

注. 3つまでの複数回答. 不明回答を含まない.

担い手のタイプ別では、担い手中心タイプのAと共同作業タイプのBを比較すると、「常時従事者の確保」が前者で 29 %、後方で 44 %であり、また「経理担当者とその報酬の確保」が前者で 0 %、後方で 22 %であり、共同作業型タイプの組織では、兼業農家中心の組織が多く、常時従事者や経理担当者の確保が課題となっている。

組織の目的別では、所得増加を目的とするIでは、「収益の確保」が 82 %と突出して高く、また「常時従事者の確保」が 55 %と高い。農地維持を目的とするIIでは、「常時従事者の確保」が 45 %、ついで「地域農業を守る活動に法人化はマイナス」が 36 %であり、法人化に対してマイナスイメージを持ち、また常時従事者が確保できず農業生産法人になり難いとしている。目的未定のIIIでは、「営農の実態からは法人化は難しい」が 77 %と非常に高く、さらに「収益の確保」が 62 %、また組織として機械を所有していないことから「組織での機械整備の充実が必要」が 31 %となっており、活動の実態を反映した回答となっている。

おわりに

経営所得安定対策に加入する集落営農組織は、地域差を伴いながら、全体ではその 2 割がすでに法人になっている。調査対象組織では、選定の偏りがあって、その倍の 4 割が法人組織になっている。法人組織には、担い手主体のタイプを中心に、米政策改革の影響を含めて経営所得安定対策前に法人化した組織があり、さらに経営所得安定対策を機に法人化した組織が多数ある。その法人化の中には、規模要件に満たないために、認定農業者として加入するべく法人化した例もあるが、それだけにとどまらず、農地維持のために

法人化した組織が多数ある。所得増加を目的とする経営体志向の組織だけではなく、地域の農地の維持・保全のために法人化した組織の例が、経営安定対策を機に増加している。経営所得安定対策は、担い手対策、経営対策であるが、この対策を契機に地域対策としての集落営農組織の組織化とその法人化が促進されたといえる。

対策見直しの影響もあって、一部の組織を別にして、法人化は数年後の課題ではなく、より先の課題として押しやられた。そのためもあって、法人化に向けた姿勢や解決すべき課題の設定が、現場ではややぼやけてしまっている。法人化の縛りがあったから組織の結束強化が図られたのに、その縛りがなくなったために、組織化の推進がしにくくなったという主旨の意見を多く聞いた。そうした後退要素がありながらも、調査対象の非法人組織の約 3 割が法人化に積極的である。そうした組織の法人化の理由は、経営体としてのステップアップを目指す組織に加えて、地域の農地維持のための担い手を個人や任意組織ではなく法人という恒常的組織体とするため、という地域政策的な側面が強く表れていて

(小野 智昭)

注(13) 昨年度は、主要機械の共有状況、基幹作業実施者、共同計算の有無と法人化の関係を分析し、共同計算のない組織は法人化していないこと等を明らかにした。(「水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織の設立等が地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析」(『経営安定プロジェクト研究資料 第 1 号 水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織に関する分析報告』農林水産政策研究所、平成 21 年、10～12 頁)。

(14) 非加入組織の活動内容をみると、「作付地の団地化など、集落内の土地利用調整」のみを行っている組織が 716、「認定農業者、農業生産法人等に農地の集積を進め、集落単位で土地利用、営農を実施」のみを行っている組織が 89、両者のみを行っている組織が 246、合計 1,051 組織あり、これらは非加入組織の 17 %である。これらは土地利用調整のみを行う組織や農用地利用改善団体（あるいはそれと同様の組織）であり、法人化を想定するのは困難であろう。

(15) III類型で法人化している事例は、関東の兼業地域にあるK組織である。平成 18 年に設立、構成員 22 戸、31ha を経営する組織で、構成員全員が賃貸住宅を経営。組織の共有機械はなく、県が推進したゼロ円リース方式（個人有の機械を組織が借り上げた上で所有者に無償でリースする方式）を採用し、実際には個別機械で個別作業を行い、販売金額は組織でまとめた上で個別精算している。平成 20 年 9 月に法人化し、水稻と小麦の機械を装備する予定で、今後はオペレータによる作業にしていきたい希望がある。

(16) 近年北海道では米価低下の中で大規模な法人の協業経営体が形成されており、集落営農組織という枠組みとは異なって、大規模な水田作協業経営体の検討が必要であろう。

(17) 第 8-4 図から第 8-7 図までの選択肢は、平成 19 年度調査で自由回答から抽出した項目をもとに作成している。

(18) この選択肢は、調査票の「法人の方が農地の出し手に安心感がある」と「個人は事故・病気があ

るが法人は担い手が確保できる」の選択肢を統合したもの。両者のどちらかに回答した場合を回答ありとしている。

(19) 第 8-7 図の選択肢は調査票のそれを次のように一部統合している。「収益の確保」は「オペレータの労働に見合う収入の確保」，「役員報酬のための財源をどう確保するのか課題」，「消費税，法人税の財源確保」，「赤字にならない経営でないと法人化は難しい」を統合，「法人化は困難」は，「稲

作では法人化に対して構成員の反対が強い」と「実態の営農は個別作業なので法人化は難しい」を統合、「常時従事者の確保」は、「兼業農家が多い中で常時従事者の確保」と「役員の常時従事要件の確保」を統合した。

9. 集落営農組織の付加価値とその配分

はじめに

集落営農組織の付加価値の配分がどのように行われているかを分析する。そのためまず、集落営農組織の付加価値額を把握した上で、それがどう構成員に配分されているか、さらに利益配当についてどのような配分方法を行っているか、そして付加価値の帰属先が労賃と地代とにどう配分されているかを分析する。

(1) 集落営農組織における付加価値把握上の問題

集落営農組織における経理の仕方は、組織によって様々である。そのために、集落営農組織の付加価値額やその帰属先をクロスセクションで比較するには困難を伴う。

第一に、法人等の集落営農組織では、企業会計と同じく複式簿記で記帳して、貸借対照表や損益計算書を作成しているが、他方で多くの任意組織では単式簿記で経理している組織が多い。集落営農活動実態調査（平成 20 年）の数値からは、経営所得安定対策に加入する集落営農組織全体で、複式簿記を記帳して貸借対照表を作成しているものは 4 分の 1 程度と推測される⁽²⁰⁾。加入組織の法人割合は 20 %であるから、それをわずかに上回る程度の組織で複式簿記が利用されているようである。こうした複式簿記を用いている組織では、決算時に減価償却処理が行われているのであるが、逆に単式簿記で経理を行っている組織では、減価償却を行っていないものが多いようである。こうした組織が機械を取得して営農している場合には、減価償却分がコストとしてカウントされずに、結果的に当期利益の中から構成員に配分されてしまう。減価償却費を適当に見積もることも不可能ではないが、本稿ではそうした操作は行っていない。

第二に、営農の実態による差も大きい。自らの責任で農業生産を行う農業経営体であれば、農産物販売額等を収入として、作業従事者への労賃等のコストを支払い、利益を構成員に配分する、という通常想定しうる方式をとるであろう。しかし共同経理（経理の一元化）を行っていても、実際には、共同経理するコストの範囲は組織によって様々であり、組織の共同経理に含まれるコストの範囲が狭いほど、構成員に分配される部分が大きくなる。例えば、元肥のみ共同経理している組織では、生産にかかるそれ以外のコスト部分は構成員が支出する支出するために、そのコスト分は構成員に期中あるいは期末に支払いが行われる。この支払いのうち、どこまでが付加価値でどこまでがコストかを把握することは困難である。共同経理に含まれるコストの範囲が狭く、販売額のほとんどが個別計算により構成員に配分されている組織もある。本稿では、そうしたいわゆる枝番管理方式の組織はとりあえず分析の対象から、多くの部分で除外している。

また、作業受託組織から再編成された組織等の中には、受託組織時代の経理方式を残存させているものがあり、例えば、販売額はすべて構成員に配分した後に、作業受託料金を徴収し、受託作業実施後に生じた利益は改めて構成員に分配する、という組織もある。こ

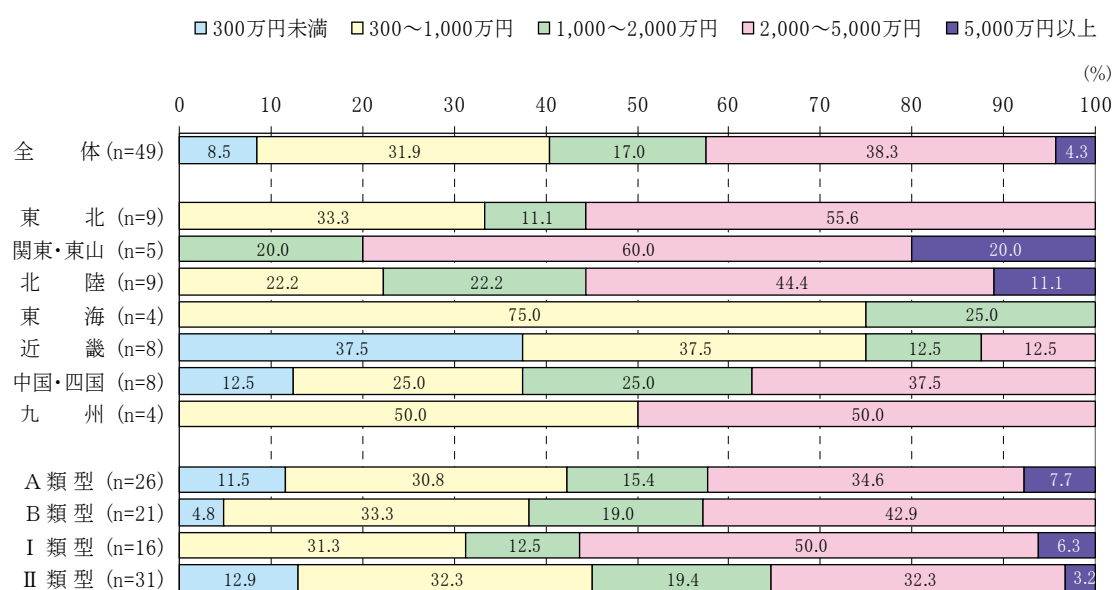
れは特定作業受託として作業を行っている場合だけでなく、構成員からの経営面積として集落営農組織の経営面積としてカウントしている場合に、である。こうした組織は、いわゆる枝番管理方式の組織を分析の対象外とすることで、除外されている。

こうしたことのために、調査対象集落営農組織全体の付加価値額とその分配（帰属）先を正確に把握することにはいまだ十分に成功していない。以下の分析は、対象を限定しつつも単式簿記を用いる任意組織の問題を残したまま、一定の傾向を把握しようというものである。

（２）集落営農組織の付加価値額規模

労務費、地代・小作料、役員報酬、当期利益にさらに作業委託料を加えて、ここでは付加価値とする（当期利益がマイナスの場合は、ゼロとして計算している。）作業委託料を含めているのは次の理由からである。第一に、機械設備が不十分な組織では、構成員の機械を借り上げて作業を行うことが多く、その際、機械には借り上げ料、作業には賃金を支払う場合もあるが、両者を一括して作業者に作業委託する場合（費目は借り上げ料とする事例もある）が多くある。作業委託料には、機械利用にかかる費用が含まれているが、その分離は困難であるので、ここでは作業委託料そのものをカウントする。第二に、草刈りや水稻作の水管理等の水田管理作業を構成員に任せている組織では、それを労務費として支払う場合もあるが、作業委託料等としている場合があるので、これも労務費同様のものとしてカウントする。

そうして把握した付加価値額規模別の構成を示したのが第9-1図である。ここでは、共同経理を行いつつも販売額は構成員毎の個別計算を行っているいわゆる枝番管理の組織を除外している、その結果、運営目的が未定のⅢが2組織のみとなったためこれも除外し、



第9-1図 付加価値規模別の構成

資料：農林水産政策研究所調べ
注：枝番管理およびⅢ類型の組織を除く。

さらに調査対象が 2 組織の北海道を除いて、全体で 49 組織について示してある。

全体では、300 万円未満が 9 %、300 ～ 1,000 万円が 32 %、1,000 ～ 2,000 万円が 17 %、2,000 ～ 5,000 万円が 38 %、5,000 万円以上が 4 %である。地域別にみると、2,000 万円以上層が過半であるのは、東北、関東、北陸である。逆に 1,000 万円未満の組織が過半である地域は、東海、近畿、中国である。

組織のタイプ別では、担い手中心タイプの A と共同作業タイプの B とでは、A に 5,000 万円以上の組織があるほかは、両者に大きな差がみられない。組織の運営目的別では、所得増加目的の I は 2,000 万円以上の組織が過半を占めるのに対して、農地維持目的の II は、1,000 万円未満の組織が半分近くあり、また 300 万円未満の組織もあり、付加価値規模では比較的に小さい組織である⁽²¹⁾。

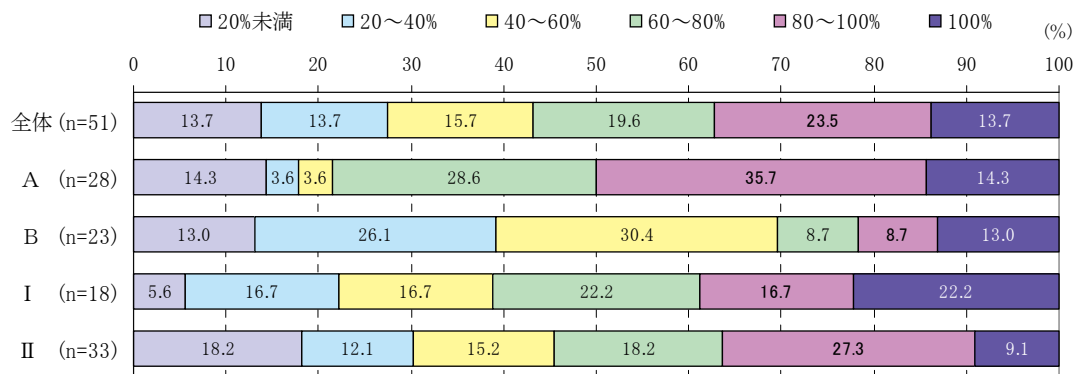
(3) 構成員への賃金・地代の配分割合

付加価値として把握したものの多くは、期中に労賃、地代、作業委託料、役員報酬の形態で費用として支出される。そのうち構成員に配分されている分が付加価値額のどれほどを占めるかを示したのが第9-2図である（ここでは北海道の 2 組織を含めてある）。

全体では、「20 %未満」が 14 %、「20 ～ 40 %」が 14、「40 ～ 60 %」が 16 %、「60 ～ 80 %」が 20 %、「80 ～ 100 %」が 24 %、「100 %」が 14 %であり、80 %以上を期中に構成員に配分している組織が 37 %、60 %以上を支出している組織が 57 %と過半である。

類型別には、担い手中心の A は、80 %以上を支出している組織が 50 %、60 %以上を支出している組織は 78 %であるのに対して、共同作業タイプの B は 60 %以上を支出している組織が 21 %、80 %以上支出している組織が 29 %である。担い手中心タイプの組織では労賃、地代等を期中に費用として支出する組織が多いのに対して、共同作業タイプの組織では、コスト化せずに期末の利益処分で付加価値を配分する組織が多い。

また組織の目的別では、所得増加目的の I で「100 %」期中支払いが 22 %、農地維持目的の II で「80 ～ 100 %」支出が 27 %と「20 %未満」が 18 %ある以外は大きな差がみられず、運営目的による付加価値の配分差は少ない。



第9-2図 構成員への付加価値の期中支払い割合

資料：農林水産政策研究所調べ
注：第9-1図に同じ。

(4) 利益配当の配分先

構成員へ期中に労賃，地代等として配分されなかった付加価値は，期末に当期利益として残り，これは内部留保や繰り越しを除き，構成員に配分されている⁽²²⁾。その帰属先を検討する。

まず集落営農活動実態調査によって全体の状況を示す（第9-1表）。集計された 2,884 組織に対する割合（複数回答）でみると，全国では利益を「還元していない」が 37 %あり，利益を「還元している」が 63 %である。利益を「還元していない」がかなり多いが，期中に付加価値を支出しきって利益を経理上出していない，あるいは利益はすべて内部留保するというものもあるだろうが，当期利益をそもそも「利益」として認識していない組織がかなりあるのではないかと考える（この点，後述）。

利益を還元している組織のうち，「出資・提供面積に応じて配分」が最も多くて 53 %，次いで「出役時間・日数に応じて配分」が 43 %，さらに「生産物の量に応じて配分」が 40 %，そのうち「生産物の量・品質に応じて配分」が 25 %である。各項目の構成割合の合計が 150 %であることから，それらを組み合わせた複数の方法を行っている組織も多くある。これらのうち「出資・提供面積に応じて」は，地代に準じた付加価値の配分方法，「出役時間・日数に応じて」は労働に応じた配分方法であり，生産物の量や量・質に応じた配分は，いわゆる枝番方式の採用を示している。

同様な利益分配方法を調査対象でみる（第9-2表）。利益を還元していないは僅かであるのでそれは「その他」に含めているが，「面積に応じて」が 61 %で最も高く，「労働に応じて」が 40 %，「収量に応じて」が 34 %，「収量・品質に応じて」が 10 %である。調査対象には農事組合法人が相当数あり，従事分量配当を行っている組織が全体の 10 %ある。第9-1表と比較すると，労働に応じた分配はほぼ同水準であるが，「面積に応じて」が 6 ポイント高く，「収量に応じて」が 6 ポイント，「収量・品質に応じて」が 14 ポイント低い。

第9-1表 利益の還元方法(全国)

(単位: %)											
	集落営 農数計	還元して いない	還元して いる	出 役 時 間・日数 に応じて 配 分	出 資・提 供 面 積 に応じて 配 分	出 資 金 比率に 応じて 配 分	構 成 員 数によ る均等 配 分	生産物 の量に 応じて 配 分	量・品質 に応じ て配分	給与制	無回答
全 国	100.0	36.7	62.5	(42.8)	(52.5)	(5.9)	(6.4)	(40.0)	(24.5)	(2.4)	0.8
北 海 道	100.0	50.0	50.0	(42.9)	(35.7)	(14.3)	(-)	(21.4)	(7.1)	(28.6)	-
東 北	100.0	40.4	59.6	(40.9)	(57.1)	(6.3)	(13.5)	(44.9)	(26.5)	(1.7)	-
北 陸	100.0	36.8	62.2	(51.5)	(72.3)	(11.1)	(4.5)	(14.0)	(7.4)	(2.6)	1.0
関東・東山	100.0	42.6	56.9	(28.6)	(48.7)	(2.5)	(7.6)	(61.3)	(37.8)	(3.4)	0.5
東 海	100.0	33.9	63.8	(36.7)	(70.6)	(6.4)	(5.5)	(20.2)	(6.4)	(7.3)	2.3
近 畿	100.0	40.7	58.9	(66.0)	(63.6)	(3.1)	(6.2)	(17.3)	(9.3)	(1.2)	0.4
中 国	100.0	40.0	57.8	(68.1)	(52.7)	(5.3)	(6.4)	(20.7)	(9.0)	(2.7)	2.2
四 国	100.0	48.9	51.1	(58.3)	(25.0)	(4.2)	(8.3)	(54.2)	(41.7)	(-)	-
九 州	100.0	27.1	72.3	(23.0)	(27.5)	(3.0)	(2.6)	(72.2)	(49.0)	(1.1)	0.6

資料: 集落営農活動実態調査(農林水産省統計部)

注: () は，還元している組織数を100とした割合である。

収量に応じた分配や収量・品質に応じた分配は、いわゆる枝番方式を採用している組織である。麦・大豆のように価格が組織やＪＡでプールされている場合、あるいは米でもカントリーエレベータ単位等で価格がプールされている場合などには、販売額は収量のみに応じて利益分配が行われるが、米の価格設定が個別農家単位で行われている場合には収量・品質に応じた分配となる。生産物の量に応じた利益分配が統計に比して調査事例で低いのは、そうしたいわゆる枝番管理方式の組織割合が全国平均に比すると低いためであろう。

販売代金や交付金の支払いを組織でほとんどプールせずに構成員に分配しているいわゆる枝番方式の組織の場合、期末にそれを当期利益から配分したとしても、それは組織の利益ではなく、もともと構成員に帰属するべきものとみなす組織では、第9-1表にあった利益を「還元していない」という認識にあると考えられる。事実、決算書で当期利益の配分には計上せずに、構成員への支払いとして「費用」に計上している例が見受けられる。任意組合の場合は、構成員課税であるので、どちらで経理しても結果は同じであるが、法人化に向けては適切な処理が課題となるであろう。

なお、いわゆる枝番方式には以下のような事例がある。転作の大豆は単価が組織でプールなので、利益は面積に応じて配分し、米は販売額に応じて行う事例、作業を行うオペレータ組織とそこに作業を委託する農家（オペレータも含む）の組織（生産組合）との2階建て組織になっている場合に、調査対象であるオペレータ組織は作業面積割りで生産組合に精算するが、生産組合は出荷数量割りで構成員に配分する事例、販売額は収量・品質に応じるが、産地作り交付金は面積に応じるという事例、経営安定対策の固定払いは各農家の過去実績に応じた配分だが、成績払いとナラシは出荷数量に応じた配分という事例、固定払いを生産量や作付面積に応じて配分という事例などである。

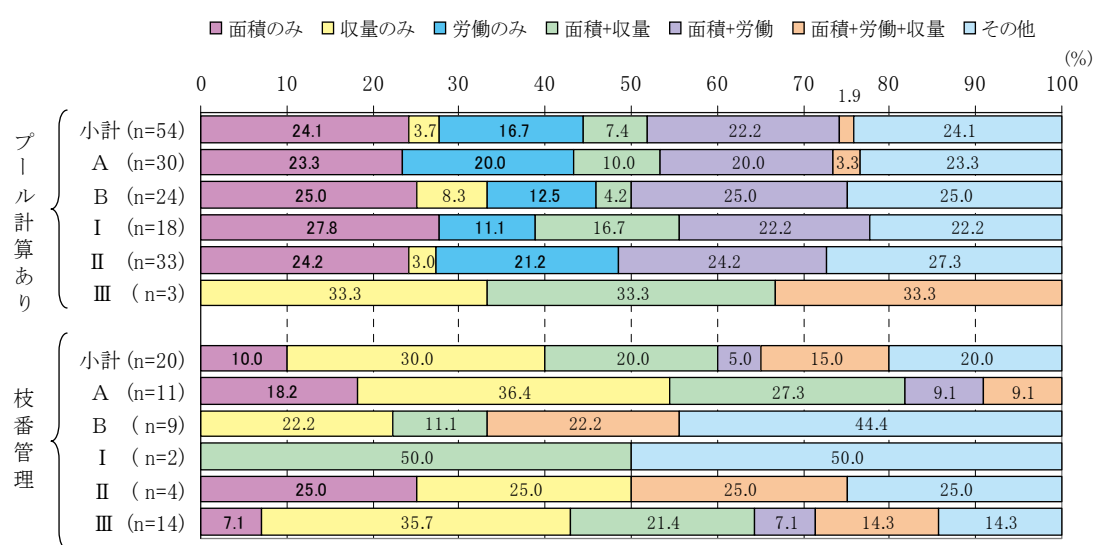
第9-2表 地域別の利益の分配方法(調査対象)

(単位:組織, %)

		合 計	労働に応じて	従事分量配当	面積に応じて	戸数割り	収量に応じて	収量・品質 に応じて	そ の 他
農 業 地 域 別	全 体	77	31 (40.3)	8 (10.4)	47 (61.0)	4 (5.2)	26 (33.8)	8 (10.4)	13 (16.9)
	東 北	16	7 (43.8)	1 (6.3)	8 (50.0)	2 (12.5)	5 (31.3)	2 (12.5)	3 (18.8)
	関 東	8	4 (50.0)	1 (12.5)	3 (37.5)	1 (12.5)	5 (62.5)	0 (-)	1 (12.5)
	北 陸	9	6 (66.7)	0 (-)	7 (77.8)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	2 (22.2)
	東 海	6	0 (-)	0 (-)	4 (66.7)	0 (-)	1 (16.7)	0 (-)	1 (16.7)
	近 畿	9	5 (55.6)	2 (22.2)	6 (66.7)	0 (-)	1 (11.1)	0 (-)	2 (22.2)
	中国・四国	12	5 (41.7)	3 (25.0)	9 (75.0)	0 (-)	3 (25.0)	1 (8.3)	1 (8.3)
	九 州	15	4 (26.7)	1 (6.7)	9 (60.0)	1 (6.7)	10 (66.7)	4 (26.7)	2 (13.3)
プ ー ル 計 算	小 計	56	25 (44.6)	7 (12.5)	37 (66.1)	4 (7.1)	11 (19.6)	4 (7.1)	10 (17.9)
	A 類 型	31	14 (45.2)	5 (16.1)	20 (64.5)	4 (12.9)	5 (16.1)	1 (3.2)	5 (16.1)
	B 類 型	25	11 (44.0)	2 (8.0)	17 (68.0)	0 (-)	6 (24.0)	3 (12.0)	5 (20.0)
	I 類 型	19	7 (36.8)	2 (10.5)	14 (73.7)	1 (5.3)	4 (21.1)	1 (5.3)	4 (21.1)
	II 類 型	34	17 (50.0)	5 (14.7)	21 (61.8)	2 (5.9)	4 (11.8)	3 (8.8)	6 (17.6)
	III 類 型	3	1 (33.3)	0 (-)	2 (66.7)	1 (33.3)	3 (100.0)	0 (-)	0 (-)
枝 番 管 理	小 計	20	6 (30.0)	1 (5.0)	10 (50.0)	0 (-)	16 (80.0)	4 (20.0)	3 (15.0)
	A 類 型	11	2 (18.2)	0 (-)	7 (63.6)	0 (-)	8 (72.7)	3 (27.3)	0 (-)
	B 類 型	9	4 (44.4)	1 (11.1)	3 (33.3)	0 (-)	8 (88.9)	1 (11.1)	3 (33.3)
	I 類 型	2	1 (50.0)	0 (-)	1 (50.0)	0 (-)	2 (100.0)	1 (50.0)	0 (-)
	II 類 型	4	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	0 (-)	2 (50.0)	2 (50.0)	2 (50.0)
	III 類 型	14	4 (28.6)	0 (-)	7 (50.0)	0 (-)	12 (85.7)	1 (7.1)	1 (7.1)

資料:農林水産政策研究所調べ

注. 複数回答なので合計は100%にならない。



第9-3図 利益配分方法の組み合わせ

資料: 農林水産政策研究所調べ

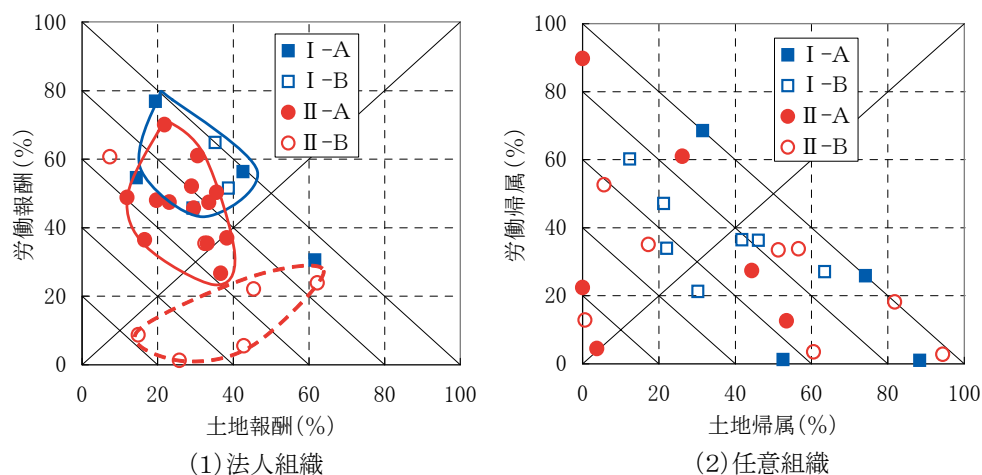
さらに利益の分配についてさらに類型別にみってみる。第9-2表では、一部の作目であれプール計算を行っている組織とすべての作目でいわゆる枝番管理を行っている組織とにわけて表示している。

プール計算を行っている組織について、担い手のタイプ別では、担い手主体タイプのAと共同作業タイプのBとでは、Bが「収量に応じて」がやや高いが、両者の相違は少ない。組織の運営目的別では、所得増加目的のIでは「面積に応じて」が74%と高く、農地維持目的のIIでは「労働に応じて」が50%と高く、また「収量に応じて」が12%と低い。Iは土地に対して、IIは労働に対して利益を分配する傾向にある。目的未定のIIIは、「収量に応じて」が100%であり、枝番管理の要素が強い。他方、いわゆる枝番管理の組織では、全体で「収量に応じて」が80%と高い⁽²³⁾。

利益の配分方式は、複数の方式を組み合わせている組織があるので、その組み合わせを示しておく(第9-3図)。プール計算を行っている組織では、「面積に応じて」のみが24%、「労働に応じて」のみが17%、「面積に応じて」と「労働に応じて」の組み合わせが22%などである。タイプ別でみると、担い手タイプ別での差はほとんどなく、運営の目的別では所得増加目的のIと農地維持目的のIIでの差はほとんどない。いわゆる枝番管理管理方式の組織では、全体では「収量に応じて」のみが30%、「収量に応じて」と「面積に応じて」の組み合わせが20%であるが、「労働に応じて」の配分は低い。

(5) 付加価値の帰属先

付加価値について、期中の支払いと期末の利益配分とを合わせて、付加価値がどこに配分されているのかを示したのが第9-4図である。付加価値が労働と土地保有とにどう分配されているかをみるために、労働については構成員への労務費と役員報酬、土地については構成員への地代・小作料の期中支払いを帰属分とした。期末の利益配分については、金



第9-4図 付加価値の分配

資料: 農林水産政策研究所調べ
注: 枝番管理およびⅢ類型の組織を除く。

額配分が不明なので、第9-2表でみた「面積に応じて」と「労働に応じて」とを取り出して、利益配当を労働と土地の帰属分に按分した⁽²⁴⁾。対象組織は、いわゆる枝番管理方式の組織とⅢ類型の組織を除外した上で、法人と任意組織とに区分して図示してある。

法人組織では、所得増大目的の組織は、担い手主体タイプ（Ⅰ－A）の組織も共同作業タイプ（Ⅰ－B）の組織も土地への帰属割合よりも労働への帰属割合が高い。農地維持目的の共同作業タイプ（Ⅱ－B）の組織が、労働への帰属割合が低く、土地への帰属割合が高い。農地維持目的の担い手主体タイプ（Ⅱ－A）の組織は、所得増大目的タイプ（Ⅰ）と同様に労働への帰属割合が高い組織もあるが、45度線近くあるいはそれ以下にあって、土地への帰属と拮抗あるいは、土地への帰属割合が高い組織もある。なおⅠ－Aであって45度線の下にある1組織は、構成員への地代水準を非常に高く設定している。逆にⅡ－Bにあって45度線の上にある1組織は、土地への配分をほとんど行わずに、労働への配分以外の付加価値は内部留保に充てている。そうした経営政策を行っている組織もある。

任意組織について、データの問題もあろうが、一定の傾向は示されない。

おわりに

分析の結果をまとめると以下のとおりである。付加価値規模では、所得増加目的のAと農地維持目的のBでは大差なく、担い手主体タイプのⅠは比較的大規模、農地維持目的のⅡは比較的小規模である。付加価値の分配は、AとBを比較すると、期中での分配では、Aは支払いが多くコストとして支出する傾向にあるが、Bではコスト化せずに当期利益の配分にする傾向であるが、期末の利益配当では、両者に間に配分先の割合には差がない。担い手主体の場合は、付加価値を経営コストとして処理する傾向が強いものとみられる。ⅠとⅡでは、期中の分配では大差がないが、期末の利益配当では、Ⅰは土地に、Ⅱは労働に多く分配されている。これは一見逆転しているように思われる。期中における付加価値の分配先がどうなっているのか、労賃や小作料等の単価設定がどうなっているのか、どこ

までをコストとして支出しているのか、さらに分析を行う必要がある。

最終的な付加価値の帰属先では、Ⅰが比較的労働中心であるのに対して、Ⅱ－Bは土地中心に付加価値を帰属させている。そしてⅡ－Aは、Ⅰに近いながらも土地への帰属が多い組織もあり、このタイプで最も労働と土地との対抗が厳しいとかがえる。

任意組織では、利益額やコスト自体を正確に把握することが難しい実態にある。賃金額が低いからということではなく、従事分量配当類似の方式で賃金や委託料の単価を事後的に算出する場合があること、経営地を保有したとされながらも実際には作業受託方式で運営されている場合があること、さらに枝番方式でコストの一部しか経理されていない場合があることなどのためである。こうした中では、任意組織の集落営農組織の利益額を見積もり、黒字、赤字と判断することはかなりの困難を伴う。

(小野 智昭)

(補) 集落営農組織における小作料

はじめに

集落営農組織において、構成員に支払われる小作料がどのような水準にあるのかの分析を行った。

(1) 調査対象組織における借地の小作料水準

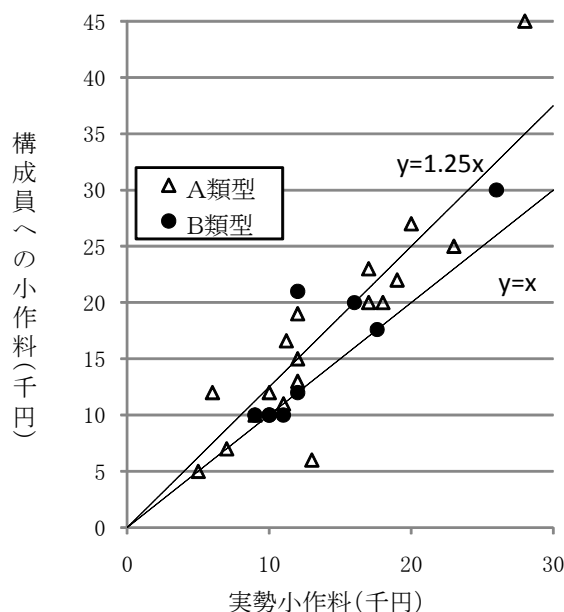
法人の集落営農組織では、借地によって経営地を集積している組織がほとんどであるが、任意組織の集落営農組織でも事実上の借地を行う事例がある。任意組織の場合には、構成員の経営地（自作地及び借地）と組織としての特定作業受託地が、組織の経営地としてカウントされるのが通常であるが、離農する構成員が農地を貸し出す場合に、その農地を他の構成員に貸すのではなく、組織が事実上借地して耕作する事例がある。この際、組合長名で借地する組織もあるが、形式上は組織の作業受託としている場合もある。

こうした構成員（あるいはかつての構成員）からの借地における小作料がどのような水準にあるかを示したものが第補1図である。構成員への小作料の単価は10 a当たり5千円から2.5万円に多く分布している。

(2) 集落営農組織における小作料と実勢小作料との比較

同図では、その小作料を地域内の実勢小作料との関係でプロットしてある。実線が45度線であり、実勢小作料と構成員への小作料が等しいラインである。この線上にある組織も一部あるが、多くの組織では45度線の上にあつて、実勢小作料よりも構成員への小作料水準の方が高くなっている。点線は、実勢小作料の1.25倍のラインである。多くの組織がこの点線の下側に位置するが、点線の上、すなわち実勢小作料の1.25倍以上の

小作料を構成員に支払っている組織がある。



第補1図 集落営農組織の小作料水準

資料：農林水産政策研究所調べ。

類型別に見ると、全戸型のB類型は実線と点線の間にある組織がほとんどで、実勢小作料水準の組織も多く、実勢小作料かその1.25倍程度の小作料を構成員に支払っている。オペレータ型のA類型では、45度線上の組織は少なく、点線との間が多く、さらには点線の上、すなわち実勢小作料の1.25倍以上の小作料を構成員に支払っている組織が全体の3分の1ある。B類型ではほぼ実勢小作料水準で、A類型ではそれよりも高い水準で小作料を構成員に支払っている傾向がある。

実勢小作料よりも構成員への小作料が高い理由には以下のようなものがある。全戸型のB類型では「組合に入ってもらふ意欲を持ってもらうため」(福井県の組織)、実勢小作料水準を確保して全員に所得分配しているのに対して、A類型では「収支状況を反映して上乘せ」(長野県の組織)という所得配分効果が目に見える形になるように意識的に小作料水準を高めているためと考えられる。また、それらとは異なって、「基盤整備の負担金を賄えるようにするため」という理由もある。

法人の付加価値の分析では、A類型は付加価値の労働への配分が多いが、B類型ではそうした組織もある一方で、土地への配分が多い組織もあることを指摘した。このことを勘案すると、A類型では実勢小作料水準よりも高い小作料を支払いつつも、それ以上に労働への配分を行っており、B類型では実勢小作料水準の小作料を支払う一方で労働への配分割合は低いという傾向があると考えられる。

(小野智昭・進藤眞理)

注(20) 集落営農活動実態調査（平成 20 年）は、集落営農実態調査（平成 20 年 2 月 1 日現在）で把握した 13,062 組織のうち、「集落内の営農を一括管理・運営」している 3,053 組織（うち経営所得安定対策加入組織は 2,968）を抽出して、2,884 組織を集計したものであるが、そのうち貸借対照表を整備している組織は 59 %である。同調査が対象とした集落内の営農を一括管理・運営している組織以外は貸借対照表を作成していないであろうとみられ、また集落内の営農を一括管理・運営している組織数はほぼ経営所得安定対策に加入しているので、経営所得安定対策に加入する集落営農組織全体（集落営農実態調査では 6,663 組織）の 26 %程度が貸借対照表を作成していると推測される。

(21) いわゆる枝番方式を含めて同様な計算を行うと、Ⅲ類型では過半の組織が 2,000 万円以上となり、Ⅲ類型は付加価値がⅡ類型よりも大きな組織であるという奇妙な結果となる。いわゆる枝番管理方式が多いⅢ類型では、組織として経理の一元化を行いつつも、コストの多くが組織でプール計算されず、構成員に利益配当として分配される枝番管理管理方式が採用されているため、付加価値が過大に把握されてしまうためである。

(22) 任意組織の場合、内部留保を行うと法人とみなされて（人格なき社団、いわゆる「みなし法人」）、法人税や消費税の賦課対象とされるので、多くの任意組織では「みなし法人」ではない任意組合と認定されるために、利益は構成員に全額配分して構成員課税とした後に、必要に応じて賦課金などで資金を徴収している。したがって経理上で内部留保を行っている組織は、法人がほとんどで、みなし法人となっている任意組織も一部があるが、この点の指導・理解が不十分で任意組合のまま内部留保を行っている組織もある。

(23) 100 %でないのは、転作あるいは裏作麦の組織であるので面積に応じた枝番管理を行っている組織が 1 組織、2 階建て組織の 2 階部分の組織であって、1 階部分の組織に面積に応じて利益配分し、1 階部分の組織が収量に応じて利益配分している組織が 1 組織、作業受託組織利益をすべて内部留保している（「その他」にカウント）組織が 1 組織あるためである。

(24) 「面積に応じて」と「労働に応じて」のいずれか一方の場合は、利益配当の全額をそれぞれ土地か労働の帰属とし、両方の場合は半々に按分した。

10. 認定農業者と集落営農組織の関係

はじめに

今次の水田・畑作経営所得安定対策の注目点の一つであり、農業の構造改革の基本的論点である、個別の担い手と集落営農組織の相互関連と分担関係について、ここでは地域の認定農業者の集落営農組織とのかかわり方を、主に集落営農組織側のデータから検討する。

両者の関係は、地帯ブロック別には、認定農業者が集落営農組織に非加入の北陸地方は別として、集落営農加入人数の多寡、そこでの役割の程度に応じて三様に分類できる。また集落営農の類型別には、運営目的が組織内での認定農業者の役割の如何に影響されていると考えられる。

(1) 認定農業者の参加状況

平成 20 年度調査の対象集落営農組織 77 の内、その組織が立地している地域内に認定農業者がいると回答したのは 66 組織 (86 %) である (第10-1表。北海道の 2 事例は表出省略)。

このうち 40 組織については、認定農業者の経営における稲作の位置づけと集落営農組織への関与程度について補助的データが得られたので、これも合わせて分析する。

まず、地帯ブロック別にみると、認定農業者が全地域で存在するのは東北、関東・東山、九州である一方、不在地域は北陸、東海、近畿、中国・四国では調査対象の 25 %～ 33 %を占めている。地域の認定農業者の集落営農組織への加入状況では、すべての集落営農組織に加入認定農業者がいる関東・東山、中国・四国と、全く加入していない北陸とが対照的である。

東北の集落営農組織 (16 組織) では、認定農業者の加入者数が平均 7.6 人と多い。集落営農への加入率 (第10-2表) は、認定農業者全体としては 70 %であるが、そのほとんどは主要作目に稲作を含む者 (以下、稲作農業者) で占められ、その加入率は 8 割に近

第10-1表 各地帯の集落営農への認定農業者加入状況

(単位:組織, %, 人)

	集落営農数	地域に認定農業者がいない	地域に認定農業者がいる	集落営農参加認定農業者なし	集落営農参加認定農業者あり	認定農業者参加人数別			認定農業者が全員加入	1組織平均認定農業者数
						1 人	2～5人	6人以上		
全 国	77	11 (14.3)	66 (85.7)	12 (18.2)	54 (81.8)	14 (25.9)	19 (35.2)	21 (38.9)	22 (40.7)	5.1
東 北	16	-	16 (100.0)	1 (6.3)	15 (93.8)	1 (6.7)	6 (40.0)	8 (53.3)	7 (46.7)	7.6
関東・東山	8	-	8 (100.0)	-	8 (100.0)	2 (25.0)	5 (62.5)	1 (12.5)	3 (37.5)	3.4
北 陸	9	3 (33.3)	6 (66.7)	6 (100.0)	-	-	-	-	-	0.0
東 海	6	2 (33.3)	4 (66.7)	1 (25.0)	3 (75.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	-	3 (100.0)	1.3
近 畿	9	3 (33.3)	6 (66.7)	2 (33.3)	4 (66.7)	1 (25.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	3 (75.0)	1.8
中国・四国	12	3 (25.0)	9 (75.0)	-	9 (100.0)	7 (77.8)	2 (22.2)	-	4 (44.4)	1.3
九 州	15	-	15 (100.0)	1 (6.7)	14 (93.3)	1 (7.1)	2 (14.3)	11 (78.6)	2 (14.3)	10.4

資料:農林水産政策研究所調べ

注. 地域に農業者がいる・いないの () 内の数値は調査対象集落営農数に対する割合, 集落営農参加認定農業者なし・ありの () 内の数値は地域に認定農業者がいる集落数に対する割合, それら以外の () 内の数値は集落営農参加認定農業者ある集落数に対する割合である。

第10-2表 地域ブロック別にみた認定農業者の加入状況

(単位:組織, 人, %)

	組織数	地域の認定 農業者数	稲作中心	集落営農組 織参加認定 農業者数	稲作中心	役員である	オペレーター である
合 計	40	218 <100.0>	168 <77.1>	145 <66.5>	105 (72.4)	42 (29.0)	66 (45.5)
東 北	6	44 <100.0>	38 <86.4>	31 <70.5>	30 (96.8)	7 (22.6)	27 (87.1)
関東・東山	5	33 <100.0>	12 <36.4>	18 <54.5>	7 (38.9)	3 (16.7)	5 (27.8)
北 陸	4	5 <100.0>	4 <80.0>	— —	— —	— —	— —
東 海	4	7 <100.0>	4 <57.1>	5 <71.4>	2 (40.0)	3 (60.0)	3 (60.0)
近 畿	6	18 <100.0>	16 <88.9>	11 <61.1>	10 (90.9)	6 (54.5)	6 (54.5)
中国・四国	6	11 <100.0>	5 <45.5>	9 <81.8>	4 (44.4)	7 (77.8)	6 (66.7)
九 州	9	100 <100.0>	89 <89.0>	71 <71.0>	52 (73.2)	16 (22.5)	19 (26.8)

資料:農林水産政策研究所調べ

注. < >は地域の認定農業者に占める割合, ()は集落営農組織への参加認定農業者に占める割合である。

い (79 %)。加入した認定農業者の 87 %がオペレータとして役割を果たしている。

関東 (8 組織) では, 全組織に認定農業者が加入し, 平均人数は 3.4 人であるが, 稲作農業者の組織率は 6 割弱 (58 %), オペレータを務めるのは 28 %にとどまる。

同じく中国・四国では, 地域に認定農業者がいる 9 組織の全てに認定農業者の加入者がみられ, 加入率は 8 割に達する。平均人数は 1.3 人と少ないが, 稲作以外の認定農業者も加入し, 役員 (78 %) やオペレータ (67 %) として中心的な存在となっている。

加入している認定農業者数が少ないのは, 東海 (4 組織), 近畿 (6 組織) も同様であり, 平均人数はそれぞれ 1.3 人, 1.8 人で, その 5 ~ 6 割が役員・オペレータを務めている。

これらに対して, 北陸では兼業農家による全員参加型の集落営農組織がこれまでも多くあり, 地域内に認定農業者がいても (6 組織), それらの者が加入しないで集落営農組織が立ち上げられ, 運営されている。

また, 九州 (15 組織) では複数集落にまたがって広域で集落営農組織が立ち上げられているところが多いため, 認定農業者の加入人数が平均 10.4 人と最大になっているが, 稲作農業者の組織率 (58 %), オペレータを務める比率 (27 %) は, ともに関東と同レベルにある。

以上, 北陸を別とすれば, 集落営農組織への認定農業者の関与のあり方は, ①多人数加入・オペレータ担当の東北, ②少人数加入・役員およびオペレータ担当の中国・四国, 東海, 近畿, ③加入しても関与程度が少ない関東・東山, 九州の三様に分かれる。

(2) 類型別の特徴

次に組織の運営目的, 組織の営農を担う者の違いによる特徴を整理する (第10-3表)。

まず, 組織の営農を担う者の違いをみると, 担い手主体型 (A) では, 全戸共同型 (B) に比して, 地域に認定農業者がいる比率が高く, また組織に参加している認定農業者の数も多い反面, 地域の全認定農業者を参加させている組織の割合はむしろ低くなっている。

続いて, 運営目的別にみると, 認定農業者が 2 ~ 5 人加入している組織の割合では, 「所得増 (I)」が一番高く, 「農地の維持・保全 (II)」, 「目的未決 (III)」と続いているが,

第10-3表 各類型の認定農業者加入状況別に見た集落営農の内訳

(単位:組織, %, 人)

	集 落 営農数	地 域 に 認定農業 者がいない	地 域 に 認定農業 者がいる	集落営農 参加認定 農業者なし	集落営農 参加認定 農業者あり	認 定 農 業 者 参 加 人 数 別			認定農業者 が全員加入	1組織 平 均 認定農 業者数
						1 人	2～5人	6人以上		
合計	77	11 <14.3>	66 <85.7>	12 (18.2)	54 (81.8)	14 (25.9)	19 (35.2)	21 (38.9)	22 (40.7)	4.4
A	42	2 <4.8>	40 <95.2>	6 (15.0)	34 (85.0)	7 (20.6)	10 (29.4)	17 (50.0)	12 (35.3)	7.3
B	35	9 <25.7>	26 <74.3>	6 (23.1)	20 (76.9)	7 (35.0)	9 (45.0)	4 (20.0)	10 (50.0)	4.4
I	21	1 <4.8>	20 <95.2>	5 (25.0)	15 (75.0)	4 (26.7)	8 (53.3)	3 (20.0)	7 (46.7)	3.7
II	39	8 <20.5>	31 <79.5>	5 (16.1)	26 (83.9)	8 (30.8)	8 (30.8)	10 (38.5)	12 (46.2)	5.6
III	17	2 <11.8>	15 <88.2>	2 (13.3)	13 (86.7)	2 (15.4)	3 (23.1)	8 (61.5)	3 (23.1)	10.4

資料:農林水産政策研究所調べ

注: < >は、地域内の集落営農組織の総数に対する割合。()は、それぞれが内数の関係になっている組織数を100とした場合の比率である。

第10-4表 各類型の認定農業者加入状況

(単位:組織, %, 人)

	組織数	地域の認定 農 業 者 数	稲作中心	集落営農組 織参加認定 農 業 者 数	稲作中心	役員である	オペレーター である
合計	40	218 <100.0>	168 <77.1>	145 <66.5>	105 (72.4)	42 (29.0)	66 (45.5)
A	21	148 <100.0>	119 <80.4>	103 <69.6>	73 (70.9)	26 (25.2)	44 (42.7)
B	19	70 <100.0>	49 <70.0>	42 <60.0>	32 (76.2)	16 (38.1)	22 (52.4)
I	9	28 <100.0>	20 <71.4>	21 <75.0>	13 (61.9)	13 (61.9)	14 (66.7)
II	21	69 <100.0>	50 <72.5>	47 <68.1>	34 (72.3)	18 (38.3)	24 (51.1)
III	10	121 <100.0>	98 <81.0>	77 <63.6>	58 (75.3)	11 (14.3)	28 (36.4)

資料:農林水産政策研究所調べ

注: < >は地域の認定農業者に占める割合, ()は集落営農組織への参加認定農業者に占める割合である。

認定農業者が 6 人以上加入している組織の割合では、逆の順になっている。これは、複数集落にまたがった広域の組織で、認定農業者の加入も多い集落営農組織が多い九州の組織が、「目的未決 (Ⅲ)」に占める割合が高く (17 組織中 8 組織)、認定農業者が 2 ～ 5 人加入している組織、6 人以上加入組織の両方が多い東北の組織が「所得増 (Ⅰ)」に占める割合が高い (21 組織中 8 組織) ことも要因として考えられる。

続いて、集落営農組織に加入している認定農業者の性格を、同じく組織の運営目的、組織の営農を担う者の違い別にみる (第10-4表)。まず、組織の営農を担う者の違い別では、担い手主体型 (A) より、全戸共同型 (B) の方が、役員やオペレータを務める認定農業者の割合が高いが、それほど大きな差はみられない。これに対して、組織の運営目的別では、役員やオペレータである認定農業者の割合が、「所得増 (Ⅰ)」で一番高く、「農地の維持・保全 (Ⅱ)」, 「目的未決 (Ⅲ)」と続いている。そして、その差は、組織の営農を担う者別の違いより大きい。このことは、逆にいえば、多くの認定農業者が組織の役員やオペレータになっている組織では、組織の運営目的が「所得の増」であることが多いと考えられる。また、認定農業者が多数加入しているものの、組織の役員やオペレータにあまりなっていない組織では、組織の運営目的を決められないでいる組織が多くなっていると考えられる。

(3) 特徴的な動き

集落営農組織が非加入の認定農業者と地域内で併存しているものが 44 組織（全体の 57 %）ある。集落営農組織立ち上げに伴う認定農業者からの貸し付け農地・委託作業の返還事例は 3 つあった（群馬県，愛知県，大分県）が，前年度の調査時以降の変化としては，認定農業者が経営する農地を組織に一旦組み入れたものの，しこりが生じたため，その後一部を認定農業者に返還した（ただし過去実績は組織に残して）例がみられた（群馬県の M 組織）。

上記の対立的事例を除くと，集落営農と非加入の認定農業者の関連についての質問には「棲み分けている」，地域農業で相互に補完しているとの回答が広範にみられた。高齢化の進展の中で後継者を確保していない認定農業者の場合は，集落営農への関与が将来の選択肢となるとの指摘もある。現に，認定農業者がケガをしたため，その経営農地の一部が集落営農組織に委託される予定という事例もあった（滋賀県 K 組織）。

調査対象の中では，認定農業者と集落営農組織の関係がみえにくいものがあった。一つは，認定農業者が集落営農組織を農事組合法人として立ち上げた後，法人とそれに参加する個人が同時に認定農業者となることはできないと判断して，個人は全て認定から外れた例である（北海道の F 組織）。二つは，経営所得安定対策の対象となるため，認定農業者が主導して集落営農組織を設立したものの，その認定農業者は税金等の関係から構成員にはなっていない例がある（三重県の T 組織）。両例とも，認定農業者の集落営農組織への関与はいわば隠蔽されている。

他方，認定農業者が集落営農組織に一旦包摂されながら，後に分離していく場合もある。宮城県の Y 組織では，農地の一括利用権を設定した後，構成員の認定農業者の一部は脱退独立し，組合は一旦解散して再構成することを予定していた。集落営農組織が個別担い手が発展するための過渡的存在となる可能性を窺わせる。

おわりに

地帯ブロック別および類型別に分析を行った結果，認定農業者と集落営農組織の関連は，いくつかのタイプに分類できることが明らかになった。だが，両者の関係は，地域の特殊事情に応じて活用・補完・対立といった諸様相を呈しながら，なお流動的であり，今後の推移を見守る必要がある。

（千葉 修）

11. まとめ

以上、総括的に集落営農組織の動向とその影響を整理した後、個別課題毎に、集落営農組織における動向とその特徴をみてきたが、最後に、平成 20 年度における調査・分析の結果を、①経営の安定化・発展の方向性、②法人化に向けた取組、③組織再編の動き、というくくりで横断的に総括し、今後の研究課題についても整理する。

(1) 集落営農組織の経営の安定化・発展の方向性

前身組織の有無、あるいはすでに集落営農組織として経営実態があったなど、集落営農組織の立ち上げ前の状態の違いにより、その後に取り組みされている経営の安定化・発展の方向性に違いがみられた。このため、集落営農組織が組織としての一体性を強めていくのに応じて、次第に経営の安定化・発展の方向性が変わっていくものと考えられる。こうした安定化や発展の方向性のシフトに合わせて、①機械の合理的な所有と効率的な利用、および農地の維持・保全、②オペレータとしての若い担い手の農業への参画・定着、③複合部門、多角部門の強化による農業所得、農業関連所得の向上、といった順に、地域農業や農業経営に対して効果が現れ、それが次第に大きくなっていくことが予想されるので、この点を、地域の農業生産や農業構造の変化を把握しながら、検証していく必要がある。

また、組織の運営目的の違い、組織運営の中心となる者の違いを踏まえた類型毎の分析では、この 1 年間だけでも、その運営目的に沿った経営の発展がみられた。

このため、生産性向上等による所得の増加を目指している組織の立地している地域では、地域農業への影響として、米、麦、大豆といった水田作物における生産性が向上し、園芸、花き等の導入・生産拡大や直売や加工等への取り組みが進んでいくものと考えられる。また、農地の維持・保全を目的とした組織が立地している地域では、高齢化が進展する中でも農地の維持・保全が図られていくものと考えられ、この点についても検証していく必要がある。

他方、目指す方向を決めかねている組織では、取り組まれている割合は低いものの、組織の安定化・発展に向けて、様々な取り組みが模索されていた。今後、目指す方向を決めかねている組織のうち、組織の目的を定めたり、経営の改善のきっかけをみつけて安定化・発展していく組織が出てくると考えられるので、その安定化や発展に向けた動きをしっかりと把握・分析し、目指す方向を決められない組織が、経営の安定化や発展に取り組んでいくための糸口を提供する必要がある。

さらに、この経営の安定化・発展の方向性については、組織の運営目的だけでなく、地域性も大きく影響していることが分かった。中山間地域に立地する集落営農組織では、平地農業地域に立地する組織に比べて農地の維持・保全を目的とした組織が多く、経営所得安定対策だけでなく、中山間直払や農地・水・環境保全向上対策にも取り組まれていた。今後は、こうした地域対策と組織活動をいかに緊密に連携させていくかを明らかにしてい

く必要がある。

他方、経営の安定化・発展の一つの方向である複合部門、多角部門の導入においても、組織の運営目的の違いや組織の営農を担う者の違いによる取組状況の差が生じるもののほか、地域性による違いもみられた。例えば、稲作依存度の高い東北、北陸では、稲作所得の減少を補い、組織の安定性を確保するため、複合化を志向する組織が数多くみられる。また、大都市周辺では、直売への取組が志向され、大豆の産地では、大豆の加工に対する取組がみられる。今後は、こうした特性を踏まえ、それぞれの組織の特性にあった複合部門、多角部門の導入のあり方を整理していく必要がある。

以上のような経営の安定化・発展の全体的な動き以外に、担い手主体型の組織においては、オペレータの労働報酬をできるだけ確保するため取り組み等、担い手に対する経済的インセンティブを高めるための工夫がなされていることを把握することができた。また、全戸共同型の組織では、組織の立ち上げのための合意形成や、組織の維持のための仕組みとして、地代（小作料等）を手厚くして参加農家に配分する等の取組が行われていることも把握することができた。しかしながら、平成 20 年度においては、調査対象組織側の経理手法の未発達等もあって、その実態を解明するまでには至らなかった。組織が経営の安定化・発展を図っていくためには、それぞれの目的に合った経済インセンティブの確保と分配が重要になってくると考えられることから、今後、ある程度、経理処理のレベルの高い組織に焦点を当てた調査・分析を行うことで、こうした取組の実態とその効果を解明していく必要がある。

（２）法人化に向けた取組

組織の運営目的の違い、組織の営農を担う者の違いを踏まえた類型毎の分析では、農地の維持・保全を目的とした担い手主体型の組織（農地維持・担い手型）で、法人化した組織の割合が最も高く、平成 19 年度以降においての法人化の動きでも最も活発であった。これに対して、生産性向上等による所得の増加を目的とした全戸共同型の組織（所得増・全戸型）では、法人化した組織の割合も少なく、今後についても、法人化に対して消極的な組織の割合が高かった。

この背景としては、

- ① 「農地維持・担い手型」の組織の性格を踏まえれば、中心となる担い手の人数が絞られていて合意が得られやすく、組織の運営目的が「農地の維持・保全」なので、地域の地権者からの合意を得られやすい。これに対して、「所得増・全戸型」は、組織に参加している戸数も多く、目的が地権者からみると合意を得にくい。
- ② 本調査対象組織のうち中山間地域に立地する組織では、平地農業地域より、法人化している組織の割合が高かった。「農地維持・担い手型」に含まれる組織の割合は中山間地域で高く、「所得増・全戸型」に含まれる組織の割合は平地農業地域で高くなっている。
- ③ 類型毎のオペレータの活動状況をみると、「農地維持・担い手型」では、オペレータの平均年齢は高いものの、比較的若い世代も確保している。これに対して「所得

増・全戸型」は、オペレータの人数は多いが、50 歳代が突出して多く、若い世代はあまり確保できていない。そして、「農地維持・担い手型」には、担い手不足から、若い担い手を確保するために法人化したと回答している組織が含まれている。これに対して「所得増・全戸型」には、オペレータの年齢は高いが、近くの安定的な兼業先を背景に、兼業農家が地域内に数多くいるケースが多く、若い担い手を確保する目的で法人化を考えている組織は含まれていない。

といった理由が考えられるが、今後、更に検証が必要である。

また、「農地維持・担い手型」では、最も法人化した組織の割合が高いにもかかわらず、米を含めたプール計算ができていない組織の割合が高く、逆に、「所得増・担い手型」では、米も含めたプール計算が実現している組織の割合が最も高いにもかかわらず、法人化が進んでいない。これは、「農地維持・担い手型」では、米についても全面的にプール計算して法人化することについて合意が得られなかったが、法人化することを優先した組織が多かったことが考えられ、また、「所得増・全戸型」では、米のプール計算が実現したにもかかわらず、それが法人化の契機にはならなかった組織が多かったと考えられる。

これらから、

① 米のプール計算を実現できていなくても、(経営の安定性はともかく) 法人化は可能

② 米も含めたプール計算が実現しても、それは必ずしも法人化には結びつかない
ということが示された。これらの点についても、今後、さらに多角的に検証していく必要がある。

(3) 組織再編の動き

調査対象組織 77 のうち、54 組織が経営所得安定対策の導入を機に立ち上げられたばかりの組織であるにもかかわらず、同対策導入の 1 年後に、早くも、組織の規模が大き過ぎると感じて、分割を予定しているものが 1 組織、分割を視野に入れているものが 2 組織ある。

他方で、組織の規模が小さ過ぎると感じて、他の組織との統合を予定しているものが 4 組織、統合・連携を視野に入れているものが 14 組織ある。

このほか、組織を存続させることについて話し合い中で、調査を実施できなかった組織が 1、調査後、組織の中心的存在だった認定農業者が抜けるので組織再編を迫られることになった組織が 1 ある。

さらには、現在は、地域内で認定農業者と認定農業者の参加がない集落営農組織が棲み分けているが、集落営農組織の方では、ゆくゆくは認定農業者の参画を得て、中心的な担い手になってもらうことを期待している組織も 3 組織あった。

これらを全て足しあげると、調査対象組織の 3 分の 1 が、現行組織の再編を視野に入れたり、すでに再編に着手していることになる。今後、経営所得安定対策の導入後、時間を経るにつれて、こうした再編の動きはさらに具体化するものと考えられる。

こうした再編によって、どのような組織が新たに生まれてくるのか。また、認定農業者

が集落営農組織に新たに参加したり，脱退したりすることが，組織にどのような影響を与えるのか。さらには，認定農業者が参加していた組織が解散することで，それが認定農業者の経営にどういう影響を与えるのか。今後の，組織再編の動きをフォローし，これらの点を明らかにしていく必要がある。

（吉田 行郷）

平成 22 年 11 月 30 日

印刷・発行

経営安定プロジェクト 研究資料 第 4 号

平成 20 年度
集落営農組織の設立等が
地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析
研究報告書

編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電 話 東京 (03) 6737-9000

FAX 東京 (03) 6737-9600

印刷・製本 (株) 美巧社



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。